

289-Sa18-3ㄅ



1200500732357

3



始



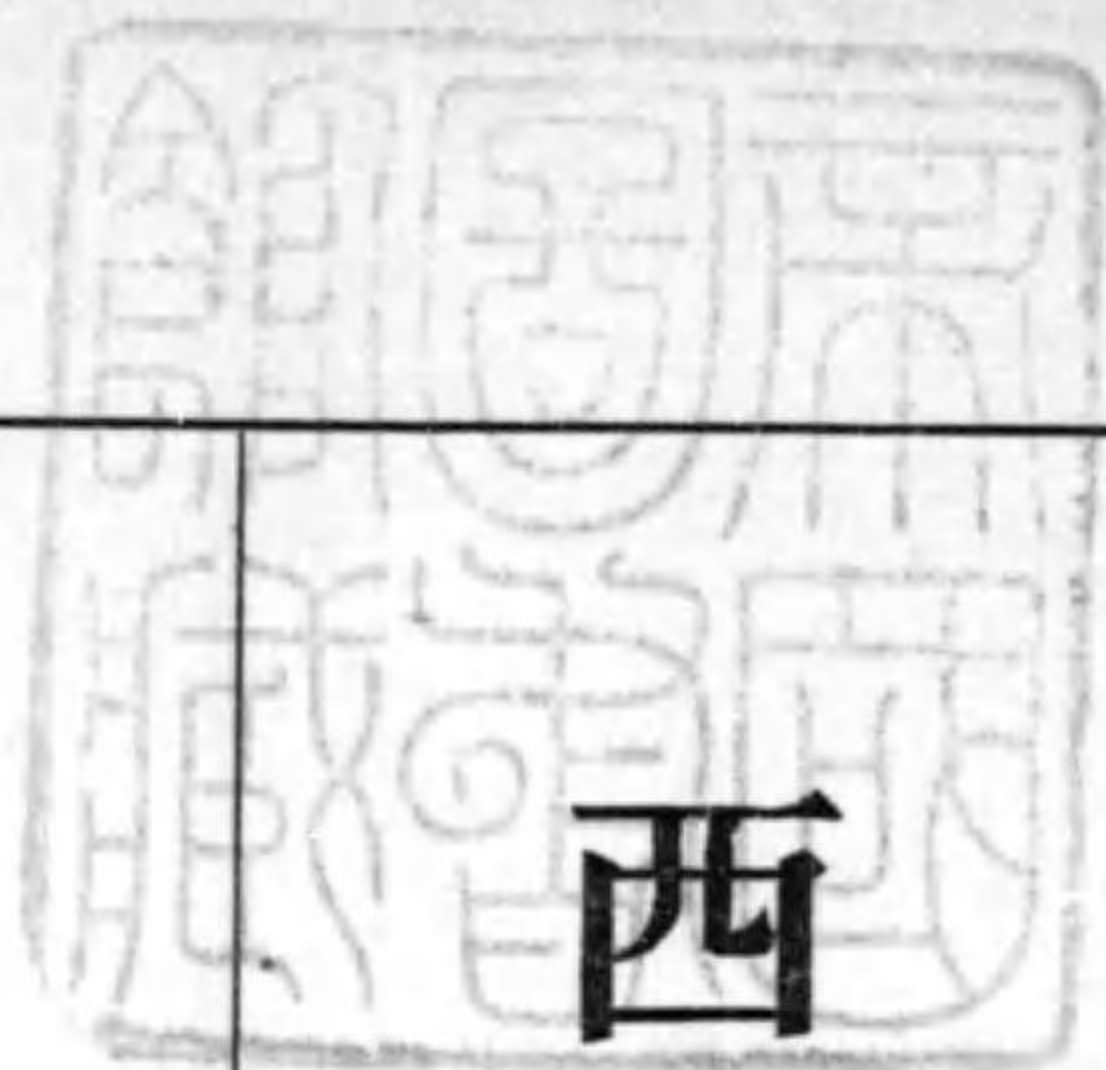
812

289
5A18
3

谷口武著

西鄉南洲選集上卷

讀書新報社出版部



神州の高風

— 序に代へて —

西郷南洲先生は、日本史上の富嶽である。遠く望めば泰然として天に聳ゆる偉觀であり、近く接すれば茫然として豊かなる妙境である。仰げばいよ／＼高く、渡ればます／＼廣く、到るところに敬天あり、忠烈あり、愛民あり、禮節あり、内省あり、風雲あり、詩趣あり、人情ある、その大人格は、まことに神州の高風で、天神の傑作と申すべきである。

いふまでもなく、先生の眞隨は至誠である。かつて先生が、大山元帥に與へられた詩の中に、「決^ス勝^ヲ奇^ヲ謀^ハ發^ス至^ス誠^ニ」^{ヨリ}と言はれてあるが、これは天下萬世の名言であり、そして之はまた、先生が遠島の謫居に、維新の陣營に、新政の廟堂に、故山の學舎に、挺身刻苦して殘された地上千載の至教である。

さて、先生が天來の大英才を玉大成せしめたものは、多難の國情と峻烈な逆境であつた。しかも、先生は、その身の獄中にあると、陣中にあると、山中にあるとを問はず、常に身を持することと謹嚴に、正坐して讀書と愛國の他には何物もなかつた。かくして富嶽南洲翁の巨像は彫塑されたのである。

私は少年の頃より、日本人の悉くがさうであるやうに、南洲先生を崇拜し、その傳記、逸話、詩篇、書翰、文書、遺訓などを愛讀して、その勤皇の熱誠に感動し、その蓋世の雄略に敬服し、その高邁なる風韻に浴澤し、その正視する慈眼に親愛し、卑才遅々としながらも、年と共に先生を景仰することの幸福を深くしてゐる。殊に教育の末席に連る身として、先生の徳化の深甚なるを畏敬し、先生の師道を探究し、先生の學則を頑味し、その高風を敬慕することいよく切なるものを加へた。小著「南洲先生の教育精神」は、さうした心境の一端を同志に頒つ微衷であつた。その後、紀元二千六百年の盛典に當り、私は永く之れを記念するため、萬障を排して薩南城山に參上し、先生の墓前に詣りて、多年の宿願を達した。

淨光明寺畔の塋域には、先生の墓石を前面中央に安置し、篠原國幹、桐野利秋以下、十年役戦歿者の墓石七百四十八基、二千二十三人。城山の翠綠を背景となし、錦港灣の金波を前庭として、生ける日さながらに凜烈たる威靈の陣容である。墓地に隣つて南洲神社がある。社前に高き石の大燈籠は、夙都五十年祭に當り、全東京都民が感謝の奉納である。私はこの下に佇んで、今更に先生の遺徳を追慕した。四日間の滞在中、毎日社前に拜し、墓前に詣りて、落葉を拾ひ、青苔を拂ひながら、先生とその子弟の三世を貫く義心に思を深くした。眼を轉すれば山容水色ことごとく先生の遺風を傳へ、その徳澤を語るが如く、悠揚迫らぬ南國の天地であつた。歴史館に遺墨遺物

を參觀し、山麓に陸軍大將の正装せる銅像を仰ぎ、私學校の跡、武村の邸、終焉の地點など、心ゆくまで先生の足跡をたどり、先生の音容を偲んだ。

かくして宿願を果した私は、新たなる心機の第一歩を高千穂の峰に進め、雲に聳ゆる靈域の頂上に天孫の皇靈を拜して、神國日本のこの年を一層つよく記念した。

その後、私は、教育史懇談會に、首席訓導錬成會に、あるひは師道研究會に、あるひは學園の南洲祭に、しばしば先生を語る機會を與へられ、そのたびに先生の高潔と熱誠に感奮するのであつた。

たまたま長友武田勘治氏の厚情により、本書の編修に着手することとなり、私は改めて先生に入門參學する一雲水となつた。ある時は朝早く、ある時は夜おそく、公務と私事の寸暇をさいて、先生の遺文の前に跪坐し、先生が自ら語る生涯の教訓を謹聽した。以來四年目である。

乃ち、本書は、先生の書翰、詩歌、文書などを、その年月の順に配列し、先生自作の遺文によつて、先生の自叙傳を代編したもので、この手法は、本書の姉妹篇たる「吉田松陰選集」の創意に擬つたのである。

註釋はなるべく簡潔にして、單なる道しるべの程度にとどめたが、必要なところは相當に詳説した。しかし、讀者は努めて原文と眞剣に取組み、先生の眞髓をその本源より汲收されんことを

願ふ。現代の口語文に馴れたものには、候文および詩歌の類には、親近しがたいことであらうが、眞に聖賢偉傑の高教を受けんとするものは、最初から非常な勇猛心を以て、難字難文を克服せねばならぬ。早朝、深夜、みづから寸陰をつくり、襟を合せ膝を正して、一篇一章を熟讀頭味しつゝ、富嶽に登拜するものの如く、歩一步に精根を傾けて、遂に絶頂を窮めるまでは、不退轉の決意をして欲しいのである。多くを見んがためには、自らを見捨てなくてはならない。この厳しさが總ての登攀者に必要である。私もまた、終生、本書を反覆轉讀して、讀者諸君と共に、先生門下の修養生となり、その留魂護國の大精神を繼承せんことを誓ふものである。

昭和十八年九月二十四日

南洲先生六十六年祭前夜

東京敬天塾にて

谷 口 武

西郷南洲選集

上巻 目次

神州の高風(序に代へて)

一 勤皇志士時代

安政元年甲寅(二十八歳)

一、椎原與右衛門、同權兵衛宛 七月廿九日

二、福島矢三太宛 八月二日

安政二年乙卯(二十九歳)

三、樺山三圓宛 六月一日

四、樺山三圓宛 八月三日

五、樺山三圓宛 十月四日

安政三年丙辰(三十歲)

- 六、大山正圓宛 八月五日
- 七、農政に關する上書
- 八、市來正之丞宛 十二月一日

安政四年丁巳(三十一歲)

- 九、原田八兵衛宛 七月二十九日
- 一〇、橋本左内宛 十二月十四日
- 一一、橋本左内宛 十二月十四日
- 一二、市來正之丞宛 十二月三十日

安政五年戊午(三十二歲)

- 一三、橋本左内宛 一月十九日
- 一四、市來正之丞宛 一月二十九日
- 一五、忍向(月照)宛 八月十一日

二 南島謫居時代

安政六年己未(三十三歲)

- 一九、大久保正助宛 一月二日
- 二〇、稅所・大久保宛 二月十三日

萬延元年庚申(三十四歲)

- 二二、大久保正助其他宛 二月二十八日
- 二三、堀・大久保宛 十一月七日

文久元年辛酉(三十五歲)

- 二四、稅所・大久保宛 三月三日

一八

一六

一四

一三

一〇

〇八

〇七

〇六

〇五

〇四

〇三

〇二

〇一

〇六

〇六

〇六

〇七

〇七

〇七

〇八

〇八

〇九

〇九

〇九

〇九

〇九

文久二年壬戌(三十六歲)

二四、木場傳内宛 六月三十日

文久三年癸亥(三十七歲)

二五、得藤長宛 三月二十一日

二六、高田平次郎宛 文久三年春

二七、贈高田平次郎 (憑君識得)

二八、米良助右衛門宛 九月二十六日

二九、獄中有感 (朝蒙恩遇)

三〇、謫居偶成 (獄裡冰心)

三一、謫居偶成 (一片浮雲)

三二、偶成 (天步艱難)

三三、題高山彦九郎遇山賊圖 (精忠純孝)

三四、謝貞鄉先生之恩遇 (天步艱難)

- 三五、謝貞鄉先生惠茄 (麗色秋茄)
- 三六、德之島與人役宛 九月
- 三七、船材拂下を願ふ書
- 三八、贈土持政照 (精神不減)
- 三九、示土持政照 (平素眼前)
- 四〇、與人役間切横目役大體

元治元年甲子(三十八歲)

四一、椎原家兩叔父宛 正月二十日

四二、大學講義

四三、孟子講義

四四、贈土持政照 (別離如夢)

三 長州問題時代

元治元年甲子(三十八歲)

四五、大久保一藏宛	五月十二日	一七五
四六、大久保一藏宛	六月八日	一七八
四七、大久保一藏宛	六月十四日	一八一
四八、大久保一藏宛	七月四日	一八六
四九、大久保一藏宛	七月二十日	一九三
五〇、中根・酒井宛	七月二十八日	一九七
五一、大久保一藏宛	九月十六日	一九九
五二、大久保一藏宛	九月十九日	二〇五
五三、小松帶刀宛	十月二十五日	二〇九
五四、香川・山田宛	十一月八日	二三三
五五、喜入攝津宛	十一月十五日	二三四
五六、小松帶刀宛	十一月十九日	二三六
五七、大久保一藏宛	十一月二十五日	三二九
五八、小松帶刀宛	十二月二十三日	三三三

四 維新運動時代

慶應元年乙丑(三十九歲)

五九、送 _二 大山士 _一 (從來素志)	三二九
六〇、奉 _レ 呈 _二 月形先生 _一 (四山含笑)	三三二
六一、藤 長 宛	三月二十一日	三三三
六二、土持政照宛	三月二十一日	三三六
六三、月形洗藏宛	四月二十五日	三三八
六四、小松帶刀宛	閏五月五日	三四一
六五、大久保・養田宛	八月二十八日	三四一
六六、同上 別 書	八月二十八日	三四三
六七、大久保一藏宛	九月十七日	三四六
六八、養田傳兵衛宛	十二月六日	三四九
慶應二年丙寅(四十歲)	三五七

六九、養田傳兵衛宛 正月五日……………二五八
 七〇、養田傳兵衛宛 二月十八日……………二五九
 七一、大久保一藏宛 五月十日……………二六〇
 七二、大久保一藏宛 五月二十九日……………二六一
 七三、養田傳兵衛宛 六月十三日……………二六二
 七四、岩下佐次右衛門宛 七月上旬……………二六三
 七五、長州再征に付出兵を斷る文案……………二六四
 七六、大久保一藏宛 七月二十八日……………二六五
 七七、慶應丙寅十月上京船中作 (連歳投危)……………二六六
 七八、小松帶刀宛 十二月九日……………二六七

慶應三年丁卯(四十一歳)

七九、大久保一藏宛 二月晦日……………二六八
 八〇、島津久光宛 五月十二日……………二六九
 八一、島津久光宛 五月中旬……………二七〇

八二、後藤象二郎宛 七月二日……………二七〇
 八三、山縣・品川宛 七月七日……………二七一
 八四、大久保一藏宛 七月二十七日……………二七二
 八五、桂右衛門宛 八月四日……………二七三
 八六、大久保一藏宛 八月十六日……………二七四
 八七、桂右衛門宛 十一月二十五日……………二七五
 八八、黒田嘉右衛門宛 十一月二十七日……………二七六
 八九、養田傳兵衛宛 十二月五日……………二七七
 九〇、岩倉具視宛 十二月八日……………二七八
 九一、品川彌二郎宛 十二月八日……………二七九
 九二、養田傳兵衛宛 十二月十一日……………二八〇
 九三、養田傳兵衛宛 十二月二十八日……………二八一

參 考 書

謹んで左記の著述者と發行者各位に敬意と謝意を表す。

書名	著者	發行年	發行者
西郷隆盛之傳	三宅虎太	明治十年	和泉屋
南洲翁遺訓	菅賞季	明治二十三年	三矢藤太郎
勤王烈士傳	荻原正太郎	明治三十九年	烈士頌功會
西郷南洲書翰集	加治木常樹	明治四十四年	實業之日本社
西郷南洲言行錄	白田石楠	明治四十一年	鼎立社
水川清話	勝海舟	大正二年	有倫社
南洲全集	山路愛山	大正四年	春秋社
西郷南洲先生	德富猪一郎	大正十五年	民友社
西郷南洲	南洲會	大正十五年	南洲會社
大西郷全集(三卷)	全州刊行會	昭和二年	平凡社
西郷南洲先生傳	奉贊會	昭和二年	改造社
南洲先生玉詩全集	竹崎武泰	昭和二年	義勇飛行會
南洲翁遺訓集	鳥海良邦	昭和二年	文錄社
南洲翁大畫集	追頌會	昭和二年	大西郷追頌會
大西郷遺墨集	渡邊盛衛	昭和三年	平凡社
木戸松菊先生	德富猪一郎	昭和三年	民友社

書名	著者	發行年	發行者
南洲翁の私學校 (雜誌・學園日記)	伊地知茂七	昭和六年	玉川學園出版部
薩藩の文化	鹿兒島市	昭和十年	市教育會
南洲翁逸話	石神今太	昭和十二年	縣教育會
大西郷突圍戰史	香春建一	昭和十二年	改造社
西郷隆盛暗殺事件	日高節	昭和十三年	集陽社
明治天皇御宇史	德富猪一郎	昭和十四年	明治書院
西郷南洲遺訓	山田濟齋	昭和十四年	岩波書店
大西郷書翰大成	渡邊盛衛	昭和十五年	平凡社
維新新史	文部省	昭和十六年	明治書院
勤王僧月照	丹部潔	昭和十七年	成文堂
南洲先生詩境	朝倉每人	昭和十八年	愛亞書房

勤皇志士時代

自安政元年甲寅（二十八歲）
至安政五年戊午（三十二歲）

安政元年甲寅（二十八歳）

正月二十一日、小姓となり、藩主島津齊彬の江戸に参観するに従つて鹿兒島を發した。その途中、水上坂（鹿兒島城下西田町）の茶店で休憩した時、齊彬に呼ばれて初めて面謁した。

三月三日、幕府は米使ベリーと和親條約を締結す。

三月六日、江戸高輪の藩邸に着く。

四月、庭方役となり、しばし齊彬に面談して國事を密議するの機會を得た。之れ實に國家の大事に任ぜらるゝ首途であつた。

四月十日、樺山三圓と共に小石川の水戸邸に行き、初めて藤田東湖、戸田忠太夫（逢軒）に面會した。

七月五日、有村俊齋、樺山三圓等と共に再び水戸邸に藤田東湖を訪ねて時事を語る。隆盛大い
にその人物識見に推服す。

閏七月二十四日、藩の世嗣虎壽丸が突然死去したので、樺山、有村、伊藤才藏等と會して、藩の不幸を嘆いた。

八月二十七日、禪山と三たび東湖を訪ね、國事を談ず。

(一) 椎原與右衛門、同權兵衛宛

安政元年七月廿九日(江戸より
鹿兒島へ)

一筆啓上仕候。殘暑甚敷御座候得共、御祖母様を奉_レ初、御一統様御機嫌能可_レ被_レ遊_ニ御座_ニ奉_ニ恐縮_ニ候。伏て不肖無_ニ異議_ニ相勤申候間、乍_レ恐御安慮御思召可_レ被_レ下候。扱、先間便に差下候字は痛なく相届候哉、自然御披見被_レ下候はん。其時共は餘程面白次第にて、東湖先生も至極丁寧成事にて、彼宅へ差越申候と清水に浴候鹽梅にて、心中一點の雲霞なく、唯清淨なる心に相成、歸路をわすれ候次第に御座候。御遠察可_レ被_レ下候。櫻任藏にも追々差越候處、是も豪傑疑なく、廉潔の人物、其上博識に御座候。彼方の學問は始終忠義を主とし、武士となるの仕立にて、學者風とは大に違ひ申候。自畫自讃にて人には不_レ申候得共、東湖も心に被_レ惡候向にては無_ニ御座_ニ、毎も丈夫と呼ばれ、過分の至に御座候。我ものに一義も被_ニ引受_ニ、頼母敷共難_レ有共被_レ申、身にあまり國家の爲悅敷次第に御座候。若哉老公鞭を擧て異船へ魁御

座候はゞ、逸散駈付むべ草に成共罷成申度心醉仕申候。御一笑可_レ被_レ下候。老公も此廿五日、御軍制御改正の御掛被_ニ仰渡_ニ御登城に相成申候。何様の缺立に御座候や。其後水府へ參不_レ申候に付、模様相分不_レ申候。追て細事申上候様仕申候。刀の儀、難_レ有御厚禮申上候。何卒宜便を以て御遣し被_レ下度奉_ニ合掌_ニ候。掛て重疊自由の儀申上、不都合千萬に御座候得共、御仁宥可_レ被_レ下候。愈江戸風の浮氣には相當不_レ申候に付、夫丈けは御安心可_レ被_レ下候。一緒に參候人々の内、品川へ足踏不_レ致は壹人にて御座候。是位に續人は無_ニ御座_ニ候得共とろけは不_レ仕候。御察可_レ被_レ下候。樺直八至極の御丁寧にて、定御供に相加候處、勤向も相分候に付、仕合の事に御座候。此廿二日には増上寺御豫參有_レ之御供にて御座候處、誠賑々敷次第に御座候。頓と五社御參詣の時の如し。御衣冠御報に被_レ爲_レ召美を盡し候事に御座候。此旨御安否御伺迄奉_レ得_ニ尊意_ニ候。恐惶謹言。

七月廿九日

西郷吉兵衛

椎原與右衛門様

椎原權兵衛様

追て十右衛門方申越候趣も御座候間、御高覽可_レ被_レ下候。

尙々藏方目付替御座候處、何となく被_二肝煎_一候口氣(六)、十院有_レ之、誠(七)に可笑事に御座候。

一、母方の兩叔父である。即ち、南洲の母は椎原家の出で、政子（又は滿佐子）と稱した。江戸に於て藤田東湖に面會した様子その他の近況を報じたものである。

二、間便は定期の飛脚ではなく、臨時に發する飛脚便である。先間便(八)はこの前の間便といふことである。

三、藤田東湖に書いてもらつた字を送つたが破損なく届いたか。

四、水戸藩の志士、贈從四位。

五、水戸の老公、即ち徳川齊昭。

六、むへ草は埋草。

七、江戸の水戸邸。

八、南洲の謹直な風格がしのばれる。

九、伊集院である。

福島矢三太宛

安政元年八月二日(江戸より鹿兒島へ)

秋冷相催候處、愈以御壯剛奉_二慶賀_一候。隨て小弟にも無異罷在、當分は宿替にて獨居いたし、間々夢中には貴丈に御逢申上候。借、大變到來仕、誠に紅涙にまみれ、心氣絶々に罷成、悲憤の情御察可_レ被_レ下候。もふは御聞及の筈と奉_レ存候。先々月晦日より、大守様俄に御病氣、不(九)と通_二御煩_一、大小用さへ御床の中にて、御寢も不_レ被_レ爲_レ成、先年の御煩の様に相成模様にて、至極御世話被_レ遊候儀に御座候。若殿様には、去二十三日、晝九ツ時より御瀉(十)しにて、晝の内十二度、夜二十五度位の儀にて、八ツ時分、終に御卒去被_レ遊候段、我々式は、翌朝承候位にて、殘念如何とも申様のあるものにて無_二御座_一候。思へば、髮冠を突き候。太守様にも至極御氣張り被_レ遊候御様子と被_レ伺申候。又、此上、御煩ひ重候ては、誠に暗の世の中に罷成候儀と、只身の置處を不_レ知候。只今致方無_二御座_一、目黒の不動へ參詣致、命に替て祈願をこらし、晝夜祈入事に御座候。熟思慮仕候處、いづれなり奸女(十一)をたをし候

外、無望時と伺居申候。御存の通り、身命なき下拙に御座候へば、死することは塵埃の如く、明日を頼まぬ儀に御座候間、いづれなり死の妙所を得て、天に飛揚致し御國家の災難を除き申度儀と、堪兼候處より、相考居候儀に御座候。心中御察可被下候。實に紙上に向て、此若殿様の御儀申述べ難く、筆より先に涙にくれ、細事に不能及候。眼前奉拜候故、尙更難忍、只今生きて在るうちの難儀さ、却て生を怨み候胸に相成、憤怒にこがされ申候。恐惶謹言。

尙々御賢父様、御元氣の筈、宜しく御傳へ可被下候。

八月二日

西郷吉兵衛

福島矢三太様

- 一、鹿兒島にゐる親友である。それに、藩公の病氣と、世嗣虎壽丸の急逝を報じたのである。
- 二、島津齋彬公。
- 三、虎壽丸といひ、六歳であつた。
- 四、正午。
- 五、午前二時。

六、我々の如き身分の下のはの意。

七、奥向の老女が、毒殺したといふ風説を信じてゐたので、死を賭して、それを除かうと決心した。南洲の忠誠無二の眞情がよく現はれてゐる。斬奸のことは、後に齊彬の説諭によつて中止した。

安政二年乙卯 (二十九歳)

六月一日、越前藩士矢島錦助の寓(靈岸島の下屋敷)へ、肥後藩士津田山三郎、柳川藩士池邊藤左衛門、水戸藩士原田八兵衛等と會合し、大いに國事を論ず。その後、毎月二度づつ、日を定めて、朝より終日の會を開いてゐた。

七月二十三日、世嗣虎壽丸の一周忌に當るので、病を押して、高輪の大圓寺に墓參した。

十月二日、江戸の大地震にて、南洲の畏敬せる藤田東湖死す。

十二月二十六日、越前の橋本左内、始めて來訪し、國事を談ず。

十二月二十七日、橋本を水戸藩士原田八兵衛の宅に訪ふ。

樺山三圓宛

安政二年六月一日 (江戸より鹿兒島へ)

芳翰忝拜誦仕候。向暑之砌御座候へ共彌以御安康奉慶賀候。隨て少弟無異義相勤申候間乍憚御安意可被下候。扱四月十五日には御安着の由、嘸々御懷さま御悅之筈奉想像候。早速私家にも御尋被下候由、誠に辱御厚禮申上候。何も相替候儀無御座、砲聲盛成事にて去月十四日には老若を初諸役も田町え被差越大賑敷事共に御座候。近々之内老公御出之筈に御座候。勝たる機會と相考へ樂居事に御座候。就ては水府之方又々談合可致含に御座候。二十七日には原田え取逢之處貴丈噂共いたし候。今日は越前藩矢島錦助と申人之所え、津田、原田同道にて差越筈にて、近々定日を定て、毎月出會之賦に御座候。皆々水府與にて面白次第に御座候。貴丈杯、御出府中に御座候は、御同伴可仕候へ共、残念の至御座候。越前の事共承申候處、誠に羨敷次第、いづれ君臣合體不仕候ては何も行はれ不申候。頓と水戸老公の御初政の模様相伺はれ申候。

一、金子一件些少之事に六ヶ敷御申越被_レ下、却て込次第に御座候。どふぞ御登被_レ下間敷、私には中途迄御見送可_ニ申上_ニ之處、四本一件に取紛れ間後に相成、其節暴飲の考にて御座候間、御考にて俊齋坊主杯焼酎會を御催被_レ下度奉_レ願候。右之通荒々奉_ニ報答_ニ候。尙追々可_ニ申承_ニ候。恐々謹言。

六月朔日

西郷吉兵衛

樺山三圓様

追て乍_ニ末筆_ニ御賢兄様え宜敷御申聞被_レ下度奉_ニ合掌_ニ候。

一、この春、樺山三圓は江戸から歸藩し、四月十五日に鹿兒島に着し、安着の通知を隆盛に送つたので、それに對する返事を兼ね、その後の江戸の状況を報じたものである。

二、御懷さまは母上様。

三、この頃、幕府の命令で、芝浦に面した諸侯の屋敷に臺場を築き、大砲を備へることになつてゐたが、それが出來上り、あちこちで、その試射をやつてゐるのである。

四、老若は、老中および若年寄。この日、阿部伊勢守、牧野備前守、久世大和守、内藤紀伊守の四老中をはじめ、若年寄、側衆、大目付衆、目付、勘定奉行、右筆組頭以下、幕府の歴々

が揃つて坂下門を下り、先づ會津の屋敷に立寄つて大砲の打方等を視察し、それから田町の薩摩屋敷に到り、大砲打方、野戰筒早打、小銃早打並に訓練などを見、後又、齊彬の案内で一同、越通船（西洋型のボート）に乗り、沖にかゝつてゐた昇平丸を見物した。昇平丸は鹿兒島で造つた大砲船（軍艦）で、幕府に献上することにしたのであるが、着いたばかりで、まだ幕府に引渡してなかつた。さて、一同が昇平丸に乗込むと、帆をかけて實地の操縦を行ひ、波上を進みながら、大砲の打方をも實驗して見せた。

五、老公は水戸老公徳川齊昭。六月七日（近々之内）に、老公ばかりでなく、水戸の當主慶篤もお揃ひにて、田町の屋敷に來り、昇平丸の操縦を親しく見物した。

六、原田は水戸の藩士、原田八兵衛。

七、越前藩士矢島錦助の寓居に、同志が集つて談合することは、今日（六月一日）がその最初であるが、その後、月に二回、日を定めて會合した。

八、樺山が隆盛に金を借りてゐて、返す暇なく歸郷したので、そのことに就て何とか言つて來たのに對する、隆盛の返事である。即ち、あの金は僅かのものであるのに、丁寧なお言葉で却て痛み入る次第である。どうかその金はお返し下さるな。貴君が出發の時には、途中までお見送りして、大いに飲んで（暴飲）お別れするつもりのところ、四本一件（これは何のこ

とか分らぬ)で行かれなかつたのだから、そのつもりで、そちらで、有村俊齋などと一緒に焼酎飲みをやつて下され、といふのである。有村は後の海江田信義。

九、新納嘉納次。

樺山三圓宛

安政二年八月三日(江戸より鹿兒島へ)

残暑甚敷御座候處、御家中様、無御痛_ニ愈以て御安康の筈、奉_ニ欣喜_ニ候。隨て小弟無異罷在申候間、乍_レ憚御安意可_レ被_レ下候。扱御幼君御一周忌迄生ながらへ、貴公杯切々顔前奉_レ拜候人に無_ニ御座_ニ候ては、其節の苦しさも不_ニ相分_ニ位、只無暴の所行に見られ候半。相咄候人さへ無_レ之、中々忍兼候次第、御想像可_レ被_レ下候。盆前より暑邪に當られ、頓と痔病様にて、五十度計も瀉し候へ共、もふは本腹仕候。宿許杯えは申遣程の儀も無_レ之、出勤仕候間、左様思召可_レ被_レ下候。二十三日には御靈前え參詣候處、頓と頭も上り不_レ申、足も歩まれ不_レ申、病後押て參詣仕、尙更の事に御座候。いづれ當時の急務、

御子様御出生の儀に御座候間、何卒俊齋杯被_ニ仰談_ニ、日新公大中公え御至誠を以、御誕生被_レ遊候處、御誠願被_ニ成下_ニ度、神靈もなか忠心を無になし被_レ申間敷と被_ニ相考_ニ申候間、偏に奉_ニ合掌_ニ候。

一、御存之通原田八兵衛事革具足製造の賦にて受合居申候間、何卒御氣寄を以て被_ニ仰談_ニ、野牛之皮三枚計御見出し、大廻船より御登せ被_レ下度御願申上候。いまだ飛脚も當着迄に日を急ぎ不_レ申候。此旨荒々奉_レ得_ニ御意_ニ候。恐々謹言。

八月三日

西郷吉兵衛

樺山三圓様

- 一、昨年死去した虎壽丸の一周忌を迎へ、感慨無量、この書を出したのである。
- 二、當時、死を覺悟して、奸人をたふす計畫をしたが、それは、後に、齊彬の説諭で中止したので、まだ生きながらへてゐるといふのである。
- 三、この奸人をたふす計畫を立てたことを無暴(無謀)のやうに思はるゝであらうといつたのである。
- 四、刺の字の書き誤りならん。

- 五、當時の急務は、君公世嗣の御子孫が出生するにあるから、有村俊齋などと相談して、日新公・大中公の神廟に祈願をしてくれ、至誠を以て祈るなら、神靈も忠心を無にしたまはないといふのである。
- 六、日新公は島津忠良。その廟は薩摩の加世田にある。足利の末頃、薩摩、大隅、日向の治定に功あり。また、薩摩の士風を建設した人である。
- 七、大中公は島津家中興の英主十五代貴久（忠良の子）廟は鹿兒島松原神社。
- 八、水戸藩士（既出）
- 九、意味不明。

樺山三圓宛 安政二年十月四日（江戸より鹿兒島へ）

寒氣相募候處、彌以御壯榮奉ニ珍賀ニ候。隨て小弟にも無異罷在候間、乍憚御安意可被下候。扱去る二日の大地震には、誠に天下の大變にて、水戸の兩田もゆひ打に被逢、何とも無ニ申譯次第に御座候。頓と此限にて何も申口は無ニ御座候。御遙

察可被下候。此旨荒々如此御座候。恐々謹言。

追啓、君公益御機嫌能澁谷御屋敷に被爲入、上屋敷は迎も御住居出來させられ兼候次第に御座候。

十月四日 西郷吉兵衛

樺山三圓様

- 一、安政二年十月二日の、江戸大地震の翌々日に認めたものである。
- 二、水戸の兩田とは、藤田東湖と戸田忠敬である。樺山は南洲よりも先に江戸に出で、そして東湖に接してゐた。南洲を東湖に紹介したのは樺山であつたと傳へられてゐる。それらの關係で、とりあへず、東湖の變死を樺山に通知したものである。いつも丁寧な長文の手紙を書く南洲も、東湖の急死には、「何も申す口は御座なく」悲痛な感動に打たれてゐる。
- 三、澁谷常磐松の藩邸。
- 四、三田の薩摩邸、地震で破損した。

安政三年丙辰 (三十歳)

七月二十一日、米國總領事ハリス下田に來る。

八月、農政に關する意見書を齊彬に呈す。

十一月、齊彬の養女篤子、將軍家定と成婚す。南洲はその婚儀の用度を命ぜらる。

大山正圓宛

安政三年八月五日(江戸より
鹿兒島へ)

先月二日御懇札、當三日着忝拜誦、いまだ残暑去兼候得共、彌以御壯剛珍重奉存候。隨て小弟無異送光仕候間乍憚御放慮可被下候。扱
君公益御機嫌能被遊御座御互奉恐悅候。陳ば先月九日、蜜に被
召出水老公え御書を以被仰進候趣有之、然共書面にては難申上御座候付、安
島迄細事可申上との御事にて、老公え

御諫言の趣共にて甚身に餘り恐入候儀に御座候。水府誠(六)に六ヶ敷しくなりたり成立、苦心此事に御座候。武田(七)えも申入候處及三落涙一奉感服
君公ある限は水府も暗にはなるま敷と忠心より切より相發し、勿論
君公偏に御盡被遊候付、實に難有仕合に御座候。如何にして我式水府の人傑肺腑可給哉。實に

君徳の然らしむる處恐入候儀に御座候。

一、日下部士大に力を盡し、早速より諸方え周旋いたし、一向心力を盡し申候間、御安慮可被下候。

一、豊州儀も水車方旁私欲之次第、具に證據相顯れ候儀共數ヶ條巨細言上仕候處、是位の儀にて動付不申候付、阿部方え可謀段(蟲)承知、早速手を付候間、決て仕應し可申、追て阿部方の始末可申上候。

一、郡奉行相良角兵衛より諸郷御救助の筋の儀取調候一冊被差下尙又調方いたし候様被仰出候付、得と拜見の上言上仕置候。何卒郡方え御手を被廻御寫取被下候て、山内先生え御談合可被下候。左候て先生御見込の趣御取調申遣入可被下

候様御頼申上候。

一、大支配の儀も相見得居候付、右等の處いまだ御手を被_レ付候時宜に無_ニ御座、第一吏に不廉の者無_レ之、滿朝改り候上、農政に

御打掛被_レ遊候様言上仕置候。左候て仁政を民家に被_レ施、民心を被_レ得候にて無_ニ御座候ては不_ニ相濟一段申上候間、一緒には迎も不_レ參候付、眞幸七ヶ郷杯より都て御藏納にて、藏役利重の儀御引取被_レ遊御舎に御座候。尤依作いたし候て、御藏入相成候儀は如何いたし候て可_レ然か。何分吟味を縮め來春迄の間取調候様被_ニ

仰出候付、右等之處精御調可_レ被_レ下候。左候て追々諸郷一統右の振合に無_ニ何と被_レ遊思召に御座候。實に難_レ有御趣意に御座候間、細に御調可_レ被_レ下候。

右の通荒々御報迄如_レ此御座候。實に取急ぎ乍_レ漸相認申候。恐々謹言。

八月五日

西郷吉兵衛

大山正圓様

追啓上、先便御狀の儀儘に相届、不埒の至に御座候。水府難事相省候得ば、もふは我難事も些解立候半、殘心此事に御座候。只今水戸の一條に向盡力仕候儀に

御座候。

尙々日下部え御傳言申聞候處、大に大悅いたし候。

一、アメイカ船壹艘先月廿一二日下田え渡來應接、此度は難事申出候由にて、幕

府の役人直様差入申候。當分一ト通の儀迄は下田奉行邊にて相濟候由に御座候得

共些六ヶ數向に御座候。類船數八艘の由にて蒸氣船壹艘當分渡來いたし書翰を差

出候由。先度魯西亞渡來の節堀織部正論じ詰候て、何事も難_ニ申出_ニ先引返候處、

彼國におひて刑に被_レ行候由に御座候。

一、大山正圓は南洲親交の一人、後に格之助綱良と稱す。本書は、先月二日にお出し下された御手紙が今月三日に到着したので、忝_レ拜見したといふ書き出して、江戸および自分の近況を知らせたものである。

二、君公は齊彬公。

三、蜜は密の誤。齊彬が隆盛をひそかに召し、水戸老公への諫言書を渡し、それを届けると共に水戸の近臣安島帶刀に細々した傳言をなさしめたのである。これにて、齊彬が漸く隆盛を外藩との機密な交渉に用ひはじめたことがわかる。

四、水老公は水戸の老公、即ち齊昭（烈公）である。

五、水戸藩士安島帶刀。藩の執政となり勤皇の志篤く、幕府の嫌疑を受けて自刃を命ぜらる。

六、水府は、水戸藩のこと。水戸老公は名聲高く、一時は天下の人望を集めてゐたが、藩内に於ける黨争の禍や、寺院の梵鐘を大砲に改鑄せよといふ大政官符を申下されたといふことなどから、一部の人々に憎悪された。この頃、即ち安政三年の夏秋の頃は、時の大老堀田正睦と好からず、また、前年來、その擔當にて佃島で製造した大艦は、七月に竣工して旭日丸と名づけられたが、その結果よろしからず、厄介丸と稱したくらゐであり、彼是にて公邊の評判がよろしくなく、藩の内外の事情はなほ憂ふべきものがあつたやうである。島津齊彬はこの情を察し、隆盛をして、忠言を傳へさせたのである。

七、武田伊賀。耕雲齋と號す。尊王攘夷を唱へ、大義を天下に陳ぶ。

八、どうして我々如き後輩に、水戸の先輩たちが、腹の底を打ちあけてくれる筈はありませんが、君公の御徳によつて、かうした内心まで打開してくれたのであります。

九、日下部伊三次。薩藩の志士で、勤皇運動のため安政五年捕へられ、十二月十七日獄死。

十、豊州は島津豊後。隆盛が豊州の私曲を齊彬に訴へたが、その位のことでは老臣を動かす譯にはゆかぬ。阿部聞老に謀つて見よといはれたので、早速手をつけたといふのである。齊彬は

孝心ふかい人であつたから、父老侯齊興の寵臣豊後を自分の發意で退けることを避けようと思つたのか、或は、他に事情があつたのか。この手紙だけでは明らかでない。

十一、郡奉行の相良角兵衛から、各村々の救助方についての取調書が出てゐたのを、一旦、鹿兒島へ差下し、更に調査して出すやうにと命ぜられたといふのである。それについて、隆盛の進言の次第も見えてゐる。隆盛は、以前に郡奉行の書役をして、諸郷の事情に通じてゐたから、適切な進言をした。次に載する「農政に関する上書」が、その折のものである。これらの見識の勝れてゐるところから、ます／＼齊彬に信任されたのである。

十二、山内作次郎。嘗て郡見廻たり、郷黨に重んぜられし人。

十三、大支配とは、檢地丈量して、土地の位を定め、高をきめることである。なほ次の「上書」の所で詳しく説明する。

十四、眞幸（まさき）は、日向國にて田地多き地方。

十五、藏方の役人が、上納米の收納につき、過分に利を取つてゐるのを少くして、農民の實收を増すやうにされたき思召であるといふのである。

十六、アメリカの訛。米國領事ハリスが下田港に渡來せること。その時、類船（艦隊）の數は八隻の由なれども、當分、蒸氣船一隻がやつて來て、國書を差出したといふのである。

十七、魯西亞渡來のことは、當時の風説を掲げしもので、かゝる事實はなかつたやうである。

農政に關する上書 安政三年八月頃(江戸にて)

享保大御支配の儀は、一時の權謀を以郷々增高相成候分は、郷高に可被仰付との趣にて、專、郷役任せの事故、頻に掛を揚げ増を募候由に御座候處、惣濟の上都て御藏入に相成、民心を失ひ候儀は勿論、偽を教候付、直様田賦相亂れ、其弊追々延蔓いたし、實に奸吏之爲に膏血を絞り取られ候譯に御座候。就ては早速民苦を御省き可被下儀に御座候得共、積年の流弊御改正の上、滿朝人心相改、清廉の風相立候上ならずは、格別成

御深慮も空敷罷成、

御功蹟も萬古に涉り申間敷儀と乍恐奉存候。いづれ經界を被爲正候儀に付ては清廉の吏に被命、憲法の御所置無御座候得ば、其詮全無之、只地面の變遷計にて是程の衰頽には及申間敷、奸人の手に涉り候得ば、民を責取の外無之

御國の程、農政亂たる所決て有御座間敷、如何して百姓の伸立候期可有御座候哉、離散仕候外無御座候付、近他領え在付居候者幾千人、拾年計跡にも五百人餘無理に御引戻相成、牛馬農具等迄被成下候得共、居止候者相少く、悉く逃去候儀に御座候。畢竟彼方におひては荒野を打開候得ば、夫形作取に爲致候由、若哉不參候付ては、自然荒野の事故、上納不相掛候ても彌所務此國のものに無相違夫丈ケは潤に相成との定見故、悉く歸從いたし候姿に相見得、漸々人跡相減當時現用夫纒七萬に相成居、歎ケ敷次第にて、現在御高減少仕候場に相成、如何程か御國の弱みとも不相知候に付、人少の郷々他領等より入來増殖候儀何より以御大慶の御事に御座候得共、大御支配の儀は先づ御見合被遊候方可宜儀と乍恐奉存候。

一、拘地高の儀、現地割交不相成位劣の地面故、御免被仰付儀に御座候得共、段々内訴いたし、賄賂を以て願濟候場所多々有之、古田の用水差支、自から位劣相成候のみならず、かしき等も存分不行届様成立、はては休地等に相成外御座なく、尤及數十年候得ば、上地も下地に遷り變り候儀は可有御座一管に候得共、右等の

不正より亂れ立候儀御座候間、能々御探索被_レ遊度御事と奉_レ存候。

一、御藏樹目の儀は弊害の第一儀に御座候間、早く憲法に被_レ復度儀と奉_レ存候。藏方御心付の儀七ヶ年目には是非可_レ被_二仰付_一儀と相心得、内訴申出習來候得ば、左迄目立候儀無_二御座_一候得共、實に勤勞を被_レ爲_レ賞候御譯柄故、精粗御吟味を以、夫々被_レ爲_レ賞候儀は格別の御事に御座候得共、猥に賞を被_レ爲_レ行候場に相當り、勿論期限を以て賞を行ひ候儀、他國には決て有_二御座_一間敷、其上大切成御年貢上納の御藏々附屬にて、藏役人相勤候儀、對_二他邦_一可_レ耻の甚敷儀に御座候。就ては肥後御年貢上納の儀は御定法に、夏分減米見込壹升相重、手計にて俵作いたし、御藏に相納候由、其節取納人銘々名前相記差札爲_レ致候て、若哉不正の手數有_レ之候得ば、來秋上納分も一時に相納させ候法令の由に御座候間、決て犯候者も無_二御座_一向に被_二相聞_一申候。一躰御國の儀は御高に相掛候楮並楮實等の儀も御座候に付、農暇も相少く、一向田地計に力用ひ候位には不至儀故、自然農の時を失ひ候儀も適々御座候間、誠に難儀仕候譯に御座候。右に付ては尙更弊害御省き不_レ被_二下候_一ては立行き申間敷、菱刈、眞幸表勞郷々丈も肥藩等の向に被_二召替_一被_二遊候_一得ば如何計か、飛揚仕、

御仁徳を奉_レ仰可_レ申、其勢を以て下瀉表等より一郷づゝも相纏め、人配移被_二仰付_一候はゞ人氣も振付可_レ申、下瀉等は人勢多き故を以て難澁仕候に付、御趣法さへ立直候得ば、隨分願立候者も可_レ有_二御座_一、是迄の通壹貳人づゝ方々より被_二召移_一候ては逆も詮立不_レ申、如何計か手數も盡したる上の事故、勞して功なき場に相成、殊に人氣振ひ付不_レ申、移者の儀は各人同様に相心得居、移先におひても卑しめられ候故、何れ成一郷づゝ被_二召移_一度儀と奉_レ存候。尤福山郷の内、下瀉方より相纏め被_二召移_一候一村、當時餘程榮居候儀に御座候。將又御藏米御改正被_レ遊候はゞ入實薄、俗吏の面々御使役金拂等に難澁可_レ仕杯と、色々異説可_レ有_二御座_一候得共、總計の違ひにも相及、勿論仁恕に被_レ爲_レ基候御事故、逆も其害到來仕申間敷儀と乍_レ恐奉_レ存候。

一、牛馬農具等の儀勞郷々え爲_二御取救_一貧民共え被_二成下_一候儀も多々御座候得共、只被_二成下_一候限にて引立候道不_二相付_一候ては、直様立直候譯にも至り申間敷儀に御座候。申良表受持郡奉行大野鐵兵衛え被_二仰付_一候砌、右様の儀御座候處、牛馬農具被_二成下_一候者共えは、餘力を以て繩糸類並薪等一ヶ月幾度と相極、會所え爲_二相納_一纒づゝ、本金目成候迄爲_レ致候て、相濟候節は病馬等は引替相渡吳候手段、綿蜜に取

計候處、其限にて捨り可_レ申儀を餘澤に相成候趣向にて、夫程深く心を用ひ不_レ申候ては何事も詮立申間敷儀と奉_レ存候。一害相除候ても、跡の治し方能無_ニ御座_ニ候ては其利も薄く、又一利御座候ても、能取行ひ不_レ申候ては、其詮不_ニ相見得_ニ候に付、郡吏の御しらべ第一の御事と乍_レ恐奉_レ存候。

一、御國の儀他邦え無_レ之貴き御遺跡にて、土着士數多被_ニ召置_ニ候付ては、第一の御美目にて御座候得共、郷士と名目被_ニ相替_ニ御奉公人えは付役同様相心得候様被_ニ仰渡_ニ人氣一變いたし、當時の躰にては名實不_ニ相叶_ニ至極風俗も衰廢いたし、只利欲勝の事共にて殘念なる次第に御座候。至_ニ當時_ニ海防御手當嚴密之折柄、猶更之御事故御振起不_レ被_レ遊候而不_ニ相叶_ニ時宜御座候間、古代に被_レ爲_レ復、何方衆中と相唱へ、郷士年寄の儀は暖^{あつかひ}と相成、人傑^{ひとたけ}の者は其身一代

御城下え被_ニ召出_ニ相當の御奉公被_ニ仰付_ニ候様罷成候得ば、定て振起可_レ申、自から人心相改、御用立候様罷成候得ば、餘計の御役人不_レ被_ニ差遣_ニ候ても相濟可_レ申、如何計の費用を省き民害をも被_ニ相除_ニ農政も振立、一廉の御改正にて、現在馴染居候郷士の舊弊不_ニ相變_ニ候ては、農民も勸惠引立候儀、甚以六ヶ敷儀と乍_レ恐奉_レ存候。

一、安政三年の夏、鹿兒島の郡奉行相良角兵衛から、農民救助に關する上書が江戸に到達したので、齊彬は隆盛を召してこれを示されしに、隆盛これを熟讀して後、自己の意見を附して返上した。その意見書が即ち是である。

二、享保年間に行はれた檢地のことである。この時、權謀を用ひて、最初、村々の檢地の結果もし高が増加したら、村の所有高にすると令したので、村々では、例へば七掛に算出すべきところを八掛として、なるべく増高があるやうに測量したところが、いよく出來上ると、それを悉く藩の支配にして、村々に興へられなかつたので、民心を失ふことは勿論、民に偽を教へたので、租税の制度が急に亂れ、その弊が次第に増して、農民は奸吏のために膏血を絞りとられるやうになつたといふのである。

三、所務(しよむ)とは農作物の實收を云ふ。正味の意か。

四、「かしき」は一種の肥料である。草木の青葉を田植前に田の中に入れるもの。

五、菱刈・眞幸方向などの疲勞したる村々。

六、下潟は薩南地方の總稱。

七、人傑の士を城下に拔擢し、士風を匡正し、廉恥を勵まし、滿朝(全役人)の人心改まりし上でなければ、如何なる立派な制度を立てても、それを行ふ人が賄賂などを取るやうでは、

折角の御深慮も無になり、萬古に渉るやうな御功績も上りますまいといふのが論旨の力點である。

その他、辨目のこと、移民のことなど、適切な進言である。

市來正之丞宛

安政三年十二月一日(江戸より鹿兒島へ)

寒威甚敷御座候得共、彌以御賢母様初上御安全珍重奉存候。隨て私事無異儀相勤罷在申候間乍憚御安慮可被下候。扱君公益御機嫌能被遊御座恐悅御儀に奉存上候。おとよ被娠候儀養田方より細事申越候半、大慶此一擧に御座候。駕籠かきの義は自然自滅を招可申候間、枝葉に先ッ打掛不申候處に談合仕候通。先日態と夜入時分被召との儀御座候得共、残念千萬退出仕候跡にて、其後は御都合六ヶ敷御座候半、いまだ爲何儀も無御座候。出勤仕候度毎に、御沙汰は御座候得共、大義に掛り不申、待居事に御座候。大混雜中故、中々御透を伺得不申候。いづれ此上は御出生被遊候處一向に相成、何様苦心仕候ても、此儀はいづれ六ヶ敷御座候

故誠心を以神明に誓を立奉祈外無御座候。神明宮に參詣仕候間、私儀死を以奉祈候間、何卒男子出生仕候處奉告、生涯不犯にして相守可申段誓を立申候。此上は誠と不誠とに相拘可申候間、息ある限は誠心を盡可申、我命も延候ても兩三年の間と相考申候間、此内何卒御出生を奉拜見一度山々に御座候。先づ此誓言は同盟中えも御知せ被下間敷候。將又金子一條に付ては、彼是御配慮被成下候由、誠に難有御厚禮申上候。今迄花都に遊々いたし候得共、女犯の儀全無御座たとへ兩親よりめとらせ候妻を滅後追出、此誓無之迎も、再び此期に相成迎可申存慮全無御座候。養田儀容易の人物にては無御座談合仕候處一々附合いたし、實に力を得申候。此旨寒中御伺旁奉得御意候。恐々謹言。

十二月朔日

西郷吉兵衛

市來正之丞様

追而叔父落命之段、申來悲歎に沈申候。是程丈も我々不幸の者如何して天理に叶申間敷、凶變勝の身上、御苦察可被下候。

一、市來正之丞は、後に六左衛門と改名す。諱を政清といひ、隆盛の妹(お琴)婿で、御家老

座奥書役であつた。この書は、藩公に男子出生を祈ることと、それに連關したことを報じたものであるが、死を以て芝の明神に祈願し、生涯不犯を誓つたことなど、如何に眞剣で熱誠であつたか、窺はれる。

二、おとよは齊彬の側室。

三、蓑田傳兵衛は、當時、御家老座書役で、江戸詰であつた。

四、「駕籠かき」誰かの渾名であらう。

五、「枝葉に先ツ打掛り不申」は、奸臣の根元を打斃し、枝葉には先づ掛らぬといふなり。

六、先日、君侯よりわざ／＼夕方にお召しになつたといふが、退出の後で殘念千萬であつた。

七、大混雜とは、その頃、齊彬の養女篤子（後の天璋院）が將軍家定と成婚する前後であつたからである。

八、芝の明神ならん。

九、生涯、女に接しないといふ誓。

十、兩親のめあはせてくれた妻を、その滅後（兩親の）に離別したが、たとへ、この誓がなくとも、今になつて、再び妻帯する考は全然無いといふのである。隆盛は江戸へ出る前に、伊集院兼寛の妹と結婚してゐたのであるが、隆盛の家には弟妹も多かつたこととて、その主婦

となつて家事を支配することはなかく、難しいので、留守中に伊集院家より相談があり、止むを得ず之に應じて離別したのであつた。

安政四年丁巳（三十一歳）

四月三日、藩主に従うて江戸を發し歸郷す。途中、京都・大阪にて諸有志と會談。熊本にて長岡盛物を訪問、時事を語る。

五月二十四日、鹿兒島に着す。

六月十七日、老中阿部正弘卒す。

十月一日、徒目付庭方兼役となり、江戸詰を命ぜらる。主として越前侯を助けて、將軍繼嗣の問題を解決させる爲である。

十月十四日、ハリス江戸に着す。

十一月一日、鹿兒島を發す。

十二月六日、江戸に着く。

十二月八日、橋本左内を越前邸に訪ひ、將軍繼嗣のことに關する齊彬の書を越前侯松平慶永に呈す。慶永、橋本をして隆盛に物を賜ふ。

十二月十三日、橋本來訪す。

十二月十四日、橋本、一橋慶喜の行狀記を贈る。

原田八兵衛宛

安政四年七月二十九日（鹿兒島より江戸へ）

御一別以來不_レ奉_レ伺_ニ御安否_ニ候處、稍秋冷相催候。御賢父様御始御一統様彌以御安康可_レ被_レ成_ニ御座_ニ奉_ニ恐縮_ニ候。其御地滞在候時分、何篇御丁寧被_ニ成下_ニ御厚志何とも難_レ謝、殊に出立の節は重寶の御品御惠投被_ニ成下_ニ深く御禮申上候。隨て私事無_ニ異儀_ニ送光仕候間、乍_ニ慮外_ニ御放念可_レ被_ニ成下_ニ候。四ヶ年目故郷え罷歸候處、親戚朋友互に相喜候爲體、御遙察可_レ被_レ下候。陳は御兩殿様益御機嫌能可_レ被_レ遊_ニ御座_ニ恐悅の御儀奉_レ存候。次に寡君儀も着涯より不快にて、先月迄は懸念いたし居候處、最早、快く罷成、此三日跡より用向も承候様相成、安堵仕候。乍_レ憚御安慮可_レ被_レ下候。扱承知仕居候大阪大久保方え度々參候得共、餘程繁多の由にて逢取不_レ申、一封相殘置候處、自然相廻候半。其の後も大久保方より書狀參候處、差廻たるとの趣相見得候付、決て相届候儀と相考申候。熊本津田方え一宿相調、彼社中も一統無事

の由にて一夜を明し、談話相果不_レ申、名殘惜敷相別れ、其節最早許託の一條は御返事差上たる趣にて御座候間、是以相達候儀と相考申候。○京都にて寡君、脇坂公(九)え面會仕候處、閣老中より被_二仰遣_一候趣は、前様(十)、何様の事被_二仰立_一候ても、決て御取受被_レ成間敷との由にて、如何の譯にて右等の事に御座候哉、相尋候得共、脇坂公も御不案と伺はれ申候。如何様異船の事に付ても色々御建白被_レ爲_レ在候ては御難儀の事共にて右様の時宜にも相及候か一向相分不_レ申候。御賢慮可_レ被_レ下候。○福山(十一)公御死去の由何とも力なき次第天下國家の爲悲涙此事に御座候。此時に乘じ弊國の奸物も勢を得候儀にて、尙更可_レ恨可_レ歎事共御苦察可_レ被_レ下候。何卒御跡の處、此上は英傑の御方被_レ爲_レ續候儀、偏に奉_二渴望_一候。大山下着、尊藩の御事共傳承仕、互に奉_レ賀候儀に御座候。何ぞに付、紙面を以て寡君より申上候儀共も御座候は、少しも無_二御遠慮_一被_二仰越_一被_レ下度御願申上候。下田異人難題申出候との俗説も御座候由如何の振合に成行候哉、彌落入候半か。琉地の方は先づ靜謐にて當分船々入津仕候得共、當年は全異船(十二)も不_レ參由に御座候。此旨御厚禮旁右爲_レ可_二申上_一一如_レ斯御座候。有村出府仕候に付御直に御聞取可_レ被_レ下候。右及_二延引_一無_二申譯_一仕合平に

御海恕可_レ被_レ下候。恐々謹言。

七月二十九日

西郷吉兵衛

原田様

- 一、隆盛は、この春、鹿兒島に歸つたので、在江戸中の御禮かたぐ_レ諸用件を報じたものである。原田八兵衛は水戸藩士、諱は成徳。
- 二、原田兵助(成祐)
- 三、江戸滞在中。
- 四、水戸藩主徳川慶篤と前藩主徳川齊昭。
- 五、薩摩藩主島津齊彬。自分の主君であるから謙遜して呼んだのである。
- 六、土浦藩の御用人大久保要。當時土浦侯は大阪城代であつたから、大久保も大阪にゐた。
- 七、津田山三郎、熊本藩士。
- 八、以前に依頼してあつた一件なり。前年原田より本妙寺所藏の史料のことについて、取調方を長岡監物に依頼せし書翰があるので、多分そのことだらうと思はれるのである。
- 九、京都所司代の脇坂安宅(龍野藩主)齊彬が脇坂に逢つて聞き込んだのは、閣老側では水戸

の齊昭が如何なることを建白しても取受けないと云つてゐることであつた。それであまり意見を見を述べると却て御難儀がかゝるから、といふ忠言を、直接、齊昭に通知しては事が改つていけないから、隆盛をして老侯に言上の便宜を有してゐる友人まで傳へさせ、おのづから老侯の耳に入るやうにしたものであらうと思はれる。

十、前中納言様の略、水戸藩主徳川齊昭（烈公）

十一、老中阿部伊勢守正弘。

十二、大山正圓（綱良）

十三、下田に滞在中の米國領事ハリス。

十四、有村俊齋が江戸詰となるので、この手紙を彼に托して届けるが、なほ直接に面談されたしとのこと。

橋本左内宛

安政四年十二月十四日（江戸薩摩邸より）
江戸越前邸へ

昨夕は御不快中、嘸哉御退屈と奉^(三)苦察候。如何の御模様^(三)に御座候哉。時分柄折角御愛養奉^(三)祈候。扱御願申上候一書何卒御惠投被^(三)下度願上候。今日は細事營中^(四)え申

上候間、左様思召可^(五)被^(五)下候。將又異人應接等之書付、相成儀に御座候はゞ明日中拜借仕度、明後十六日には國許え飛脚差立相成儀に御座候間、委曲申遣度御座候に付、何分御願上候。此儀乍^(六)略儀^(六)以^(六)書中^(六)奉^(六)得^(六)貴意^(六)候。頓首。

十二月十四日

追啓上、堀閣並外之返事相知れ次第、早速御知せ可^(六)申上^(六)候間、其内又々模様相變候儀も御座候はゞ、何卒御知せ被^(六)下候様、伏て奉^(六)願候。

西郷吉兵衛

橋本左内様

要用御直披

一、島津齊彬が、隆盛をわざ／＼江戸に遣はしたのは、將軍繼嗣問題について、その頃、江戸にゐた越前藩主松平慶永（春嶽）の手傳をさせるためであつた。橋本左内は春嶽の重臣、年は若いが非常な識見家であつた。隆盛は十二月六日に江戸に着き、八日に越前邸に左内を訪ね、左内を通じて齊彬の書を春嶽に呈した。それから、十三日に左内が隆盛を訪問した。その翌十四日に出したのがこの書である。

- 二、左内が隆盛を訪問した時には、からだの具合が悪かつた。
- 三、一書とは一橋慶喜行狀記のことである。
- 四、「細事營中え申上候」は、大奥へ委細を通じたといふのである。當時の將軍夫人は島津家の出で、お側には薩摩出身の侍女小の島（斧島と書いたものもある）も上つてゐたから、繼嗣問題について越前侯と大奥との連絡のために都合がよからうといふ齊彬の考で、特に隆盛を江戸に遣はしたのであつた。
- 五、日米交渉のことを寫取つて、齊彬の許へ送るためである。
- 六、老中の堀田正睦も世子問題では、薩摩・越前などの意見に傾いてゐた。何か隆盛から問合せてゐたのであらう。

橋本左内宛

安政四年十二月十四日（江戸薩摩邸より）
（江戸越前邸へ）

芳翰辱拜誦仕候。昨日は御來訪被_レ成下_レ候處、御かまひも不_レ申上_レ失禮仕候。御病氣も御快方の由御喜び申上候。扱て兼て御話の橋公行狀記御出來の由にて、早速御

届被_レ下儘かに落手いたし候。此旨乍_レ略儀_二御請書如_レ此御座候。頓首。

十二月十四日

西郷吉兵衛

橋本左内様

一、前の手紙に對して、左内は次の返書に一橋慶喜行狀記を添へて、使の者に渡した。

一小冊添

昨日は乍_レ例失敬のみ相働キ、多罪奉_レ萬謝_一候。小拙不快は追々宜方に御座候間、乍_レ憚御休情可_レ被_レ下候。楮、橋公御行狀記略認出來仕候間、貴介へ附托仕候。餘は明夕迄呈上可_レ申候。左様御含置被_レ下候様希度候。

臘月十四日

橋本左内

西郷吉兵衛様

本書は左内のこの手紙を見て、再び差出したものである。病氣の快方をよろこぶと共に、行狀記を受取つたことを報じたのである。

二、餘談であるが、前記の左内から隆盛に送つた書翰は、不思議にも隆盛城山没落の時まで革文庫に入れて携帯してゐた。後、吉井友實が持歸り、巻軸として保存し、天覽に入れたこともあるといふのである。

三、また、隆盛と左内との初対面については、左内の備忘録中、西郷隆盛の條に「卯年極月廿七日始於三原八宅相會ス」と記してあるので明らかである。なほ「燕趙悲歌之士ナリ」といふ第一印象を附記してある。これによつて、兩士の交際は、隆盛が初めて江戸に出た年、即ち安政二年の十二月二十七日、水戸藩士原田八兵衛の宅に於て始つてゐることがわかる。既刊の諸書には、薩邸で隆盛が角力を催うしてゐるところへ左内が訪ねて來、その翌日、隆盛が越前邸に左内を訪ねて行つたといふ話もある。今しばらく本書十頁の如く考へて見る。

市來正之丞宛

安政四年十二月三十日(江戸より)
(鹿兒島へ)

餘寒甚敷御座候得共、彌以御全家様御安康可被成御座珍重御儀奉存候。隨て私事無異議去る六日安着仕申候間、乍憚御放念可被下候。扱出立の砌は何か御丁寧被成下辱御禮申上候。扱間便より申上越候通の儀にて、實に難儀千萬、君公御國許故、此度は致しにくき儀、夫逆も適出來候て、外方え對しぐづいたしがたく、尙更込入仕合御座候。御國許の儀、追々正風吹立候由、大慶の御事、只

々相像仕候儀に御座候。新駿の儀追々御承知相成候はん、誠に驚入仕合、何とも難申上切齒の至に御座候。彼の

御一條相違候付ては、決て御計策の相變候はん。若哉被成にくき儀も御座候はゞ、幕府より御打下し相成候儀、如何様共此方にて相計可申爲御心得此段も申上候。如何相働候ても逆も長くは出來申間敷、一橋侯西上の儀御決候はゞ尙更致安、安心仕居儀に御座候。誠に取急候儘荒増申上候。總州家等へ御別啓不仕候間、宜敷御取成置可被下候。此旨奉得御意候。頓首。

十二月三十日

西郷吉兵衛

市來正之丞様

- 一、十二月六日江戸に安着した。この時隆盛の出府は、島津齊彬の特別な思慮で、江戸の外交内政の視察をかね、將軍の繼嗣問題について越前侯の運動を助けさせる爲であつた。
- 二、齊彬が國元にゐる故、獨斷實行しなければ他藩に對してぐづぐづ出來ないこともあり、難儀千萬であつたらしいのである。
- 三、新駿は家老の新納駿河である。この人は初めは志士の人に人望のあつた人であるが、この

頃、何か評判のわるいことがあつたと見える。

四、一橋慶喜が西城に上られるやうになつたら、即ち將軍世嗣が一橋にきまつたならば、一層致しやすくなつて安心できるといふのである。隆盛がこの問題について肝膽をくだいてゐる様子が字句の間に動いてゐる。

五、島津下總（後に左衛門久徴）

安政五年戊午（三十二歳）

一月、昨年よりの將軍繼嗣問題について、橋本左内と往來す。

二月十日、同じ問題に關し、越前藩士中根雪江來訪。

二月二十七日、越前邸に中根雪江を訪問。

三月上旬、將軍家定の夫人天璋院（島津家の出）より、その養父近衛忠熙に贈る書を携へて江戸より京都に上り、近衛家の勤王老女村岡および清水寺の勤王僧月照等に依りて、建儲の内勅降下につき盡力す。

三月二十日、近衛忠熙の答書を受けて、江戸に至る。

四月二十三日、井伊直弼大老となり、建儲の形勢一變す。

五月十六日、越前邸に赴き、明日歸郷の途に就く旨を橋本左内に告ぐ。松平慶永、橋本をして島津齊彬に贈る書を託し、また、物を賜ふ。

五月十七日、江戸發。

六月七日、鹿兒島着。直ちに磯邸に於て齊彬に謁し、慶永の書を呈し、具さに、關東の形勢を

陳ぶ。

六月十八日、齊彬の慶永および川路聖謨に贈る書を携へて鹿兒島を發し、東上す。

六月十九日、日米條約調印。

六月二十四日、福岡に至り、藩主黒田長溥に謁し、使命を陳ぶ。

六月二十五日、徳川慶福、將軍家定の世子となる。

七月五日、將軍家定薨去。直弼は舊例によつて、喪を秘し、將軍の命と稱して、尾、越、水の親藩の幽閉を斷行した。

七月七日、大阪に至り、吉井仲助（友實）と共に大久保要を訪ひ、關東の形勢ますます不利なるを知る。

七月十日、吉井と共に京都に上り、梁川星巖、春日潜庵を訪ひ、關東の形勢を聞く。

七月十六日、島津齊彬薨す。

七月二十四日、齊彬の計報に接して大いに驚き、將に歸藩して殉死せんとす。月照の慰諭によつて翻意し、齊彬の遺志を繼いで、國事に盡さんことを決心す。

八月二日、近衛家の旨を奉じ、水戸・尾張二藩に賜ふ密勅を携へて、京都を發す。

八月七日、江戸着。時に、幕府は水戸・尾張の二藩をひどく壓迫するので、内勅を傳達するこ

とができない。やむを得ず内勅を有村俊齋に託して上京せしめ、月照・村岡を通じて近衛家に返す。

八月二十四日、江戸を發し上京。

八月三十日、京都着。諸國の志士と會合す。

九月七日、幕府、梅田源次郎（雲濱）を捕ふ。

九月十三日、月照を伴ひ京都を發し、大阪に向ふ。

九月二十四日、捕吏大阪に追跡し來る。よつて月照及び有村俊齋を伴ひ、海路より歸藩の途につく。

十月一日、下關にて月照・俊齋に、一先づ筑前に潜匿するやう言ひ殘し、單獨にて歸藩す。薩摩に月照潜匿の準備ができたら迎へに行く考へであつた。途中、肥後の長岡監物を訪ふ。

十月六日、鹿兒島に着く。藩命にて三助（三介）と改名す。

十月二十三日、橋本左内、江戸にて逮捕さる。

十一月十日、月照、筑前に潜居しかねて、藩士平野次郎國臣と共に鹿兒島に着し、日高存龍院に投ず。

十一月十四日、筑前藩の捕吏來る。藩廳よつて隆盛に命じ、月照を伴つて、日向の紙屋または

志布志に潜匿せしめんとす。隆盛は藩の無情を憤る。

十一月十五日、月照に藩命を傳ふ。月照天下身の置所なきを嘆き、自殺の決心を告ぐ。隆盛よつて死を共にせんことを約し、その夜、平野等を伴ひ、下町海岸より乗船す。

十一月十六日、黎明、大崎ヶ鼻沖にて、月照と相抱いて投海す。平野等これを救助し、隆盛は蘇生したが、月照は遂に死す。しかし、薩藩にては、幕府に對し、隆盛をも死亡したるものとして届出でをなし、一時、南海へ移居せしむることに決した。

十二月二十六七日頃、鹿兒島を發し、大島に向ふ。名を菊地源吾と改む。初め、隆盛の大島渡航を命ぜらるゝや、大久保正助(利通)等、勸告して、肥後の長岡監物のところに身を寄せて、時機を待つべきを以てせしも、隆盛肯せず。

橋本左内宛

安政五年一月十九日(江戸薩摩邸より
江戸越前邸へ)

先日は御出掛之處え罷出甚以御邪魔仕候。其節は段々御教示被_レ成下_レ別而難_レ有御厚禮申上候。早速手を付申候得共、何分女相手之事故、急速運兼殘心此手に御座候。

就ては明後日迄に返事相成候儀、些六ヶ敷込入仕合御座候。若哉御發足相延候は、何卒御洩被_レ下度奉_ニ合掌_一候。扱又先度差上置候婦人狀彼方え差返し吳候様承候間御返却之所奉_レ願候。

御臺様御方之儀は決而御異存不_レ被_レ爲_レ在候事は分て被_ニ仰立_一被_レ下候ても定て御差障之儀は無_ニ御座_一、弊廷より差遣候小の島もつばね幾島え引合候故、慥に思ひ極め居候儀に御座候。乍恐も後宮の御方は寡君方より如何様共打合せ付候様可_ニ取計_一との儀も被_ニ仰立_一被_レ下候ては如何に有_ニ御坐_一候哉、其邊之所宜敷御賢慮奉_レ願候。返事の參り次第早々爲_ニ御知_一可_ニ申上_一候間、兩日之處無_ニ覺束_一御座候付、御舎にも可_ニ相成_一儀共、此旨乍_ニ殘念_一手之廻兼候形行申上度候。尙拜眉奉_ニ陳謝_一候得共、其内荒々如_レ此御座候。頓首。

正月十九日

西郷拜

橋本先生

要詞御直披

一、將軍世子問題につき、隆盛は橋本左内や中根雪江などと協議し、内勅降下によつて、これ

を解決せんとした。即ち、將軍夫人篤子（後の天璋院）から、近衛忠熙宛の書を得て、これを京都に持参し、隆盛と左内と京都に入り込んで近衛公を動かす、内勅降下運動を起さうとしてゐた。左内が先に江戸を出發するので、夫人よりの確答をそれに間に合はせたいと思ふが、何分、女相手の事ゆゑ、早急には運び兼ねるといふのである。

二、左内の江戸出發である。

三、御臺様は將軍家定夫人篤子、後の天璋院で、近衛忠熙の養女（實は島津家の出）として成婚した。即ち、左内が京都に行つて運動する際、夫人も異存はないと仰立てられても差支はないだらうとのことである。

四、「小の島」は薩摩より將軍夫人へ附添として大奥へ上つた侍女である。

五、「幾島」は大奥の女官。つほねは女官。

六、後官は大奥である。後官の夫人および女官たちは島津に縁故あるものだから、寡君（齊彬）の方で如何様とも取りはからふことが出来ると仰立てられても、よくはないか、そこは御考にまかせるといふのである。

七、大奥よりの返事である。

市來正之丞宛

安政五年一月二十九日（江戸より
鹿兒島へ）

年頭飛脚、并六日間一緒に到着拜見仕候。彌以御一統様、御安泰奉_三恐賀_二候。君公御狩等にて、御勇猛の御事、御互に奉_三恐悦_二御義に御座候。

若殿様御不快の處、彌御全快と被_三仰越_二唯々奉_三驚入_二候仕合、誠に可_レ恐儀に御座候。御國元丈何事も宜敷被_レ遊_三御座_二候はん、身に比べ候儀、左こそ御心配被_レ成候はん、一向神明に盟ひ奉_レ祈居候事共に御座候。隨て小生無_三異儀_二罷在候間、乍_レ憚御省念被_レ下度候。

一、下の關より一封差上置候處相届候哉。何にも御返事不_三申參_二候付一先御尋申上候。村上銀右衛門え相託置候付、定て間違は無_レ之筈と奉_レ存候。藍玉一件の儀にて長防の間え振向候手段委敷申上越候間、最早相達候儀と相考申候得ば、御勘考可_レ被_レ下候。

一、御内使を立又は後宮迄申上候儀、御逆鱗も難_レ計、乍_レ然不_レ顧の御時節、何も振

捨一目散に相掛候處、難_レ有も御書取御漏し被_レ下頓と安堵仕、落涙及_ニ數刻_ニ候次第候。服を改メ西を遙拜仕不_レ奉_レ蒙_レ命罪深念奉_レ謝候儀に御座候。此度は實に難儀の事にて獨決の事計、諸有志中よりは頻に打掛られ、苦心候事御察可_レ被_レ下候。有志中にても、君公は御子様御出生を御待被_レ遊杯との説も相起居候處、御建白にも被_ニ仰立_ニ明白相分_ニ誠_ニに難_レ有、諸有志に對し天下中に口をつぐミ不_レ申、正大明白の御建白、實に難_レ有尙々も諸方え聞候儀、虎の勢とやらにて目を張立、腕を張て高論仕候儀御笑察可_レ被_レ下候。公要の儀別紙に相認候故省略仕候。此段御報迄如_レ此御座候。恐々謹言。

正月二十九日

西郷吉之助

市來正之丞様

- 一、鹿兒島の市來正之丞からの年頭の飛脚便、ならびに六日に發した間飛脚の手紙を見、それに對して書いた返事である。間とは定日外の飛脚をいふ。
- 二、君公島津齊彬が鹿兒島で狩獵などをして健在なことを知り、恐悅したのである。
- 三、在江戸の哲丸。

- 四、昨年十一月十二日の夜、隆盛は江戸に行く途中中下之關に滞在、白石正一郎を訪ひ、その際薩摩國産の藍玉を長州に輸入したいとの意向を聞いたので、その斡旋を市來に依頼した手紙を出しておいたが、まだ返事がないので、回答を促したのである。
- 五、將軍世嗣問題に關し、隆盛のとつた處置で、幕府の奥向へ運動したことである。これについて、齊彬からお叱りを受けるかも知れぬと思つてゐたら、ありがたくも齊彬から親書を下されたので安心し、また、その文意が極めて優渥なので、感涙にむせび、禮服に改めて、はるかに西の方、鹿兒島を拜したのである。
- 六、江戸で諸藩の有志と交渉中、齊彬は鹿兒島にゐるから、隆盛の獨斷で決行せねばならぬことが多く、まことに難儀したといふのである。しかしそれに對して齊彬は滿腔の信頼をかけてゐた。

七、齊彬は一橋慶喜を最適任者として運動してゐるのであるが、中には、いや島津家より入つた家定夫人（後の天璋院）の御腹に世子の出生あらんことを待つて、將軍世子に推さんとしてゐるのだといふ臆説を立てるものがあつた。

八、これは昨年の十二月二十五日付で、島津齊彬から幕府に差出した建白書で、その内容は國防、外交、建備のことなどである。建備については、明白に一橋慶喜を推舉してゐる。それ

で、隆盛は、天下に對して肩身が廣く、正々堂々と主張してゐるといふのである。

建白書中、建儲に關する一節、

「一橋殿御事、御器量御年輩旁御人望にも御叶可_レ被_レ成奉_レ存候間、第一に此儀被_レ仰出_二度、」

(一) 忍向(月照)宛

安政五年八月十一日(江戸より
京都へ)

去る二日早曉發足仕、晝夜兼行差急申候處、漸ながら七日、晝時分、弊廷え到着仕申候。彌以無_二御障_一御勤王の筈奉_二恐賀_一候。相隔候得ば尙更如何と餘計に案勞仕候計に御座候。扱御當地の御模様彌増_二奸勢_一逞敷、尾藩にては御付家老竹越_二大奸物_一にて井水土と合符いたし、君公を責込候時宜にて、有志の者悉く遠_二け、長谷川は御國元え投落され、田宮は表え追出され候次第、只々御一人と相成られ、君公は現在搏せられ候姿に御座候。水藩は今一つ嚴に相成老公駒込_二廷を御連枝並竹腰_一水土より水藩に入替て護衛いたし候様、尤幕監察よりも右通に相達相成候位にて既に八朔には珍事到來可_レ仕模様にて、水藩は惣體決心いたし候様子に御座候由、幕より町奉行に

被_二相達_一同心其外火消の者指圖次第繰出候様にとの趣、誠に危き事に御座候。兩藩共に右通の譯に相成居、廷中へ入込候儀も不_二相調_一密に通候儀へ難_二相叶_一残念とも何共難_レ申次第の譯、何卒宜敷、

(十四) 陽明公え被_二仰上_一被_レ下度奉_二合掌_一候。いづれ成不_レ遠變を引候儀無_二相違_一兩藩共に憤激いたし居候間、今通にては相濟申間敷、何様御達相成候ても、始終受返受返いたし居、何事も延引不_レ仕候付、又々手強く相掛來には別條有_二御坐_一間敷、水藩は餘程人數も繰上せ候由に御座候。右に付ては

天朝え手を出し候儀は迎も出來申間敷儀に御座候間、必御安慮可_レ被_レ下候。いづれ成此上は兩條の違

勅決然と相立拔被_レ遊御確守被_レ遊候儀當時的中の御策と奉_レ存候。暫く其機を御見合の外無_二御座_一殘心の至に御座候。

(十五) 一、内藤豊後守上

京仕候由、此人は伏見にては至極民心を得、有志の様に御座候得共、東行後は都て奸に與し、正論の面を以て京師の懷に這込、情實を聞拔趣向に御座候由、必御

油斷被_レ成間敷儀と奉_レ存候。

一、井伊と間部勢甚敷、其外の閑老は只其意に隨居候計に御座候。

一、大久保右近將監も油斷は不相成一奸に入込候様に被_レ思申候。いまだ_{たしかなる}慥成儀は無_ニ御座候得共、心を置べき者に御座候。

一、竹腰並水土の家來を上せ、事情探索に參候由。

一、老寡君儀、當月廿六日當地發途の賦に御座候間、_(十七)通伏の砌

_(十八)左府公より御直書を以當時不容易御時節柄、若哉異人等の騒も御座候はば、兼て御力に被_ニ思召儀故、舊交を不_レ忘、御助力御頼被_レ遊との趣、御申込置被_レ下度、左候はゞ人數を繰出し、守衛等の都合、至て致安く御座候間、何卒宜敷御願申上置候。其儀におひては、決て

御安慮被_ニ成下候様、御序を以て被_ニ仰上置可_レ被_レ下候。老寡君出立後に相成、私にも都合仕候て又々上

京仕可_レ申候間、尙又其節委敷御談合可_ニ申上候に付、左様思召可_レ被_レ下候。

右之通の時宜にて返すくも奉_ニ恐入儀に御座候得共、實に無_ニ致方儀にて、御存

の通船_(二十一)を失ひ唯孤島にたゞすみ候故、如何ともしがたく、_{かやくなること}ケ様成事にいたり尙更殘

恨千萬の儀に御座候。此節は私無_レ據身寄者差下候付、早々右の始末申上越候間、宜

敷御汲取可_レ被_レ下候。大切成儀を言を喰み候場に相當、無_ニ申譯次第に御座候。い

づれ御面上、細大可_ニ申上候得共、其内右の形行迄申上越候。自然

左府公の御怒も可_レ被_レ爲_レ

在儀と恐入候得共、不_レ得_ニ止事次第にて、力及び不_レ申候。_(二十五)有村俊齋と申者え託し

差上申候間御受取被_レ下度。右の者は何も委敷儀不相分候付、其考にて御受取可_レ

被_レ下候。此旨要事迄如此御座候。恐々謹言。

八月十一日

西郷吉兵衛

忍向様

追啓上、滞在中には別て御懇志被_ニ成下厚奉_レ謝候。尤御序を以て左府公へ宜敷御願被_ニ仰上被_レ下度は又御願申上候。

尙々有村儀は至て慥成者にて御座候間、此書狀御覽被_レ下候はゞ、何卒柳馬場の鍵屋へ御出會被_レ下候て、_(二十四)大封物御受取可_レ被_レ下候。自ら御注進可_ニ申上候間左様

可_レ被_レ下候。

一、忍向即ち月照は京都清水寺の僧で、勤王の志厚く、近衛家に入入してゐた。隆盛とも親交あり、共に國事に奔走してゐた。八月二日、隆盛は月照を通じて近衛忠熙から極めて重大な内密の命を受け、京都から江戸へ下つた。それは水戸・尾張の兩藩主（その頃江戸にゐた）へ、朝廷よりの御依頼状を届けることであつた。隆盛は晝夜兼行で江戸に急いだが、江戸の形勢は、この書にあるとほり、水戸・尾張の兩家とも、幕府の壓迫はなはだしく、兩藩邸に入り込むことは勿論、ひそかに通することさへも出来なかつた。隆盛は致しかたなく右の趣を報じ、預つてゐた大切な封書を返上するために、有村俊齋を京都に遣はした。

二、江戸のこと。

三、竹越兵部少輔正美。

四、井は大老井伊直弼、水土は紀州藩の家老水野土佐守忠央である。

五、尾州侯徳川慶恕。

六、長谷川惣藏。

七、田宮如雲。

八、搦は縛の誤か。

九、水戸前藩主徳川齋昭。

十、連枝は水戸の分家、即ち松平讃岐守（高松藩主）松平大學頭（守山藩主）松平播磨守（府中藩主）の三分家。

十一、竹越は尾張の竹越兵部、水土は紀伊の水野土佐守、共に前出。

十二、幕府の監察官。

十三、八月一日。

十四、近衛忠熙。

十五、伏見奉行で、その當時、京都御所の取締を兼ねてゐた。この者は好物だから、用心せよといふのである。

十六、間部下總守詮勝。

十七、大久保忠寛で禁裏附であつた。

十八、前藩主島津齊興。

十九、伏見を通過すること。

二十、左大臣近衛忠熙公。

二十一、主君齋彬を失つて途方にくれてゐる心境を表はしたのである。

二十一、申上越は申上遣はすの意にて、薩摩特有の文語である。
二十三、後の子爵海江田信義。

二十四、大封物は、近衛公より頼まれて江戸へ持つて行つた封書である。月照はこれを受取つて、近衛家の老女村岡へ次のやうな口上書を添へて届けた。

此封此のまゝ

御上げ下され候様願上まゐらせ候。何も後刻参殿委曲可申上候。早々めでたくかしく。

むら岡様
忍 向

日下部・堀宛

安政五年九月十七日(京都から江戸へ)

任ニ幸便一啓上仕候。冷氣相募候得共彌以御安康可被ニ御座ニ奉ニ恐賀一候。隨て少弟無ニ異儀ニ滞留仕居申候間、乍ノ憚御安慮可被ニ下候。陳ば有馬君御着府にて御當地の事情委敷御聞取被ニ下候はん。此後の處左の通に御座候。
一、月照一條より

陽明家些御弱の御模様にて苦心此事に御座候。

鷹右府公は小林え鶴飼より餘程責掛候處、案外御張込罷成大慶の儀に御座候。就

ては

左府公御儀に付ては決して御案じ被ニ下間敷

老公御一條實に苦心仕既に私にも引拂候様勿論原田才輔え御返事の趣には、いづ

れ幕府よりの命を不レ受候ては逆も守衛の人数被ニ差出ニ兼候。然し若哉の事に付

ては如何様共可ニ相盡ニ段被ニ仰上ニ候由、是にて餘程御弱と存候儀に御座候。然處

豊家を拜謁迄仕掛置候處、至極難レ有がり居候得共、老公より御差止に相成、計も

皆崩頓と手を切候處、今一ト振切て仕掛候處、老公御聞通に相成、御意當然御英

斷被レ爲レ在、江戸表出立相成候守衛人数大坂御屋敷え被レ備候儀と相成、表通之處、

追付幼君公御出府相成候間、其内御供方人数も故障等も難レ計夫故、被ニ召止ニ候

筋にて、大坂御留守居京都御留守居共えも委敷豊印より被ニ相渡、案外振込、此

上は十分の人数被ニ繰出ニ候場に相成、
陽明家え拜謁仕候て細事言上仕候様豊印より被ニ相渡ニ此上は彌御振はまり相成候

様、起て相願可_レ申候間、決して相調可_レ申儀と奉_レ存候。尤書付を以ても細々申上置候。其上明日共は決して拜謁相叶可_レ申候間、益豊印引勸め候様、勿論老公の御望の處迄も御にははせ相成、得と御腹にすはり候處可_レ相盡_ニ參仕候間、必御心配被_レ下間敷候。守衛人數向_も中途え被_ニ差向_一早々着坂仕候様御達にも相成、誠に難_レ有次第に御座候。明日間關着の賦に御座候間、若哉暴發仕候は、直様義兵を擧可_レ申、左候は、大坂土屋の兵は應じ可_レ申、尾張も同様と相考居申候。間若等の兵は柔弱故に打破可_レ申、左候て彦城を乗落候様可_レ仕候間、其節は關東にて兵を合せ打崩候様、御責可_レ被_レ下候。

一、關東の模様、有馬着の上は決して相替可_レ申候間、何卒雷發_(上)の向に御座候は、早々御知可_レ被_レ下候。左様無_ニ御座_一候ては、京師の御備にも拘り候て、第一手當相成御國元えも申遣人數繰登候様可_レ致事に御座候。

一、有川方御取替金の儀は、私方より直様返辨致置候間、御安心可_レ被_レ下候。

一、御國の儀は何事も表向仕掛候筋に相成、至て仕合の事に御座候。其外朝廷の御模様は杉浦より御聞取可_レ被_レ下省略仕候。

九月十七日

西郷吉兵衛

日下部伊三次様

堀 仲左衛門様

一、日下部伊三次の父は海江田連といひ、薩摩藩士であつたが、故あつて水戸高萩に潜居し、日下部と稱した。伊三次は始め水戸藩に仕へたが、安政二年、幕府の勘定奉行川路左衛門尉の盡力で、薩藩へ復歸した。その時、隆盛は大山綱良へ書を送つて、日下部の復歸をよろこび、その人物を稱揚してゐる。

君公益御機嫌能_レ被_レ遊_ニ御座_一候事恐悅御儀奉_レ存候。先日は日下部伊三次御召抱相成誠に難有大に力を得、彼是教示を受候儀に御座候。水戸に爲_ニ罷在_一日決死儀四度、幕府の捕れに付かんとする事五度、かく大難に處し居候人物にて、彼是事に練_ね忠義の者に相違無_ニ御座_一當分は一向差はまり粉骨碎身可_レ致との事にて、早速相働候次第、實に大幸御悅可_レ被_レ下候。(安政

二年六月二十九日)

また堀仲左衛門は後の伊地知貞馨で、盟友の一人である。

この手紙は京畿の情勢を報じたもので、勤皇史上、重要な資料である。

二、薩藩士有馬新七は、九月十日の夜半過ぎに、西郷、有村俊齋、伊地知正治と別れて江戸へ向つた。水戸への密勅の寫および三條公の直書を越前・土佐・宇和島の三侯に傳へるためであつた。

三、その頃、京都では所司代酒井若狹守が志士の逮捕に着手し、此月七日には梅田源次郎を捕へた。

月照の身邊も危くなつたので、京都を去つて奈良へ逃れることになり、途中の護衛を近衛家から西郷に託した。西郷は十一日の早晩に有村俊齋と共に月照を護衛して出立の筈であつたから、十日の夜に、鍵屋で同志と共に別宴を兼ねて今後の計畫を相談した。その計畫といふのは有馬の都日記に、「西郷と有村とは月照を送つて奈良に行く。途中で幕吏に襲はれたら斬り死にする。幸に奈良まで送り届けたら、國に歸つて擧兵の策を講ずる。もしも藩として出兵ができなかつたら、同志五六百人を催して上京する。有馬は江戸に行つて、水戸、土佐、尾張、越前等の有志と謀り、東西一時に擧兵しよう。伊地知は京都にゐて、東の様子を四方へ傳へる」と書いてある。しかし、月照の奈良行は變更して途中から大阪に下ることとなり伏見までは西郷・有村二人で送り、伏見から西郷だけ引返し、大阪へは川船で有村がついて

行つた。

四、左大臣近衛忠熙。

五、右大臣鷹司輔熙へは、水戸藩士鶴飼吉左衛門から鷹司家諸大夫小林良典へ説き込み、小林より傳へてもらつたので、案外熱心に盡力下さることになつた。

六、前薩摩藩主島津齊興が齊彬薨去に就て、八月二十六日江戸を發して歸國されるので、その途中、東都御守衛の爲の兵士を留めらるゝやう近衛家から依頼した。これは隆盛と月照の策で、前掲の書翰に明らかである。そして、それには薩藩士で近衛家の客臣となつてゐる原田才輔が使をしてゐる。

七、薩藩家老島津豊後を近衛忠熙に拜謁させようと謀つたが、老公が許さない。そこで、今一息と押切つて畫策したところ、老公が承知して、歸藩の途にある人數を大阪に留めることになつた。勿論、京都御守護のためであるが、幕府に對しては、間もなく新藩主が江戸に行くから、その時の従者にするといふ口實を設けた。また島津豊後の近衛に拜謁することも許した。

八、島津豊後。

九、老中間部詮勝は、明日着京のつもりである。もし朝廷に迫り奉るやうなことがあれば、直

ちに義兵を擧げて、京都所司代酒井若狭守は勿論、井伊直弼の居城彦根までも乗取るつもりである。

十、間は間部詮勝、若は酒井若狭守。

十一、いよ／＼擧兵を決行するとなつたら、直ちに知らせてくれ、さうでない、第一京都の御備も立てねばならず、また、國元にも兵士を繰り出すやう言つてやらねばならぬからといふのである。隆盛等が討幕の實行手段を講じたのは、この時が始めてである。これから以後、常に京都と江戸と同時擧兵の精神が繼續するのである。有馬の都日記と西郷のこの手紙とは、共に勤皇討幕實行運動の初期の方策を語る頗る重要な資料である。

長岡監物宛

安政五年十二月十九日(鹿兒島より肥後へ)

酷寒の砌御座候得共彌以御壯健可被成御座恐悅の御儀奉存候。猶拜謁仕候節は旁々御懇志の段難有奉佩感厚御禮申上候。著涯より色々混雜に取紛書狀も差上申、甚以不敬の至何卒御海恕可被成下候。隨て私事土中の死骨にて、不可忍儀を忍び罷在候次第、早御聞届被下候はん、天地に恥ケ敷儀に御座候へ共、今

更に罷成候ては皇國の爲に暫く生を貪居候事に御座候。御笑察可被成下候。扱同藩堀仲左衛門と申者、此節罷歸候處、關東の事情承り誠に越侯の御忠誠奉感服候。就ては弊國の義如何にも残念の至に御座候得共、都て瓦解仕、逆も人數など差出候儀不_ニ相調候間、同志の者共申合、突出仕る外無_ニ御座決心仕居候。仲左衛門には又々出足仕候間、何卒御逢被下度奉合掌候。何も御直に御聞取被成下度省略仕候。越藩橋本にも捕はれ候由に御座候得共、此度の儀に取りては決て相崩れ不_レ申段も申來候。いづれ此機會を失ひ候ては實に本朝は是限と相考居申候。仰願は天下の爲御伏藏なく堀え被_ニ仰付_レ被_レ下度、之のみ奉_ニ祈居_レ候。此旨御厚禮旁奉_レ捧_ニ愚札_レ候。恐惶謹言。

十二月十九日

西郷三助

長岡監物様

御侍史

追啓、此度罷下候處、直様改名仕候様被_ニ申聞_レ變名仕候。又々幕より御用召申來候儀、無_ニ相違_レ御座候はん、其節は死亡の筋に被_ニ申切_レ賦の由に御座候。此段も

内々申上置候。若哉御書共被_レ成下_一候節は、椎原^(十)與三次と申者私叔父にて御座候間、其方に差向け被_レ下度、是又奉_レ願候。

一、肥後藩の識者、隆盛等つねに彼を尊敬して、その意見を傾聴してゐた。

二、この年の十月初めに、監物を訪ねたことがあるので、その禮を述べたのである。

三、月照と入水して三十五日目の手紙で、隆盛の心境をあらはしたもの。

四、越前藩主松平慶永が、自ら京都に潜行し、天子を奉じて事を爲すといふ一大決心をなした事。しかしそれは實現できなかった。

五、薩藩では當路者が幕府を恐れて、月照を保護することさへもできないので、それを残念がった。

六、同志の者は薩藩を擧げて、越前侯の義舉に呼應させようと考へたが、とうてい、その望みはないので、脱藩するより外に方法はないと決心した。

七、橋本左内、江戸にて捕はる。

八、薩摩に歸ると、すぐさま改名するやうにとの命で三助とした。

九、幕府から、西郷を差出せといつて來たら、死亡といふことで押通すつもりである。

十、母方の叔父。

月照和尚忌賦焉

相約_レ投_レ淵_ニ無_ニ後_一先、豈_ラ圖_レ波_上再生_レ縁。回_レ頭_ニ十有餘年_一夢、空

隔_ニ幽_ニ明_一哭_ニ墓_前。

相約_レして淵_ニに投_テす後_ニ先_一無_シ、豈_ラ圖_レらんや波_上再生_レの縁。頭_ニを回_ラせば十有餘年_一の夢、空_ニしく幽_ニ明_一を隔_テて、墓_前に哭_ス。

一、この詩は明治七年十一月十六日、月照の十七回忌にあたり、その墓前に供へたものである。隆盛は月照の年忌には供養してゐたのであつたが、十七回忌には入水當時まで共にゐた從僕の重助がはるく、京都から鹿兒島まで墓參に來たので、その志を賞して厚くもてなし、この詩を書いて與へた。月照の墓は鹿兒島の南林禪寺にある。

二、海のふかいところ。

三、後先もなく一緒に海に飛び込んだのであつたのに、思ひがけなく、自分だけは波上に浮びふしぎな縁で再び生き返つてしまつた。

四、あの時のことを回顧すると。
五、あの世とこの世。

南島謫居時代

自安政六年己未（三十三歳）
至元治元年甲子（三十八歳）

安政六年己未 (三十三歳)

正月二日、山川港に淀泊中、伊地知正治が船中に訪ね來り、大久保利通の手紙を渡し、義舉の計畫について相談す。

正月四日、大山正圓よりの書、山川港に達し、世嗣哲丸の天逝を報す。

正月十二日、大島に着き、龍郷村に居て自炊し、後、佐榮志の女愛子を納れて家事を執らしむ。

十月七日、橋本左内等刑死。

十月二十七日、吉田松陰等刑死。いはゆる安政の大獄である。

十一月五日、藩主島津忠義より、「誠忠士の面々へ」として、自筆の親諭書を、大久保等一派の勤王志士に與ふ。後、大久保はこのことを隆盛に知らせて來た。それによると、隆盛をもその同志の一人に加へてあつた。

大久保正助宛

安政六年一月二日(山川港より
鹿兒島へ)

大義の一擧に付御策問の趣幾度も承知仕候得共、小生儀士中の死骨にて武運に拙く殊に大義を後にいたし、端島に身を逃候儀、譬へば破軍の降卒にて、起て御断申上候儀に御座候得共、數ならずも

先君公の

朝廷御尊奉の御志親く奉承知、如何にもして

天朝の御爲めに不可忍の儀も相忍び、道の絶はて候迄は可盡の愚存に御座候間、不願汚顔拙考の儀も御返事申上候間、必御親察被下御用捨奉希候。

一、堀より肥藩の決心一左右到來云々

按ずるに彌々決心候ても、越え一往の返事不承届候て事を舉候儀は決して仕間敷、越と事を合て繰出可申儀と相考申候。夫のみならず筑・因・長の一左右も必ず見合可申儀と奉存候。就ては事を舉の機會十分相調候は、兼て格護の事候間、

御突出奉願候。其節遲疑仕候儀は、忠義の人に非候。併機會を不見合候て、只々死を遂さへいたし候得ば、忠臣と心得候儀、甚以て悪敷御座候間、是非御潜居被下候處奉合掌候。

一、堀苦や幕手に相掛候節盟中の憤激云々

按ずるに盟中の人、難に相掛候^と、無謀の大難を引出し候儀有志の可爲儀に御座候哉。大小の辨別を不分事と相考申候。依人成程残念の至に御座候得共、堀も何爲に奔走仕候哉。其心志を御取可被下、死を決して

天朝の御爲に盡すに非ずや。左候得ば、其志を受候こそ盟中の盟たる大本と相考申候。餘り理屈ケ間敷御座候得共、楠公の正行を歸たるは子々孫々迄も

朝廷の御爲に忠義を遺したる儀の大親切、後世迄も仰慕所、其節、正行も共に戦死仕候は、大孝子にて御座候哉。遺訓を守て忠節を盡し候所、不^レ論して明なり。能々御勘考可被下候。千騎が一騎に成候迄も、我黨の忠節を盡し候所、肝要に奉存候。必ず前事の不可移儀に御座候。

一、三藩へ暴命の云々

按ずるに三藩え暴命を發候はゞ、彌破れ可_レ申、もふ此上は死を賜ふの外に暴は有_レ之間敷、其節は必ず彼方よりも應援の儀可_ニ申遣_一候。事速に候はゞ其儀も間に合兼候はんか。併盟中の儀は三藩と死生を共に仕度儀に御座候間、如何にとらば

先君公共に天下の大事を被_レ爲_レ談

朝廷の御爲に盡させられ候御事に御座候間、同じく決心仕度儀と奉_レ存候。三藩動立候はゞ共に動立可_レ申儀と奉_レ存候。

一、堂上方に恐多も難を奉_レ掛候節云々

按ずるに堂上方え手を掛け候はゞ、定て勤

王の諸藩空見して罷在申間敷候間、必ずそ忽に動立不_レ申、諸藩と合體いたし候て、是非共御難を可_レ奉_レ救儀肝要と奉_レ存候。憤激の餘りに事を急ぎ候ては、益御難を可_レ奉_レ重候間、能々御盡可_レ被_レ下儀と奉_レ存候。

一、陽明殿え添書の儀一同の御評議も有_レ之候儀にて、若_レや吟味不_レ届候て異議の儀共に相成候ては却て不_レ宜儀に御座候間、伊地知え考付の趣、得と相咄置候間御談

合可_レ被_レ下候。捨文の儀同斷申置候間、左様御納得可_レ被_レ下候。

一、諸藩の有志見當に相成候人云々

水戸

武田修理

安島彌次郎

越前

橋本左内

中根鞆負

肥後

長岡監物

長州

増田彈正

土浦

大久保要

右の外御異見の趣等難有威服仕候。必頓案被下間敷奉願候。頓首。

正月二日夜詔

源吾拜

正助様

一、大久保正助はまた一藏といひ、後の利濟即ち利通である。

二、尊王討幕のために、薩藩の有志が脱出して、他藩の志士と聯合して義舉を計畫しようといふことは、南洲の出發前に決定してゐたのであるが、いよく實行することになると、いろ

／＼疑問が起るので、南洲の意見を聞いて置かうと、大久保が同志を代表して書面を認め、伊地知龍右衛門（後の正治）に持たせて、山川港まで行かせた。

南洲の船は、山川港に汐掛（假淀泊）をして、正月を迎へ、外海の風波を見定めて出帆する豫定であつた。

三、島津齊彬である。書中いたる所に隆盛等が先公を尊崇し、追慕し、その遺志を奉じて勤皇する様子があらはれてゐる。

四、「堀から、肥藩の都合がよいといふ情報があつたならば、合體の人数、前後を顧みず突出すべきかいか」といふ質問である。即ち大久保の手紙の原文は「堀より肥藩の都合無他事、決定の義一左右到来におひては合體の人数不顧前後突出の事。

五、これに對して南洲の考へるところは「いよく決心しても、一應は越前の返事を聞いてからでない」と肥藩は立ち上るまい。必ず越前と一緒に兵を繰出すであらう。そのみならず、筑前因幡長州の態度をも必ず見合せてからといふことにならう。ついでには、事を舉ぐる機会が十分に熟したならば、かねて覺悟のこと故、御突出ねがひたい……。

六、もし堀が幕府の手に捕へられるやうなことがあると、盟中の人々を憤激せしむることであらう、この場合忍ぶべきや否や——といふ質問に對し、南洲は楠公の事績を擧げて大局より忠節の道を教へてゐる。

七、尾張・水戸・越前の三藩へ、この上更に暴命を發するやうな場合があれば如何すべきやとの間に對し、南洲は、明快なる決斷を下してゐる。即ち幕府は先に水戸老侯徳川齊昭に永蟄居を、水戸侯徳川慶篤に差控を、越前藩主松平慶永および尾張藩主徳川慶恕に隠居を命じた。この上の暴命とは死を賜ふの外はないから、その時は、盟中の士は三藩と生死を共にせよといふのである。

八、勤王の志士を極刑に處した幕府が、更に堂上の公卿たちに難をかけるやうになつた場合、たゞちに突出すべきや否やの事につき、南洲の答へは簡明周到である。

九、近衛忠熙。

十、脱藩の際、藩廳へ差出す投書であらう。

十一、諸藩の有志中、信頼すべきものを列擧して欲しいとのことに對して、この人々を擧げてゐる。多くは維新勳業の捨石となつた人々である。

十二、御意見である。即ち大久保よりの手紙の終りには、滯島中は一身を大切にせよ。天朝のため自重し暴飲を慎まれたしなどといふことが書かれてあつた。

税所、大久保宛

安政六年二月十三日

(大島より
鹿兒島へ)

芳翰辱拜誦仕候。彌以御兩兄御安康被_レ成_二御座_一候段奉_二恐賀_一候。隨て小弟無_二異儀_一勝_たる順風にて一夜込に翌日晝時分には大島龍郷村と申所_(三)え安着仕、當分も右場所_(五)に罷在申候。島役よりこゝえ罷居如何可_レ有_レ之哉、却て可_レ然との吟味にて有_レ之候

段申來候故、決して望は無_レ之、邊鄙の處別て大幸安樂に過候。誠_(三)にけとふ人_(四)には込入_(五)申候。矢張はぶ性にて食取ふと申念計、乍_レ然至極御丁寧成儀にてとふからし_(六)の下なる鹽梅にて痛入次第に御座候。乍_レ憚御休意可_レ被_レ下候。扱出帆の節は旁御懇情喜_(六)兄には何か御世話成上_(七)別て難_レ有御厚禮申上候。誰も咄相手も無_レ之、種子島城助兩度_(七)參り、寛々罷在候。重野兩三日參居候位にて、島人の子三人程是非と申事にて相受取居申候。皆十計にて何も約には立不_レ申、朝暮の飯は自分にいたし候得共、何も苦も無_レ之、心配するやうな事も無_レ之、何方におひても苛政の行れ候儀、苦心の至に御座候。當島の體誠不_レ忍次第に御座候。松前の蝦夷人捌よりはまた甚敷御座候次第、苦中の苦、實に是程丈けは有_レ之間敷と相考居候處、驚入次第に御座候。

一、肥藩の議論、誠偏固の事と被_二相考_一申候。横井に嫌ひ候とて可笑な事にては有_レ之間敷哉。何分天下の時體一二年はゆれ申候か。殘心の至に御座候。決して我藩より事を擧候儀は出來不_レ申、時運を相待外無_二御座_一候。只々京師の方伏拜尙更忘成り不_レ申候。

一、正助様より鉛御惠投別て難_レ有、霽々として罷在候間、只獨にて鐵砲打方共いた

八、勤王の志士を極刑に處した幕府が、更に堂上の公卿たちに難をかけるやうになつた場合、たゞちに突出すべきや否やの事につき、南洲の答へは簡明周到である。

九、近衛忠熙。

十、脱藩の際、藩廳へ差出す投書であらう。

十一、諸藩の有志中、信頼すべきものの名を列挙して欲しいとのことに對して、この人々を擧げてゐる。多くは維新勲業の捨石となつた人々である。

十二、御意見である。即ち大久保よりの手紙の終りには、滯島中は一身を大切にせよ。天朝のため自重し暴飲を慎まれたしなどといふことが書かれてあつた。

税所、大久保宛

安政六年二月十三日

(大島より
鹿兒島へ)

芳翰辱拜誦仕候。彌以御兩兄御安康被_レ成_二御座_一候段奉_二恐賀_一候。隨て小弟無_二異儀_一勝_たる順風にて一夜込に翌日晝時分には大島龍郷村と申所え安着仕、當分も右場所に罷在申候。島役よりこゝえ罷居如何可_レ有_レ之哉、却て可_レ然との吟味にて有_レ之候

段申來候故、決して望は無_レ之、邊鄙の處別て大幸安樂に過候。誠_(三)にけとふ人_(三)には込入_(三)申候。矢張は_(四)ぶ性にて食取ふと申念計、乍_レ然至極御丁寧成儀にてとふからし_(五)の下なる鹽梅にて痛入次第に御座候。乍_レ憚御休意可_レ被_レ下候。扱出帆の節は旁御懇情喜_(六)兄には何か御世話成上_(七)別て難_レ有御厚禮申上候。誰も咄相手も無_レ之、種子島城助兩度參り、寛々罷在候。重野_(七)兩三日參居候位にて、島人の子三人程是非と申事にて相受取居申候。皆十計にて何も約には立不_レ申、朝暮の飯は自分にいたし候得共、何も苦も無_レ之、心配するやうな事も無_レ之、何方におひても苛政の行れ候儀、苦心の至に御座候。當島の體誠不_レ忍次第に御座候。松前の蝦夷人捌よりはまた甚敷御座候次第、苦中の苦、實に是程丈けは有_レ之間敷と相考居候處、驚入次第に御座候。

一、肥藩の議論、誠偏固の事と被_二相考_一申候。横井に嫌ひ候とて可笑な事にては有_レ之間敷哉。何分天下の時體一二年はゆれ申候か。殘心の至に御座候。決して我藩より事を擧候儀は出來不_レ申、時運を相待外無_二御座_一候。只々京師の方伏拜尙更忘成り不_レ申候。

一、正助様より_(九)鉛御惠投別て難_レ有、鬱々として罷在候間、只獨にて鐵砲打方共いた

し、間には小鳥はらひ等にて、狩など被_レ誘參候處、誠に難場、雲を見申候。纒計鉛持參仕居候處、頓と引切居候付、別て難_レ有御厚禮申上候。頓と島中米拂底にて大の凶年、砂糖は出來不_レ申、百姓共難儀の様子に御座候。夫故飛船被_レ差立候由承り候間、只早々ながら荒々如_レ此御座候。尙追便御厚禮可_ニ申上_一候。恐々謹言。

二月十三日

菊池源吾

税所 喜三左衛門様

大久保 正助様

追啓上、吉井、^(十)有村へは別紙認兼候間宜敷御傳可_レ被_レ下候。後便細事可_ニ申遣_一候。尙々着島より三十日も相成候得共、一日晴天と申^(十一)なるは無_ニ御座_一、雨勝に御座候。一體雨はげしき所の由に候得共誠にひどいものに御座候。島(十三)のよめじよたちうつくしき事、京、大阪杯がかなふ丈に無_ニ御座_一候。垢(十四)のけしよ一寸計、手の甲より先はぐみをつきあらよふ。

一、正助様へ申上候。^(十五)矢三太如何の鹽梅に御座候哉。手紙にても殘^(十六)置含に御座候得共、却て氣掛と相考、態(十七)と殘し不_レ申候。今に考候得者、夜にても卒度參逢置答

ぢやつたと殘懐の至に御座候。益衰候はん。能き模様も御座候は、宜敷御傳置可_レ被_レ下候。餘り無情の事に御座候得共、私にも逢事は實は出來不_レ申候儀に御座候。

一、この書は大島の龍卿より、兩友の來書に答へたものである。

二、假屋元は假屋の所在地。假屋は代官の詰所。

三、「けとふ人」は毛唐人。

四、「はぶ性」は毒蛇の性にて「食取ふ」を形容したもの。

五、「とふからしの下なる」は唐辛に次ぐといふ意で「痛入」を形容したもの。

六、税所喜三左衛門。

七、重野安繹、このころ謫せられて大島にゐた。

八、島人の子を三人ほど弟子にした。

九、鉛は鳥打の銃丸製造の原料にするのである。

十、吉井友實。

十一、有村俊齋、後の海江田信義。

十二、「よめじよ」は薩摩の方言で、嫁入前後の女子をいふ。

十三、化粧。垢が一寸ばかりついてゐるといふ冗談である。

十四、「くみをつき」は「入墨をし」といふこと。

十五、福島矢三太、この人は西郷、大久保などの親友で、有望の人であつたといふことであるが、不幸にして早世した。

萬延元年庚申（三十四歳）

正月十九日、遣米使節として外國奉行新見豊前守正興、同村垣淡路守範正、軍艦奉行木村攝津守嘉毅、海軍操練所教授勝安芳等、米國に航す。九月二十八日歸國す。

二月二十五日、隆盛の家族困難の事情きこえ、藩主より特に金二十五兩を賜ふ。大久保これを拜して家族に傳ふ。

三月三日、井伊大老、櫻田門外に暗殺せらる。

四月、有村治左衛門、水戸藩士等と共に、櫻田門外の變に加はりたることを知り、隆盛大いに歡喜す。

八月十五日、徳川齊昭薨す。

大久保正助他三名宛

萬延元年二月二十八日（大島より
鹿兒島へ）

永久丸惠泰丸順惠丸三便の芳翰難有拜見仕候。御同盟中様彌以御安康被成御座

候由奉ニ雀躍一候。隨て野生無異消光仕候間乍憚御安意可被下候。陳者天下の形勢漸々衰弱の體、實に慨歎の至に御座候。橋本迄死刑に逢候儀案外、悲憤千萬難堪時世に御座候。堀にも些目角相立候様子殘恨の儀に御座候。此先生江戸相逃候ては何の策も出來兼候半。願くは此一ケ年の間、豚同様に罷在候故、何卒姿を替走出度、一日三秋にて御呼返の期相待居候處、益報深く罷成、尙々恨を生じ候時宜にて、野生罷登候て又々何様の肝癢差起候も難計、幸孤島に流罪中の事故黙止候様との猶豫不斷の輩吟味相付候はんかと苦察いたし居候儀に御座候。○先生方御國事は勿論朝廷の大難も御建白の處、餘程御忠誠を被盡候儀、實に感心の至、爲天下國家一難有次第に御座候。然處不_二容易_一

御直書迄の一條夢々如_レ斯時宜に及申間敷と考居候處、何とも難有御事、只々此死骨さへ落涙仕候儀に御座候。畢竟、諸君の御精忠御感應と飛揚仕候次第に御座候。御國家の柱石に相成れとの御文言奉_二恐入_一候御事に御座候。御請書に付て野生名前迄御書上被_二成下_一候儀過分至極、痛入候譯に御座候。○到_レ是何より以難有御儀には

主上確乎被_レ爲_レ涉候との御事何とも難_レ申

本朝の大幸と敬仰此事に御座候。○水、陣所を引候始末表に弱を顯し候姿にて勃興の機相見得候事か一向見留難_レ付候儀と奉_レ存候。御正義の諸侯も必氣を奪候半と遙察いたし居申候。○野生御呼返し無_レ之儀は何方に被_レ拒候哉、殘情此事に御座候。早捨切居候命、爲_レ何生な_レがれ候哉、息の有限は微忠を奉_レ献候心掛計にてかく罷在候事に御座候間、是非何様の儀有_レ之候共、只々忙然と變を待可_レ申哉、罷歸さへ仕候得ば、彌事を起可_レ申候間、其見込を以一日なり共引延し候策か、何分御知らせ可_レ被_レ下候。大正阿氣の毒千萬の事に御座候。

右の通荒々御報迄如_レ此御座候。恐々謹言。

二月二十八日

菊池源吾

大稅有吉様

御直書拜讀仕候て

思ひ立君が引手のかぶら矢は

ひと筋にのみいるぞかしこき

一筋にいてふ弦のひびきにて

さへぬる身をもよびましましつゝ

追啓上、皆々様色々御丁寧の御品々御惠投被_レ成下_レ誠_ニ難_レ有仕合、御厚禮申上候。永樂丸儀は琉球におひて破船にて御座候由。肥永岡大人死去の段津田書面にも細々、實悲涙の仕合、個様の衰微の世上、人傑悉なくなり候儀可_レ歎可_レ悲。

尙々周公旦の御忠膽實に奉_レ感佩_ニ候。將又波平御刀一條、正々堂々の御建議御尤千萬に御座候得共、夫を只今取て返し候儀、名分上より見る時は、必ず殘恨の御次第、可_レ止譯に無_ニ御座_ニ候得共、是は先づ其通にて幕_ニ阿從_ニの姿を以本道の御忠略奉_レ願候儀に御座候。夫をなぜと申せば國好より幕好へ、ケ様_ニと申込候て夫より色々讒を構候節は、大害を引出し可_レ申候間、隱然として此御耻を義舉を以被_レ取返_ニ候御謀略奉_レ願候。此ぶた不_レ入儀に御座候得共、考の儘申上候。○南島にも大和流行病大流行にて死亡多く、野生も此節は被_レ相打_ニ四五日は相苦候得共無_レ程全快、當分は先づ靜り候向に御座候。

一、宛名を大稅有吉としたのは、大久保正助(後の利通)稅所喜三左衛門(篤)有村俊齋(後

の海江田信義)吉井仁左衛門(友實)の四人を、あたかも一人の名のやうに書いたのである。

二、橋本左内、越前藩の志士。前年十月七日刑死。

三、堀仲左衛門、後の伊地知貞馨。「些目角相立候様子」とは、「だいぶん幕府が注目して、危険人物としてゐる様子」

四、藩主忠義(當時は茂久)の自筆の書。鹿兒島の勤王志士が突出(脱藩)して、他藩の有志と共に國事に盡さうとすることは、隆盛が大島に移る以前から計畫されたことであるが、安政六年十一月の初めには、いよくその機切迫して、まさに實行せんとする形勢に至つた。特に水戸藩士との約束もあつたのである。しかるに、このことが藩主忠義に聞えたので、忠義は實父久光に相談して、自筆の諭告書を大久保等一派のものへ下した。その文は、

方今世上一統動搖、不_ニ容易_ニ時節にて、萬一時節到來の節は、順聖院様御深意を貫き、以_ニ國家_ニ可_レ抽_ニ忠勤_ニ心得に候。各有志の面々、深く相心得、國家の柱石に相立、我等の不肖を輔、不_レ汚_ニ國名_ニ、誠忠を盡吳候様、偏に頼存候。仍て如件。

安政六年己未十一月五日

茂久花押

誠忠士面々へ

と、いふのであつた。即ち、その意は「近頃、世間一般が次第に騒がしく油斷のならぬ時勢

であるが、いよ／＼非常時になつたならば、順聖院様（島津齊彬）の御深意を實現するやうに、薩藩を擧げて天朝に忠勤を抽んづる考であるから、各有志の者は、この點をよく承知して、國家の柱石となり、我等の不肖を輔けて、國名を汚さず、誠忠を盡してくれるやう、どうか頼む。」といふ、極めて親切な諭告である。藩主がその臣下に對して、かゝる直書を下したことは例のない破格なことで、志士一同は感涙を流して脱藩を思ひとゞまつた。

その時、同志四十餘人連名の請書を差出したが、その筆頭に菊地源吾即ち南洲の名を加へてあつた。この一件を大久保等から知らせて來たのに對して、南洲が感激して答へたのが、この手紙である。

五、孝明天皇の御健勝と幕府に對する嚴然たる御態度を申上げたものであらう。

六、水は水戸藩、陳所は長岡に於ける水戸藩士の屯所。安政六年十二月以來、水戸藩の激徒が勅書返納を拒んで長岡に屯集してゐた。それが陣所を引いたのは、弱を顯はして勃興する意かと推測したのである。

七、大山正阿彌の略。（正圓、後の大山綱良）その頃、戊午の獄で、國許永押込に處せられてゐるのを氣の毒に思つたのである。

八、肥後の長岡監物。

九、津田山三郎。

十、周公旦は周の文王の子で武王の弟、武王を助けて天下を定め、又、幼主成王を輔佐して、制度禮樂を定め、天下大いに治まる。今、島津久光が當主の忠義（久光の實子にて齊彬の嗣となりたるもの）を輔佐し、先君齊彬の遺志を繼いで政治を行ふのを、周公旦に比して、大久保等より通知があつたのであらう。久光が忠義を輔佐するやうになつたのは、安政六年に老侯齊興の死後である。即ち齊彬の死後一年餘にして、はじめて忠義の後見となり、そこで家老島津左衛門久徴が退き、久光指揮の下に薩藩の政事が行はれるやうになつた。

十一、波平御刀一條とは、齊彬の在世中、薩藩の刀鍛冶波平に刀を鍛へさせて、孝明天皇に献上するやうに近衛家と約束してゐたが、幕府の嫌疑を恐れて、折角京都へ上せてあつた刀を持ち歸らしめた。そのことを意味するのである。

十二、表面は幕府の意に従つたやうに見せておいて、その實は他の道に於て忠略を願ふとのこと。

十三、薩藩の好物より幕府の好物へ、刀奉獻のことを箇様／＼と傳へると、それから、うるさい事が起るから。

堀、大久保宛

萬延元年十一月七日(大島より
鹿兒島へ)

御兩公の御細翰難有拜見仕候。只々早船の一左右相待居候處、天下の形勢も相分、追々正義に向候模様、御同慶奉存候。不_二相替_一御同志中様方御壯榮奉欣賀候。隨て小弟無異消光仕候間、乍_レ憚御放慮可_レ被_レ下候。陳ば水老公御逝去、實爲_二天下_一悲痛此事に御座候。治世の運數極に至り最早亂に入候儀無_二相違_一、譬_一一橋越公の御方々御出世に相成候ても事_二遅_一如何に御聰明の御方々_二逆_一も用に立候人々は非命の死を遂_レ持起すべき人才も乏敷、況や御養君_二逆_一は御幼年、諸司は舊習にて英斷の人も無_レ之、亂に入候外無_二他事_一と愚察仕候。いづれ外夷の内一番に手を出し候者_一イキスカと相考申候。若_一や一發相響候はば各國引込、一致して防戦可_レ仕勢に無_二御座_一可_レ憐世態罷成申候。堀兄には疾_一出府にて彼是御周旋の御事かと奉_レ察御嫌疑不_二相掛_一様にと是のみ相祈居候處、案外御出府も不_二相調_一由無_二致方_一御事に御座候。當分の處諸藩より盡力の方_二逆_一も有_二御座_一間敷哉、皆々手をひいて靜居候様子と被_二相伺_一候。水藩

の儀彌大破に及有志紛々必敵_一を被_レ打可_レ申殘恨此事に御座候。願くは高橋隱然として罷在候はば少しは策も出候はん。亡命の姿に相成候ては是_一以致_二様も無_レ之_一、必一番破立候儀と奉_二遙察_一候。將又彦根の動靜如何に候や、間牒の注進も爲_レ有_レ之儀と奉_レ存候。固よりの弱國、激變の様子も有_二御座_一間敷哉、頓_一と清國の覆轍を踏_一候次第皇國千萬載の遺恨に御座候。此旨御禮答迄汐掛船より荒々如此御座候。尙追々御洩し被_レ下度奉_二合掌_一候。頓首。

十一月七日

菊池源吾

堀 仲左衛門様

大久保 正助様

追啓、外様方え宜敷御傳可_レ被_レ下候。

尙々正助様より御送物毎々難_レ有御厚禮申上候。遠方に着島にて書状のみ相達候。

一、堀仲左衛門は後の伊地知貞馨で、鹿兒島城下の盟友である。大久保正助は後に一藏、また利通と稱す。

二、急行船で迎へに来てくれるだらうとのことを待つてゐる。

三、水戸の老公德川齊昭、萬延元年八月十五日逝去した。

四、天下の運命が極つて、もはや亂に入る他はないといふ隆盛の時勢観である。

五、一橋慶喜。

六、越前の松平慶永（春嶽）

七、イギリス。

八、諸藩は何れも手を引いて形勢を傍観するとしか思はれぬ。

九、堀はもはや江戸に出て、大いに奔走中のことと思つてゐたのに、案外出府のかなはぬ様子で致しかたないことである。言外に薩藩の消極的政策をあきたらず思つてゐることが察せられる。

十、水戸藩は内部が大混亂のやうに思はれるが、これでは、櫻田の仕返しをされはすまいかと残念である。

十一、高橋多一郎が後見してゐるなら、策も出るであらうが、これも亡命してゐるのでは仕方がない。必ず收拾すべからざる形勢となるであらう。

十二、伊井直弼一派の動靜。

十三、清國が外國條約に失敗したと同様のことをやつてゐるのは、千萬年の遺恨であると残念

がつてゐる。

十四、次々に天下の形勢を知らせて欲しいと願つてゐるのは、隆盛が身は南島にありながら、志は常に國家の安危を憂へてゐるからである。

文久元年辛酉 (三十五歳)

正月二日、愛子との間に、菊次郎生る。後に京都市長となる。
二月三日、露艦、對馬尾崎浦に上陸し、軍艦の修理をなす。
五月十日、外國奉行小栗忠順等、對馬に到り、露將と應接す。
十一月十五日、和宮、江戸に着せらる。
十二月二十日、鹿兒島より使者來り、召還の命を傳へ、姓名を改めて鹿兒島に歸來するやうに
といふことであつたから、大島三右衛門と改名した。

税所、大久保宛

文久元年三月三日(大島より鹿兒島へ)

春暖罷成候處彌々以御安康御起居の段奉_ニ欣賀_ニ候。隨て小弟無異罷在申候間、乍_レ憚
御安慮可_レ被_レ下候。陳ば天下の形勢益衰弱に成立候由、實に歎息の至に御座候。

京師の御様子難_レ有次第、感涙袖をひたし候儀に御座候。昨日は斬姦の一回忌にて、
早天より焼酎吞方にて、終日醉居申候。扱_ニ野生一條_ニに付ては始終御配慮被_ニ成下_ニ何
共難_レ有御厚禮申上候。迎も當年中には被_ニ召歸_ニ候儀も六ヶ敷明_め居申候。一崩崩立
候は_レ如何可_レ有_ニ御座_ニ候哉、無_ニ此上_ニ御手を被_レ爲_レ懸候儀、身に餘り候事に御座
候。少しも御手の延不_レ申處、色々考候儀無_ニ御座_ニ候間、左様御納得可_レ被_レ下候。當
分は餘程有志の方々出來候由、大慶の事に御座候。私には頓と島人に成切り、心を
苦め候事計に御座候。

一、喜三左衛門様え申上候。順惠丸船頭方より大_ヅ壹俵寄替相頼候處、受合候て相
究候間、證文は貴兄え宛差遣候付、愚弟え申付、右代金早々相渡候様御願申上候。
愚弟方えも委敷申遣候間、尙又御達可_レ被_レ下候。豚肉少々差遣候間、御寄合御開
可_レ被_レ下候。

一、正助様御方より煙草過分御送被_レ下別て難有、頓と引切居候處、誠に珍味仕、御
厚禮申上候。恐々謹言。

三月三日

菊池源吾

税所 喜三左衛門様

大久保 正助様

尙々野生には不埒の次第にて正月二日男子(さ)を設け申候。御笑可_レ被_レ下候。

一、聖上の思召について何か報知に接して感激したのであらう。

二、櫻田門外で志士たちが伊井直弼を斬つた一周年目であるから、それを喜んで朝早くから焼酎を飲んで酔つたといふのである。

三、大久保等が隆盛召還の運動を頻りに行つてゐることを感謝したのである。

四、隆盛召還の運動がなか／＼功を奏さないが、大久保たちを不甲斐なく思つたりはしてゐないから、御安心ねがひたいとのことである。

五、大豆一俵を鹿兒島の私宅へ送るについて、依頼したのである。特に税所へ依頼したのは、彼が三島方の役人で、船の方に便宜があつたからである。

六、菊次郎の誕生である。

文久二年壬戌 (三十六歳)

正月十四日、大島を發して歸國の途についたが、十八日、七島洋で難船し、再び龍郷に引還し、二十九日、再び大島を發す。

二月十一日、和宮、將軍家茂に降嫁す。

二月十二日、鹿兒島に歸着す。

二月十五日、島津久光(當主忠義の父)に謁した。この頃、久光は上京して、朝廷と幕府の間を調停しようと考え、その準備中であつたから、隆盛は、それに反對の意見を述べた。そのため久光が上京の期日は延びたが、彼の策は遂に用ひられなかつた。

三月初旬、大久保利通來訪して、諸藩の浪士不穩の形勢あるを以て、これを統御せんことを依頼す。隆盛これを承諾す。

三月十三日、先發して下關に留まり、久光の至るを待つべき命を受け、村田新八を伴うて鹿兒島を發す。

三月十六日、島津久光、藩兵を率ゐて上京の途に就く。

三月二十二日、下關に至り、小河一敏、平野國臣等と白石正一郎の家に會し、京攝の形勢を知り、久光の到着を待たず、即夜、村田新八、森山新藏と共に下關を發し、海路大阪に向ふ。

三月二十六日、大阪に着し、加藤十兵衛の家に投じ、浪士を統御す。久光このことを不満に思ふ。

四月九日、兵庫に赴き、久光の宿舎に至つて面謁せんとす。大久保利通密にこれを海濱に誘ひ、久光の立腹甚だしいことを語り、なほ、事竝に至つては、もはや前途の望もないから、共に死せんといふ。隆盛これを慰諭して止む。

四月十日、大久保等に送られて、海路大阪に至る。

四月十一日、村田、森山と共に、天神丸にて鹿兒島に護送さる。山川港に着し、命を待つ。

四月二十三日、久光は奈良原喜八郎、大山格之助等の腕利きに命じて、伏見の寺田屋に赴き、有馬新七、森山新五左衛門等の急進派を説得せしめんとしたが、遂に骨肉相刺して、多くの死傷者を出した。

六月、徳之島流謫の藩命あり、よつて山川港を發す。村田は鬼界島に流謫せられる。森山は謫所定まらず、そのうち、寺田屋にて、その子新五左衛門の横死せるを聞き、船中に自刃す。

六月十日、徳之島に着し、岡前村に居を卜して謹慎す。

七月五日、大島にて菊子生る。

八月二十六日、愛子、二兒（菊次郎、菊子）を伴ひ便船に乗じて大島より訪ね來る。この船が、また隆盛を冲永良部島に遠島申付くるといふ藩の命令書をもたらした。隆盛謹んで藩命を受け、大島吉之助と改名。

八月二十七日、岡前村より井ノ川村に移り、妻子は翌日同地より大島に歸らしむ。隆盛は間もなく船牢に入れられ、風波の都合により十七八日間滞在した。

閏八月十四日、徳之島を出帆し、即日冲永良部島伊延港に着す。十六日、和泊村の牢獄に入る。間切横目（村の巡查）土持政照大いに厚遇す。

木場傳内宛

文久二年六月三十日（徳之島より大島へ）

當月十一日付の御懇札、同廿三日朝相届難有拜讀仕候。實に御馴ケ敷繰返し卷返し候。私斯く罷成候形行は決して不_ニ申上_一考に御座候得共、如何様の御疑迷も難_レ計、御安心成兼候事と無_レ據委細申上候間、御一讀後丙_三丁童子に御與へ可_レ被_レ下候。島元よ

り相考候よりは雲泥の違ひにて御府内都て割據の勢に相成居、頓と致し様無之模
様故、暫くの間觀察仕候處、當時の形勢少年國柄を弄し候姿にて、事々物々無暗な
事のみ出候て、政府は勿論諸官府一同疑迷いたし、爲處を不_レ知勢に成立、ケ様の事
は是で引結び、此處で成るものといふ事は全く不_レ知、志は能く向候ても所置に至て
疎く俗人の笑ふ事多く、君子の賦に候得共、爲す處至て賤敷手のみ相見得、君子の
所行に無_レ之候。所謂誠忠派と唱候人々は、是迄屈し居候もの、伸候て、只上氣に相
成、先づ一口に申さば世の中に酔ひ候鹽梅逆上いたし候模様にて、口に勤 王とさ
へ唱へ候へば忠良のものと心得、さらば勤王は當時如何の處に手を付候は、勤王に
罷成候哉、其道筋を問詰候得ば譯も分らぬ事にて、國家の大體さへ、ケ様のものと
明めも不_レ出來、日本の大體はこゝといふ事も全存知無_レ之、幕の形勢も不_レ存、諸國
の事情も更に辨へ無_レ之、そふして天下の事を盡そふとは、實に目暗蛇をぢすにて、
仕方もない儀に御座候。然處、小弟儀
順聖公の被_三召仕_一候との趣世間に相響居此ものが歸りたら、決して事柄も變ろふと
あてに相成候鹽梅にて、もふは博奕も打たれ候向に無_レ之、是が幸中の不幸に御座

候。餘り高く直段を付られ込り切たる事に成立候。

泉公御參府に付、御大策と申儀有_レ之、是は三四輩の處にて極秘密の事にして有_レ之
候由、然處着涯小松家え會し候様承り、大久保同伴參候處、中山尙之介參會有_レ之、
四人會席にて御大策の趣承候處、此節は

京師迄にて、一橋・越前御後見御政事御相談役と申

勅御申下しの御事と承候付、委敷承候處、頓と返答さへ出來兼、隨分の御大策も取
處無_レ之鹽梅に罷成候。私より問掛候は、右の

勅を御下し相成候には手づると申もの無_レ之候ては迎も出來不_レ申、夫は閣老の處え
委敷申込候て、ケ様に成され候て請合て盡すと申事、能々地盤を居へ不_レ申候ては出
來申間敷、夫は如何に候哉と承候得ば、全く手は付居不_レ申、左様なら幕府にて甘く
御返答申上候て、始終

勅に不_レ應候は、如何の御策相立据哉承候得ば、其時はいつまでも 京師御滯の賦

京師へ一年も二年もとは御滯相成間敷、若不_レ應日には違

勅の罪を御責不_レ被_レ成候ては、名義も相立申間敷、又 京師御保護に付ては、只錦

の御屋敷共に被_レ爲_レ在候ては何共知れぬ事、所司代を追退、井伊の固めを除不_レ申候ては相成間敷、違_レ勅の罪如何御正し可_レ被_レ成哉、相尋候處、一言の返答も出来不_レ申、時日ヲ移す内、異人と相結大坂口より軍船を差向候はゞ、其時の御手筈如何相付候哉、一々難論仕掛候處、返答さへ出来兼候人々、御大策とは餘り氣強くしまりは(十三)夫故、私を相待候事に御座候間、任じ吳候様承候得共、是は私にては迎も出来不_レ申、いまだ御内評中の儀にも有_レ之候はゞ如何様共盡し様有_レ之候得共、都て仕くさらかして仕様と被_レ申候ては出来不_レ申段返答いたし、是は案外の次第、貴公方々にては御論も出来不_レ申、其上甚以_レ疎事の御策と相考候間、

泉公の處如何御居被_レ遊候哉、拜謁仕度申出候處、自然拜謁被_レ仰付_二賦に候間、兩三日中被_レ召出_一との事に御座候。然處四月十五日舊務に被_レ復、直様被_レ召出_一候處、一々右の難論申出デ其上私愚考とは大きに違ひ申候。只今の御手数は先公方被_レ遊候御跡を被_レ爲_レ踏候御事にて、其時よりは時態も相變、順聖公と一樣には成されがたく、江戸におひても御登城も六ヶ敷、諸侯方の御交もいまだ無_レ之、一體成され方相變不_レ申候ては彌成し應候處、見留付不_レ申、いづれ大藩の諸侯方御同論御成りなき

(十五)れ合從連衡して其勢を以成され不_レ申候ては相濟間敷、此御方様より京師御保護被_レ遊候はゞ

勅と一時に諸大名俄に御登城に相成、速座に御扱不_レ被_レ成候ては、迎も出来申間敷、又

京師御滞に付ては、必變を生可_レ申と委敷理を盡し申上候處、尤成譯にて今更致し方も無_レ之、此度の儀は御届捨にて最早延引も難_レ致、是非平常の處を以成さるゝとの事に御座候得共、非常の備を成し、非常の事を被_レ成候には、平常の處を以出来不_レ申、若、合從連衡の策出来不_レ申候はゞ、固く御守り被_レ遊候處相當の御處置にては有_レ御座_二間敷哉、是非

御病氣の處御申立被_レ遊、御參府御斷被_レ成、つまりにつまり候はゞ、割據と申御腹合にて被_レ爲_レ在度、愚考の形行不_レ殘申上候處、二月廿五日御發駕被_レ召延_二三月十六日と相成申候。然處只今の處を以策を立候様承知仕候付、二策書取を以申上候。第一策は是非御參府御延引、暮えは參府に差掛候處、非常の世態にて國中の人心動立號令をも不_レ顧、人々踏出候勢に成立、騒動可_レ致候間、當年の處は相延、家老を

以名代差登候趣を以て被_レ召延_二度、御國中えは御家老中より御危申上候て、御引留申上候趣、被_レ仰達_二度との所置も相付け申上候。第二策は是非御延引の處不_レ爲_二出來候は、天祐丸より關東迄御乗船にて御參府被_レ爲_二在度、左候得ば違變輕重相計候得ば

京師におひて變動可_レ致は案中にて御座候故、難易の處海上にては輕く御座候付、右の計被_レ遊度趣申上候處、二策共御取用無_レ之、實に仕方なき事に御座候故、一日出勤仕候てより直様足の痛にて引入、夫より湯治に差越、何様の事にも足引上げ不_レ申考にて、隱遁の賦に御座候處、諸國より有志の者共御國元の様參、私には湯治留守御座候處、罷歸り承候得ば、右の次第にて、一夕大久保參り實に心配いたし居、彌變を生じ候との趣承候故、不_レ得_レ止出足仕候事に御座候。是より先き御國家の人心不平にては、治も變も出來不_レ申、尤君子の爭大幸にては無_レ之、是非兩全の策相立、久留米におひても君子の爭よりして混亂に及候前車の覆轍も有_レ之候間、是非一致して御國中勤 王に相成候様被_レ成度、頻に切論に及候處、是が畢竟一番惡事と相成申候。又豊州の一黨におひても起つてはならぬと二度押、甚以君子の爲べき業

に無_レ之、小人の黨は利を以相結候故、黨中の内、頭立たるもの一兩人も不_二差障_一處え被_レ爲_レ出候は、一黨致_二疑迷_一、悉く崩立可_レ申、頓と先無し小路え追込候は、決して小人と見こなし候ても面々の知恵丈は又外に働き可_レ申決して恐れ居不_レ申と委敷解立候得共、一體土臺頼少にて、増々小さく罷成候事計にて、如何成明智の人出候ても、今通にては今日の處さへ六ヶ敷勢に成立申候。來春御歸府の上親敷御覽可_レ被_レ下候。

村田新八同道にて下之關え參考にて、尤他國へ出候儀大監察方大きに六ヶ敷、漸く下之關迄は差支有_レ之間敷と申事故、夫よりは被_レ召列_一との御内達も有_レ之候。然處飯塚におひて森山新藏方より差立候飛脚え逢ひ、早々下之關の様急候様との趣有_レ之、又々相急候處、三月廿二日朝白石方え參着申候處、豊後岡藩二十人參會居、卒度面會いたし、右の人数は直様大阪の様出船有_レ之候。新藏にも船手當いたし居、既出船の處え參付、跡え一封相殘し、其暮方出船にて、同廿六日大坂へ着いたし候處、宿屋えも難_二相付_一、新藏案内を以て、加藤十兵衛方え相付、潜匿いたし居候次第に御座候。大阪に出候處、諸方の浪人等都て、堀計を以御屋敷え御潜め相成居候。關にて

筑前浪人平野次郎と申もの、此以前月照和尚の供いたし、御國元え参り、臨終の時も同敷罷在候人にて、夫より方々え徘徊いたし周旋奔走、勤王の爲盡力いたし、艱難辛苦を経候人に御座候。右の者至極決心いたし居候故、又其方と死を共可致我等に相成候。いづれ決策相立候は、共に戰死可致と申置候。勿論皆死地の兵にて、生國を捨父母妻子に離。

泉公の御大志被爲在候段奉慕出掛候付、都てケ様に申候ては、自負の様御座候得共、私をあてにいたし來候故、私死地に不入候ては、死地の兵を扱ふ事出來申間敷、何篇諸方の有志は大阪にても、都て私より引しめ置候處、有村俊齋阿久根より極々急にて京師え参り、早々御中途迄又々踏返申候。其折、平野と川下り一緒にいたし候處、私の決心を平野より相咄候由、然處俊齋より右の趣直様申上候處、至極の御立腹にて、ケ様に罷成申候。畢竟下之關え罷在候は、彼處より被差下一賦にて有之たる由、其時迄は兩全の策を立候て左州の一行と與合何篇 泉公を御惡敷申入、私出立の前晚桂右衛門宅え參候儀共大不都合相成候由にて被差下一等の處、又々右の俊齋口上にて大谷に相成申候。右谷の趣は四ヶ條にて○浪人共と與合決策

相立候一條○年若の者共え尻押いたし候二條○御滯京相計候三條○關より大阪へ飛出候四條にて、一向胸に落不申、大坂にては加藤所え潛匿、伏見にては御假屋え潛居候事にて、京師えも出掛不申、其上大坂に於て面會の人々は纒の者にて、右様の儀相計候人え取逢ひ不申、堀次郎咄に、いづれ此節京都御滯にて御盡不被遊候ては不三相濟、關東え御下り相成候て何にも不三相成ことの咄は承り申候。全御滯京を計り候覺無之候。○浪人共は始終私方にて押付居候て動かし不申、又年若の者共は尻押所の事に無之、始終私えケ様言聞して呉れ、ケ様致してはならぬからせんやうに申聞て呉れと被頼、始終叱付置申候。先生方の人々は十分に二才衆にさへ言兼只我身構のみにて偽謀を以て致し居られ候事共に御座候。乍然堀え久々振於二伏見二面會いたし候處、昔日に變、只智術を以て仕事いたし居候間、ひどく面責いたし申候。自分の身がをそろしく成ると術を不用候ては致方無之候間、都て取止め候様、大事に懸候ては、只誠心を以不盡候ては、決て不三相成、譬仕損候ても誠心さへ相立候は、感慨して起る人も出來候間、術にては決して不三相濟、尤長州永井雅樂と申大奸物と腹を合せ與合居候間、ひどく其儀を責、若、永井と同論いたすにお

ひては、永井儀は長州の有志共え可_(三九)刺申置候間、同論いたさば、此方におひても汝を享主振に可_(三九)致、其時は二才衆え(其脇え居合候座右の人々え)可_(三九)打とは申候事に御座候。是も今更相考候得ば、大邪魔に相成候筈に御座候。永井を打の策は實に手荒ひ様に御座候得共、天下の好物にて御座候。京師え罷登候譯は、幕より御頼を以出居候。夫は是迄の御扱振宜敷無_(三九)之、前非を悔て御改被_(三九)成との趣を以、朝廷をだまし付候策にて、書取を以_(三九)

朝廷え差出候書面有_(三九)之、其内には第一異人交易 勅許相成候様偏に申立、黄金を_(三九)つかり、九條殿下をだまし、開港

勅許に相成候は、直様堂上方御冤罪を解、又諸侯方も同様可_(三九)致抔と、誠につまらぬ事計、書建にて薩摩と同意にて申上候。長州侯と連名にて可_(三九)差上候得共、急速の事故、其儀も不_(三九)相調候間、其證據には堀次郎被_(三九)招呼御聞取可_(三九)被_(三九)下と申上、御聞取相成申候。堂上方有志の御方々御論は正敷、

和宮様御下向に付ても御願通御縁談被_(三九)爲_(三九)濟候は、早速異人の所置可_(三九)相付と申上、其通御許容相成候。いまだ舌も不_(三九)乾に、開港の一條甚以不届の次第と、永井は

見出され候由に御座候。夫故無_(三九)據打方の儀、長州の有志え申含候。尤長州におひても、永井の黨と有志の黨と兩立いたし居候。

一、長州えは 朝廷の御取持諸藩とは格別の御譯合も有_(三九)之、當時一向御頼に相成候譯故、

主上御直筆を以御書取相下り候。右のヶ條書を以上記の者共も 皇朝の御爲に盡し候儀にて、誠忠を旌表いたし候様堂上方を御初、有志の諸侯方も、一向皇國の御爲に被_(三九)爲_(三九)盡候處、都て御打込に相成候間、本々の通被_(三九)復、右の取扱いたし候役人誅罰いたし候様、又右の

勅令通不_(三九)應候は、有志の諸侯を

京師え被_(三九)召違 勅の罪可_(三九)正候間、其通可_(三九)出來哉否可_(三九)申出との趣十五ヶ條有_(三九)之候由、其儀を悉く永井は可_(三九)打崩策にて相働候向御座候間、ひどく黄金を相仕ひ候由御座候。此儀は髓に長州大坂御留守宍戸九郎兵衛と申す者より承候。宍戸は直々拜見いたし候由御座候。決て行先我國の爲にも、永井邪魔を可_(三九)成は案中に御座候。是は畢竟幕のいたい處を程能致し成し、自分の功を立、天下の權を可

取計謀と被_レ察申候。餘程幕府におひては、此節の勅使御同伴の御一條やかましき由に御座候。○浪人共御屋敷え御引受にて御構ひ相成候儀、

泉公御不合點にて御座候處、堀申上候は、私御受合申上候と御返答申上、夫にて御安心相成候由、夫に伏見にての混雜到來いたし候ては、如何の申譯いたし候哉、奸人の舌頭可_レ畏ものに御座候。又決て此儀も私え打かぶせ候はんと察申候。私四月十日罷下候様承知仕、早速船え乗付申候。至極穩密に被_レ致、人氣混雜可_レ致とは相考候由、然ながら私を置候ては實にせはらしい故、落し候向と相見得申候。落され候期は、堀は大坂にては宿屋え臥候儀も不_ニ出來、若哉被_レ打候はんかと臆心にて、御屋敷内御納戸え潜臥いたし候由、可_レ笑の甚にては有_レ之間敷哉、大坂見聞役中私を落し候儀、不合點にて御側役え突掛、大きに論判いたし候由御座候。御國元におひては御供の役掛中より、又大きに議論相起候由に御座候。大監察小監察の處一圓承引不_レ致、嚴敷申立、是非對談を懸申度と申立候由御座候得共喜入不_ニ受入_一夫形伏見より申來候なりにて參申候。夫は面白きものにて只德之島え被_レ遣と計にて羽書を以被_ニ相達_一何の罪狀も不_ニ相分_一候。決て此節は御助米共被_レ下

候向には無_レ之、島元におひても相愼候様、島代官より可_ニ申達_一との趣にて御座候故、假屋本より五里隔候岡前と申所へ潜居仕候。頓と世事を忘却仕候處何の苦も無_レ之、尤御助米不_レ被_レ下儀難_レ有次第に御座候。先_レ右等の形行にて、細大書盡しがたく、又自心申にて能きやうに相見得候間、其處は御推讀可_レ被_レ下候。御存の通暴言を吐候儀は多く有_レ之候。其罪は難_レ逃候間、安然として罷在申候間、御安堵可_レ被_レ下候。

一、森山儀、私には眼病相煩ひ養生方に上陸いたし居候處、及_ニ自及_一候段承り驚き候次第に御座候。私と村田儀は島方相分候得共、森山儀一向不_ニ相分_一、尤先年の一向宗又々發起いたし六ヶ敷向に承り、居候事にて、夫等の處を以御吟味六ヶ敷相片付兼候はんか、委敷不_ニ相分_一候。勿論三人共大島へは不_ニ差遣_一様伏見より申來候由、是は畢竟桂氏え聞かせぬ賦と相見得申候。婦女子の所行と片腹痛く御座候。私儀は愚痴には有_レ之候得共、片量負共いたし候考は全く無_レ之候處、中山奸謀を以_レ左州_一と結合候て事を計と申成し、其罪を以被_レ落申候。此中山と申もの我意強_レく、只無暗のものに御座候が、一番寵を得、大久保杯は私一件より大きに被_レ忌

位を保候儀もあぶなき儀に御座候得共、私をケ様に致し又大久保迄落し候ては、
人氣混雜可_(三十六)致迎漸く助ひ候向に御座候が、只今共は如何の振合に罷成候哉、頓と
相分不_(三十七)申候。

一、田中河内介と申すは中山家の諸大夫にて、京師におひて有名の人に御座候。右
の人粟田宮様の御令旨と申すものと錦の御旗を捧居候由、右は偽物にて是を以人
々あざむき候と申ものにて、

御國元迄被_(三十八)差下_(三十九)との趣を以船中にて私に隠然と、父子三人外に浪士三人都合六
人被_(四十)殺候由、譬偽物にもせよ朝廷え被_(四十一)差出_(四十二)眞偽明白御取捌き可_(四十三)被_(四十四)爲_(四十五)在處に、
私に

天朝の人を被_(四十六)殺候儀、實に意恨の事に御座候。もふは勤 王の二字相唱候儀出
來申間敷、此儀を若哉

朝廷より御問掛相成候は、如何御答相成候ものに御座候哉、頓と是限の芝居にて
御座候。もふは見物人も有之間敷と相考申候。

一、此度 勅使御下向に付ては餘の儀にも有_(四十七)之間敷、勿論大原三位公と申せば聞_(四十八)

慷慨家にて、如何様の御議論出候も難_(四十九)計、若哉幕におひて猶豫いたす儀も有_(五十)之
候は、益憤言出候儀相違有_(五十一)之間敷、逆も黄金共にては打付被_(五十二)申間敷、彌
勅の通、相調候得ば御國家におひても御大幸 泉公も御大功にて、此上もなき御
事に御座候。幕役は中々一通のすれものにては手も突掛られ候丈けに無_(五十三)之、い
まだ幕情

御不案内の事にて御座候間、ちよつとした事に御乗り被_(五十四)成候と、直に突込夫より
見こなし候間、一藩の力にて平押に押候ては、弱居候幕にもせよ些_(五十五)六ヶ敷、此方
の御勢ひ御扱次第にて

勅の立と立ぬとに有_(五十六)之譯に御座候。餘程幕府におひて六ヶ敷申立候との評判に
御座候。如何罷成候ものに御座候哉、今共はもふ相分居候はん、遠海の事故、全
く通不_(五十七)申殘情此事に御座候。私にも大島え罷在候節は、今日_(五十八)と相待居候故、
肝癢も起り、一日が苦に有_(五十九)之候處、此度は徳之島より二度出不_(六十)申と明_(六十一)め候處、

何の苦も無_(六十二)之、安心なものに御座候。若哉亂に相成候は、其節は可_(六十三)罷登_(六十四)候得
共、平常に候は、譬御赦免を蒙候ても、滯島相願ひ可_(六十五)申含に御座候。骨肉同様の

人々さへ、只事の眞意も不問して罪に落し、又朋友も悉く被殺、何を頼に可致哉。老祖母一人有之是計氣掛こればかりと相成居候處、大島より罷登候節迄存命致居候て、満悦いたし候付もふは心掛こころがかりも無之、罷登候てより死去仕候付、何も心置こと無之候。逆も我々位にて補ひ立候世上にて無之候間、馬鹿等敷忠義立ばからしきは取止申候。御見限可被下候。

一、木場傳内は大島の見聞役で、隆盛が大島にゐた頃大いに世話になつた。今度また徳之島に流されたについて、木場より懇切な慰問の手紙をよこして事情を尋ねて來た。それに對して一別以來今日に至るまでの事情を詳しく認めて送つたのが即ち本書である。史料として重用なものである。

二、「火中して下さい」とのこと。丙丁は「ひのえ」「ひのと」で、五行にて共に火に配す。

三、大島にゐて想像してゐたことよりも……。

四、鹿兒島城下をいふ。

五。鹿兒島に於ける勤王派で、この派の人々は隆盛を首領とかんがへてゐたのである。この頃の藩政府は誠忠派によつて組織されてゐた。

六、順聖公は島津齊彬。

七、久光のことで當時島津和泉と稱してゐた。

八、小松帶刀（御側役）の家に會合するやう通知を受け、大久保一藏（御小納戸）を伴て行つた。二月十二日鹿兒島に歸り着いたその翌十三日のことである。

九、中山尙之介は、大久保と同じく御小納戸であつたが、久光の信任を得て、その頃最も權力のある一人であつた。

十、久光が上京して、公武の間を周旋する計畫である。即ち一橋慶喜と越前の松平慶永とを幕府の後見役として、政治改革の相談をなさしめるやう、幕府に對して勅命降下あらせられんことを奏請しようといふのである。

十一、京都にある薩摩屋敷。

十二、井伊直弼の郷國即ち彦根藩。

十三、「しまり」は「しまひ」は「の訛」、即ち「終」は「の意」である。

十四、四月十五日は二月十五日の誤記であらう。舊務に復したとは、配流前の役即ち御目付島預廷方兼役に復したことである。この日、久光に面談して、時勢に對する意見を述べた。

十五、合從連衡とは、諸侯が同盟を結んで、一大勢力を形成すること。もと合從とは支那の春

秋戦國の時、楚・齊・燕・韓・魏・趙の六國が同盟して秦に對抗する策で、これは蘇秦が主張した説である。連衡とは、同時代に張儀が唱へた説で、前記の六國を悉く秦に服従せしめんとする策である。従は縦の意、六國の地形は、縦に長し。衡は横、七國の地形は横に長し。縦に合し横に連つて聯合同盟することを合従連衡といふ。

十六、二月十五日、久光に意見を述べたが用ひられず、その翌一日だけ出勤して、次の十七日には足の痛みにて、指宿温泉に湯治に行き、隠遁のつもりであつた。

十七、長州の來原良藏、堀眞五郎、肥後の官部鼎藏、松田重助、豊後岡藩の小河一敏、高野直右衛門等、薩摩に来て、久光の上京事情を知らんとしてゐた。また眞木和泉の一行も來てゐた。

十八、三月はじめ、大久保利通が來訪して、諸藩の浪士が激昂して不穩の形勢にあるから、隆盛に奮起して、これを鎮壓せんことを請ふた。

十九、前の首席家老島津左衛門（日置領主）の一派と誠忠組の一派との軋轢を憂ひて、その一致を計らうとしたのが、最も當路の意にさはつたのであつた。

二十、島津豊州（左衛門より前の首席家老）

二十一、木場傳内に向つて、來春鹿兒島にかへつて國內の様子をよくごらん下さいといふので

ある。

二十二、堀次郎（後の伊地知貞馨）

二十三、有村俊齊が平野次郎と同船し、平野から西郷の決心を聞いて、その趣を久光に傳へたところ、久光が非常に立腹した。

二十四、その時まで、當路の者は、自分が兩全の策（註十九参照）をたてたのは、島津左衛門の一派と通じて久光の悪口を言つたものと思つてゐた。

二十五、鹿兒島出立の前晚（三月十二日の晚）左衛門の弟桂右衛門を訪門したのも大不都合であつて、下之關から召還すつもりであるところへ、また／＼俊齋よりの口上です／＼大罪になつた。

二十六、薩摩の當局者、堀次郎その他の人を指す。

二十七、二才衆とは年若き者。

二十八、三月二十九日、大阪を發して伏見に至り、堀次郎に逢つて、彼が長州の永井雅樂と意見を同じくするので、大いに面責したが、これも大邪魔になつて、罪の原因を作つたのであらう。

二十九、亭主振は主人公（刺される方）にするとの意。

三十、「つかひ」である。

三十一、喜入攝津久高、當時の首席家老で、久光が上京後は、忠義を助けて藩政を統べてゐた。大監察、小監察などが、隆盛に直談して、眞偽を聞きたくしたいと申込んだが、それも許さず伏見よりの久光の命令どほりに行つて、徳之島へ移した。

三十二、自己辯護で、自分のいふことがみな宜しいやうに見えるから、この邊は御推讀を乞ふといふのである。

三十三、薩藩は一向宗を嚴禁してゐたのであるが、町民および農民の間には、ひそかに信仰してゐる罪になつたものが多い。先年一向宗信者の疑獄があつたが、この節また／＼起り、森山が農村出身の商人であつたことから嫌疑を受け、そのために處分がきまらぬものかといふのである。隆盛は徳之島、村田は鬼界島と定つたが、森山だけは或は死刑になるのではないかと心配した。折柄、長子新五左衛門が伏見寺田屋の一擧に討死したとの報が傳つたので、「生きのびて何にかはせん深草の露と消えにし人を思ふに」といふ辭世の一首を残して、船中で自殺を遂げてしまつた。この時、隆盛は眼病の治療で上陸してゐた留守であつた。

三十四、桂久武である。そのころ大島在番役であつた。隆盛との間柄が親密だといふので、中山等は隆盛を同じ島に送ることを避けたと思はれる。

三十五、島津左衛門（前出）

三十六、「助かり」の訛。

三十七、赦免を待つてゐた。

文久三年癸亥（三十七歳）

五月十日、長藩米國商船を下關に砲撃す。

七月二日、藩薩諸砲臺より英艦隊を砲撃す。四日に至り退帆。

隆盛、英艦の鹿兒島に來襲せしを聞き、將に歸國して國難に當らんとし、意を土持政照に告ぐ。政照大いに感奮し、造船を企て、船已に成つて近く出發せんとする時、たま／＼英艦撃退の報ありて即ち止む。

得(二) 藤 長 宛 文久三年三月二十一日(沖永良部島より大島へ)

昨冬は御書狀給ひ遠方え御心掛ヶ被下、別て辱御禮申上候。徳之島より細々御禮等可申上含の處、火急の遠島にて不能其義、不本意千萬御宥恕可被下候。將又徳之島迄焼酎等御惠投被成下御厚意の段深く御禮申上候。隨て私事無異儀消光いたし、當島においても詰役中至極丁寧成る事にて、別て仕合の至に御座候。

圍入(三)にて脇からには餘程究屈に見受候由御座候得共、拙者には却て宜敷俗事に紛れ候事も無之、無餘念學問壹篇にて、今通(四)にては學者に成ひそな鹽梅に御座候。先御安慮可被下候。扱拙者にも又々登(五)そな模様申來候得共、其許通の毎年のうそ計にて御座候間其手かとも相考申候。若哉罷登候はば早速隱居仕候て其許の様罷下考に御座候間、左様御納得可被下候。御方の事共大和にて忘れては不罷在候得共(二)宮登喜存(七)の通忙敷事計にて、考居候事一ツも出來不申、宮登喜役格の事さへ親類又は愚弟杯の働にて、只一ツ遠島を申出候計にて、實に赤面の事にて御座候。人間は如何の事かも先の知らんもの故、先々御氣強御勤務御勵可被成候。菊次郎杯儀は始終御丁寧被成下候由、彌難有御禮迄申上候。徳之島(九)え罷越候節は拙者を見知不申、他人の鹽梅にて相別れ申候。此度は重き遠島故か、年を取候沙汰か、些氣弱罷成、子共事思ひ出され候て、中々のし不申候。御推計可被下候。全躰強氣の生付と自分に相考居候處、おかしなものに御座候。

一、御隣(十一)の悪巧のおやちが昨秋より引移候て御世話も薄餘計の御腹立も有之間敷、當分のおやちはぬききやんにて、間拍子(十二)がぬける計にて悪巧は有之間敷と相考申

候。此節の代官は名有進物好きにて、琉球詰の節共大評判のものにて御座候由、御方杯^{なぐさ}迎も御役昇進六ヶ敷と相考申候。見聞役の石原と申は先づさつばい^(十三)とした人間にて御座候。何ぞ入組候儀は此人え御申込可^レ被^レ成候。今一人の見聞役は、はざも^(十四)のに御座候間、よかれば餘程宜敷候得共、裏返り候時は何も役にも立不^レ申候。實に人間と申は頼がたきものとは此度初て思ひ當り申候。猫の目の替ると一ツもの、一ツ腹のものと相考居候者が拙者のぼろくど^(十五)に喰付候事にて、案外のものに御座候。ぼろくどの齒形^{はがた}が取れそうな鹽梅にて御座候間、罷登儀も御座候は、如何の面^{つら}にて逢ひ可^レ申哉、今よりおかしく御座候。此咄は音なしと御頼申上候。以上

三月二十一日

大島 吉之助

藤 長 衆^(十七)

一、得藤長は、以前に隆盛が流されてゐた大島龍卿の間切横口(村の警察官)で、その頃から親密にしてゐた。この書は藤長からの見舞の手紙に對して、當時の心狀を述べたもので、まことに得がたい資料である。

二、「詰役中」は、役所にゐる役員一同。

三、圍は囚人を入れる檻。

四、「成ひそうな」は、「成りさうな」

五、「國へ歸りさうな」即ち「召還されさうな」風説があつたものらしい。

六、日本内地のことを「やまと」と言つてゐた。

七、宮登喜は龍卿の人。先年、隆盛に隨行して上方まで行き、この頃はまた龍卿にかへつてゐた。姓は志村といふ。

八、遠島になるやうな事をしたばかり。

九、徳之島にゐたころ、大島から愛子が菊次郎と菊子をつれて逢ひに來たが、その時はまだ幼くて、父親の自分を見知らなかつた。

十、「のし申さず」は「辛抱ができない」とか「たまらない」とかいふ意。

十一、「御隣のわるだくみのおやぢ」とは、島の役人を評したものである。これが他へ引移つた。

十二、新任の島吏。ぬききやんは馬鹿とか間抜けの意。

十三、「さつばい」はさつぱり、即ち淡泊清廉。

十四、「はざもの」業物。即ち腕き、手腕家。

十五、「一ツ腹のもの」とは、同志のもの。

十六、「ほろくど」は後頭部。そして「ほろくどに喰付く」とか「ほろくどを射る」とかいふのは、讒言すること。「ほろくどの齒形が取れる」とは、讒言が明らかになつて冤罪の晴れること。その節、隆盛が鹿兒島へまかりのほつたら、彼等はどんな顔して面會するであらうか、それを思ふとおかしくなるといふのである。

十七、衆は敬稱である。殿とか様の意。

(一) 高田平次郎宛

文久三年春(沖永良部島の牢中より同島在番詰所へ)

昨日福山君より承り候には、貴丈御神刀御残し置下されとの儀千萬難_レ有、重疊の御親切謝するに言葉を知らず候。實は此條御願申上度と相含み候得共、獄中の事故申出兼候處、早く御備被_レ下候處、何共難_レ有奉ニ感佩、大に力を得候事に御座候。餘りの嬉さに愚詩綴立差上申候。御笑覽可_レ被_レ下候。一つのは先年差上候ものを些取直差上申候。平仄合不_レ申候故仕替仕候間、如_レ斯御座候。此旨荒々得_ニ貴意_ニ候。

頓首。

高田君机下

追て機會を見、直に返劍可_レ仕候。

(三)

憑君識取英雄氣 斬賊勇肝百倍加

遺策惠投三尺劍 血戰當千如亂麻

一、高田はその頃の在番詰役であつたが、任滿ちて鹿兒島にかへるに當り、錦の袋に納めた大刀を、同僚福山清藏に托し、翁が赦免の日、或は何等か異變の生じたる際、これを翁に差上けるやうにと頼んでおいた。それは翁が徳之島で沖永良部島へ遠島座牢を命ぜられた時、兩刀を取り上げられたのであるから、もし出牢の時に無刀では不體裁なので、高田が好意を寄せたのである。そこで、福山が牢に到つて之を翁に告げたら、翁は落涙してその厚意をよろこび、翌日、書面を贈つて感謝した。

二、詩は二首のやうに書いてあるが、手紙には一首しか掲げてない。他の一首は別紙に書いたものと思はれる。

贈高田平次郎

憑^ナ君^ニ識^メ取^ス英雄^ノ氣、 斬賊勇肝百加倍。^ハ 遺策惠投三尺^ノ劍、
血戰當千如^シ亂麻^ノ。

君に憑つて識取す英雄の氣、 斬賊勇肝百倍加はる。 遺策惠投す三尺の劍、血戰當千
亂麻の如し。

○作詩の趣旨は前の手紙の文参照。

○一首の意は、君の親切によつて英雄の氣象を知ることができたので、國賊を斬滅する勇まし
い膽力が百倍も加はつた。置土産として三尺の劍を恵まれたが、この劍を提げて血戰に臨ま
ば、眞に一騎當千の働ができて、敵を斬ること亂麻を斷つが如くであらう。

米良助右衛門宛

文久三年九月二十六日(沖永良部處
より琉球へ)

積年不^レ接^ニ鳳眉^ニ適昨春大島より罷登候節は、度々御來訪之處、折惡敷御面會不^レ仕
殘志此事に御座候。夫より貴丈には御渡海之處、私には大坂之様出足仕候て、南北
相隔候次第に御座候。其後御音信承知不^レ仕候得共、彌御壯剛之筈珍重奉^レ存候。隨
而少弟には如何の災難にて御座候哉、不^レ圖も譴責に逢、最初徳之島に可^レ遣との事

にて、大坂より船にて山川迄罷越候處、宿許へも不^ニ罷歸^ニ候て、直様船移替、徳之
島え七月初旬相着候て罷在候處、八月下旬飛舟來着にて、沖之永良部島へ遠島に被^レ
處、船張にて差越、島着の上圍入と申事にて、今に安然として坐牢に罷在候間、乍
憚御放慮可^レ被^レ下候。扱當七月初、鹿府前之濱において、英船數艘來着いたし、亂
妨有^レ之候段、粗承候事共に御座候。誠に大變之世上と相成、始終歎息の事共に御座
候。定て其御元には追々飛船等も往來いたし候との風評も有^レ之候付、委敷相分候
はん、細々御洩説被^ニ成下^ニ候處、起^テ奉^ニ歎願^ニ候。獄中に罷在候て不^レ入事と思召も
難^レ計御座候得共、御存の通、順聖公御鴻恩奉^レ戴居候得ば、御國家之御災難只々傍
觀仕候いはれ無^レ之、憤怒胸を焦し候事に御座候。彌危急の場合罷成候は、如何に
もいたし、小宮山(五)の跡を追て赤心を顯し可^レ申と、是のみ相考候事に御座候。何分に
も虚實無^レ構、御聞取丈は詳悉御知らせ可^レ被^レ下候。御存の通、世上變態にて、大島
より當涯には驚居候事にて、西の別府に引籠る考に御座候處、無^レ據出足仕、かくの
如き目に逢ひ候得共、却て宜敷、讀書一篇にて餘念無^ニ御座^ニ安氣の事に御座候間、
夫丈けは御安意可^レ被^レ下候。責に逢へば逢ふ程、益志は堅固に罷成申候。小人の拙

策と一笑仕居申候。當島詰役中よりは至極丁寧の譯にて仕合の事に御座候。勿論御返事被_二成下_一候付ては、與論島には始終便宜有通しの由承候付、川口萬次郎殿在番にて被_レ參候間、委敷相願置申候間、與論島の方へ相届候得ば、直様相届候事に御座候間、左様御取計被_レ下度御願申上候。左候て御嫌疑の廉にも可_レ有_二御座_一、其上間違も無_レ之候間、當島付役木藤源左衛門宛にて御遣可_レ被_レ下候。源左衛門には舊同郷にて其譯相通置候間、左様御納心可_レ被_二成下_一候。尤川口氏は來三月迄は、與論詰にて御座候故、何卒近便より御返事被_二成下_一度御願申上候。心事態と申殘候。恐々謹言。

沖永良部島より

九月二十六日

大島 吉之助

米良助右衛門様

追啓上、相成儀に御座候はゞ、唐紙少々唐筆二三本御惠投被_二成下_一度奉_レ願候。只讀書と手習の外餘事無_二御座_一候。當分は詩作共打立、隨分獄中^(七)にても、樂も出來候ものに御座候。

尙々其元には彌々英人手を付候はんか、御手當向共申來候事か、又は守衛人數被_二差

下_二譯にても可_レ有_二御座_一候哉、自然琉人共は一防戰仕候考は決て有_二御座_一間敷、何分貴丈の御戰死可_レ早かと考申候。

一、米良助右衛門は、その頃、琉球在番であつたので、隆盛は英艦の鹿兒島砲擊の真相を問合せたのである。

二、船中の板圍。即ち船牢のこと。

三、鹿兒島の前の濱。

四、齊彬の知遇の舊恩を思ひ出して、ちつとしてゐられない氣持。

五、小官山内膳友信は長坂釣閑、跡部勝資などの讒によつて、武田勝頼の勘氣を汲り、俸祿は取上げられ、家來は離散して、一人幽囚の身となつてゐた。たまく天正十年五月、織田信長徳川家康と兵を合せて攻め來つたため、勝頼散々に打破られ、天目山に逃れた。友信は、主君の急を聞き、土屋昌恒に願つて、天目山に馳せ參じた。この時、日頃恩寵を受けてゐた長坂、跡部などは何處かへ逐電して、相従ふものとは僅かに四十餘人。さすがの勝頼も今更の如く平生の不心得を悔んだが詮ないことであつた。友信遂に勝頼の最後を見届けて、自らもその君に殉死した。

隆盛は鹿兒島に英艦來襲したことを聞き、幽囚の身ではあるが、齊彬の舊恩を思ふと、島を

脱出して、國難に殉ぜんとの赤心に燃えたのである。後の詩作にも現はれてゐる。

六、西の別府は地名。先代からの耕地があつた。大島より歸つた時、久光に意見を述べたが用ゐられなかつたので、役を辭して引籠るつもりであつた。

七、南洲の詩の今日に傳つてゐるものは、この頃、即ち沖永良部島時代以後のものばかりである。大島時代に詩作を始めたやうであるが、それは残つてゐない。

(二) 獄中有感

朝蒙^ニ恩遇^ヲ一夕^ニ焚坑^{セラル} 人世^ノ浮沈^似ニ晦明^ニ 縱^ヒ不回^レ光葵^ヲ向日^ニ

若無^シ開^レ運意^ヲ推^ス誠^ヲ 洛陽^ノ知己^皆爲^レ鬼^ト 南嶼^ノ俘囚^獨竊^レ生^ヲ

生死^何疑^テ天^ノ附與^{ナラナ} 願^シ留^シ魂^ヲ魄^ヲ護^シ皇城^ニ

(一) 朝に恩遇を蒙り夕に焚坑せらるる、人生の浮沈晦明に似たり。縱ひ光を回らさざるも葵は日に向ひ、若し運を開くなくとも意は誠を推す。洛陽の知己皆鬼となり、南嶼の俘囚ひとり生を竊む。生死何ぞ疑はん天の附與なるを、願くは魂魄を留めて皇城を護らん。

一、沖永良部島に在囚中の作である。こゝでは川口雪簾の指導を受けたらしい。波濤萬里、薩

南の孤島にあつて、耿々たる尊皇愛國の大精神は勃々として禁すること能はず、遂に、會心の傑作となつたのである。辭句も精鍊せられ、品格も高邁で、言外に勤皇の誠を十分に含蓄してゐるのみならず、南洲獨特の人生觀をも知ることができ、敬天の思想を窺ふことも出来る。

二、朝には恩寵を蒙つてゐるかと思へば、夕には焚かれたり、坑に投げ込まれたりする。焚坑は、災難に逢つたり、虚待せられたりすること。秦の始皇帝が、書物を焚き學者を生埋めにした故事によつたものと思はれる。白樂天の「朝に恩を承け、暮に死を賜ふ」といふ句と同じ意である。

三、人生の浮き沈み(盛衰)は、あたかも月の満ちたり虧けたりするやうに、常に定めなきものである。

四、しかし、たとひ日の光がさし向つて來ないでも、葵(ひまわり)の花がいつも太陽に向つて附いて行くやうに、自分もまた運が開けず恩寵が及んで來ないでも、心は常に至誠を以て君主に忠ならんことを期してゐる。

五、洛陽(京都)や江戸その他にゐた同士の親友は多く幕吏に捕へられて死んでしまつた(鬼と爲る)のに、南海の孤島の囚人となつてゐる自分だけは、今以て生き長らへてゐる。

六、人間の生死といふものは天から授けられたもので疑ふ餘地は多い。即ち自分は天命を信じ
てゐる。だから、こんな遠島で死んでも、少しも恨みとはしない、たゞ魂魄だけは長くこの
世に留めて、ひたすら皇城をお護り申し上げたいと念願してゐる。
七、勝海舟は、南洲の巨艦ごとく忠誠の結晶なりしことを追慕し、明治十二年七月、この
詩（南洲自筆のもの）を石に刻して、木下川の淨光寺に留魂碑を建てた。後この碑は移され
て、今は洗足池畔の海舟の墓側に並んでゐる。

(一)
謫居偶成

獄裡氷心甘苦辛、
辛酸透骨看吾眞。
狂言妄語誰知得、
仰不慚天況又人。

(一) 獄裡の氷心苦辛に甘んず、辛酸骨に透つて吾が眞を見る。狂言妄語誰か知り得ん。仰いで天に慚ぢず況んや又人をや。

一、南島に在つて所感を表したものである。

二、獄中に在りながら、自分の潔白な心（氷心）は甘んじて辛苦を受けてゐる。

三、辛苦が骨に透るほど極度に達して、初めて偽りも飾りもない眞の吾が天性が見える。
四、この間、口から出まかせの言葉（狂言妄語——自分の言動を卑下して言つたのである）は
誰も聞いてゐるものはないが、（世間の人は多く知らないが）
五、仰いで天に慚ぢず、まして人に耻づるが如きことはない。

(二)
謫居偶成

一片浮雲蔽此身、
獄中存性眞。
請看追小宮山迹、
血刀鋒光自驚倫。

(一) 一片の浮雲此身を蔽ふ、獄中存性眞。請看追小宮山の迹を追ふ、血刀鋒光自ら倫を驚かさん。

一、この詩は、文久三年、英艦が鹿兒島へ襲來するとの風聞が達したので、いよく戦争にな
つた時には、自分は島を脱して國難に殉じようと決心した時の作である。

二、一片の浮雲がこの身を蔽ふ如く、自分は今罪を蒙つて、こんな不幸に逢つてゐる。

三、しかし、境遇は變つて獄中に暮しながらも、心の誠は少しも變つてゐない。

四、むかし武田勝頼の臣小官山内膳が、奸人の讒言によつて勘當されてゐたが、勝頼が天目山に最後の苦戦をしてゐると聞き、直ちに駆けつけて殉死した。今、薩摩に英艦襲來して國難起らんとしてゐる。自分も、あの忠臣小官山の迹を追ふて、この島を出るぞ。

五、そして、血刀を提げて縦横無盡に斬りまくり、拔群の働をして同友を驚かしてやらう。

六、南洲の烈々たる憂國忠誠の至情である。

(一) 偶 成

天歩艱難繫獄身、誠心豈莫耻忠臣。
遙追事跡高山子、自養精神不咎人。

(一) 天歩(てんぽ)艱難(かんなん)に繫(つ)るの身(み)、誠心(まこと)豈(いかで)忠臣(ちゆうしん)に恥(は)づる莫(な)らんや。遙(はるか)に事跡(じせき)を追(お)ふ高山子(たかやまこ)、自(みづか)り精神(せいしん)を養(やしな)うて人(ひと)を咎(とが)めず。

一、沖永良部島に於ける獄中の所感である。

二、天運(てんうん)いまだ回(めぐ)らず、時世(ときよ)の災難(さいなん)に逢(あ)つて、自分の身(み)は獄(ごく)に繫(つ)がれてゐるが、誠(まこと)の心(こゝろ)は昔(むかし)より忠臣(ちゆうしん)と呼ばれてゐる人々に耻(は)づることはない。

三、特に寛政の勤皇家高山彦九郎の事迹を遙に追慕して、大いに自分の精神を修養し、敢て人を咎めはしない。南洲は彦九郎の氣節を敬仰し、島に流さるゝ時も、その傳記を携へて行つたといふことである。

四、なほ高山が皇居の炎上を聞き、夜に日を繼いで京都に馳せ上つた忠誠の心情を思つて、一旦有事の時には、自分も直ちに馳せ参じようとの決意であつたらうことを察すると、前詩と共に、一段と作意の深きを感じるのである。

(二) 題 高山彦九郎遇山賊圖

精忠純孝冠群倫、豪傑風姿畫叵眞。
小盜膽驚何足懼、回天創業是斯人。

(三) 精忠(せいしゆう)純孝(じゆんかう)冠(かん)群倫(ぐんりん)に冠(かん)たり、豪傑(ごうけつ)の風姿(ふうし)畫(か)いて叵(お)眞(まこと)なり。(四) 小盜(せうたう)膽(たん)驚(おどろ)く何(なん)ぞ懼(おそ)むに足(た)らん、回天(くわいてん)の創業(くわうげん)是(こゝろ)れ斯(こゝろ)の人(ひと)。

一、この詩は勤皇家菊池容齋の描いた高山彦九郎が木曾山中で山賊を長縮せしめた圖に題したものである。

- 一、世に徳行家は多いがこの人の精忠純孝は多くの同輩にぬきんでてゐる。
- 三、さうした傑れた人の姿を畫いて、まことによくその眞實が現はれてゐる。
- 四、山中のつまらぬ賊が驚いたのは尤もで、この人こそ皇政復古の大運動を起した豪傑である。

(一) 謝 貞卿先生之恩遇

天歩艱 罹禍 何圖繫獄身。昔年蒙寵遇、今日抱酸辛。

滿垢澆湯浴、重愁散酒醇。有誰臻此賚、賢宰因純仁。

(一) 天歩艱くして禍に罹る、何ぞ圖らん繫獄の身。昔年寵遇を蒙り、今日酸辛を抱く。滿垢湯浴に澆ぎ、重愁酒醇に散す。誰有りてか此賚を殊す、賢宰の純仁に因る。

一、貞卿は沖永良部島の與人(村長)で、姓は蘇、名は廷良、貞卿は字である。後に沖利有と稱した。醫者であつた。南洲の人格に感じ、時に獄外に招いて入浴をすゝめ、酒肴を出してその愁を慰めた。この詩は、その恩遇に感謝したものである。

二、天の運び合せが悪くて禍にかゝり、獄屋に繋がる身となり、昔は主君をはじめ多くの人々から大事にせられたのに、今は辛苦艱難してゐる。この不幸な自分が、入浴して滿身の垢

を洗ひ落し、うまい酒に重なる愁を忘れることの出来たのは、これ誰の賜であらうか。それは賢明な政治家(村長)の非常な慈悲によるのである。

(二) 謝 貞卿先生惠茄

麗色秋茄一段奇、依然芳味倚君知。正要見厚情深處、

添賜佳聲最悅嬉。

(三) 麗色秋茄一段の奇なり、依然たる芳味君に倚つて知る。正に厚情の深處を見るを要す、佳聲を添賜せられて最も悦嬉す。

一、貞卿から茄を贈つて來たのを謝したのである。

二、ひとしほ色の奇麗な秋茄をお送りください、あなたのおかげで大へん御馳走(芳味)になりました。まことに御厚情の深いことを味ふことができて感謝に堪えません。なほ御歌をお添へ下さつたことは最も嬉しうございました。

三、佳聲は和歌。貞卿は歌を八田知紀に學んだ。貞卿の好意といひ、南洲の謝意といひ、まことに美しい天真の交情である。そのまゝ詩であり、道である。

(二) 德之島與人役宛

文久三年九月(沖永良部島より)
德之島へ)

いまだ寛々不_レ得_二鳳眉_一候得共、彌以て御揃御勤在の筈珍重奉_レ存候。然れば御城下前の濱に於て英夷亂妨の様子爲_レ有哉の風聞有_レ之、畢竟何某急速御下島の處より右等の説相發候との事にて、表通御問越相成候譯に御座候。自然巨細虚實分明御返事可_レ被_レ爲_レ在候には御座候得共、間には表通は御嫌疑の廉も難_レ計推考致候間、私共よりも内輪を以て別段及_二御頼談_一候譯に御座候。其處厚く御汲取被_レ下候て、餘計の儀と思召の事迄も無_二御腹藏_一御洩説被_二成下_一候處、起て御頼申上候儀に御座候。輕き者共の申事にて、虚實不_二相分_一候得共、痛心の餘り及_二御尋問_一候始末に御座候。就ては其御許より御米御積登可_二相成_一哉杯とも申事に御座候。實事に候へば、大和船積入方として早々罷下候御振合に御座候哉、又は島次を以て御仕登可_二相成_一か、右様の手数相成候ては一同の御難儀と奉_レ存候。右は如何の策を以て御補ひ被_レ成候向に御座候哉。若當冬下船も相成向共成立候はゞ、砂糖御仕登の處も不_レ被_レ爲_二出

來_二筈と奉_レ存候。如何御運相付候哉、御懐合の處、詳委爲_二御知_一被_レ下度御頼申上候。尤も當所にて、粗風聞仕候形行は、箇條を以て虚實無_レ構、一々左條の通御尋申上越候間、委敷御返事被_二成下_一度、御願申上候。

一、山川口にては防戰如何の間にて御座候哉、火急の事にて、全く仕應せざるものに候哉。

一、英艦何十艘乗込候哉、何月何日の戰にて候哉。

一、御臺場諸所破損の向に申來候間、何方何ヶ所及_二破損_一候哉。

一、英艦櫻島の御臺場より一艘は御打留め相成たるとの向に御座候。何艘御打留相成候哉。

一、英艦速に引取候哉、又は江戸表杯え乘廻候か、本國の方へ引拂候哉。

一、上下町は御焼拂に相成其餘煙御城迄相及候との趣申觸れ候。實事に御座候哉。

一、琉球船二艘、大和船四五艘相損候向に御座候。何方へ繫居候て及_二破損_一候哉。

且、小船は數十艘破損との向に御座候。波止場内へ有_レ之候船にて御座候哉。

一、上下町人何方へ相送候哉、又は武家の童女方如何の御處置相成候哉。

一、戦死の御方々大人數被_レ爲_二燒死_一候御様子に御座候。幾人許に御座候哉。

一、近國並長崎御奉行杯、早々御援兵として被_二差入_一候向に御座候哉。

一、當島への御用封も有_レ之、右は當所より飛船にて被_二差渡_一候者え御渡相成居との事に御座候。又上國與人眞粹憲等の書狀、都て同様の由承り居候。彌其通の事に御座候は、都て御取揚被_二成下_一候て、此度差遣候飛船へ御渡被_レ下度、御手都合被_二成下_一度、分けて御願申上候。

右は忌諱に觸れ候言も可_レ有_二御座_一候得共、御存の通端島の事にて詳に相分り候譯無_レ之、勿論非常の世態に御座候へば、御互に形勢相知候處、急務の事に御座候へば、承候儀も悉御尋越申上候に付、何卒細大爲_二御知_一被_レ下候様分て御願申上候。自然簡條に洩れ候處多分の事に可_レ有_二御座_一候間、無_二殘處_一爲_二御知_一被_レ下度、態と飛船を以て御尋越申上候。

一、英艦鹿兒島來襲のことを詳しく承知したいと思ひ、米良宛の書を琉球に送つたが、また土持政照の名を以て徳之島の與人役に問合せたのが、この書である。當時、交通不便な南海の離島に於て、英艦來襲の真相を知らんとした焦心苦慮の様がうかがはれる。

一、徳之島から米を積出して鹿兒島へ送るといふ風説があつた。もし、そんなことにでもなると、島民が困るだらうといふのである。

(二) 船材拂下を願ふ書 文久三年

乍_レ恐控書を以て奉_二内訴_一候。

私事不_二容易_一一島の頭役をも被_二仰付_一大に面目を施し罷在候上、家内も難_レ有扶助仕居候仕合に御座候。就ては當時^{つら}情熟考仕申候處、不穩の形勢と被_二相伺_一全體狡猾の異人共に御座候へば、如何様の憂到來可_レ致も難_レ計、若哉島杯へも亂暴の振舞候ては残念千萬の至り、莫大の御鴻恩忘却の姿に罷成候次第、日夜苦心百計手段を盡し居候ても、此島人を以て、十分に防禦の策有_二御座_一間敷、いづれなり機に應じ奉_レ願候て、御手元の御援衛奉_レ仰候外、無_二他事_一且御城下杯へ異變の事共到來仕候ても、我々式如何程志は有_レ之候とも御用に相立候儀も無_二覺束_一去^{さりとて}迎唯々默止居候筋も無_二御座_一譯にて萬慮仕候處、當島へ變事有_レ之候か、又近き島地へ同様の向も御座

候はゞ、何分早く飛船を以て事の急を御府内へ爲_レ奉_レ告候儀も可_レ有_二御座_一かと奉_レ存候。夫のみならず、山川邊へ砲發の機會も御座候て、自然飛船等の御手数にも可_レ被_レ爲_レ及哉と奉_二思察_一候に付、何卒纒なりとも微力を盡し度、山々相考申候處、急速飛船等の御仕出罷成候はゞ全く右等の御用に相立候舟逆は、差當相備不_レ申候に付、是なりとも御事闕き不_二相成_一様兼て相備置度、痛患の餘り、存當り候_二付、島中へ雜費相掛候ては勞_二百姓共_一乍_レ纒も難溢仕候事に御座候間、何卒御免被_二仰付_一度奉_二念願_一候儀に御座候。然候へば出來の上、自分稼等の運搬決して不_レ仕、伊延港へ圍ひ置、非常の御備に相備置申度含罷在候間、左様思召被_レ下度奉_レ願候。右造方に付ては、材木無き場所故、互の賣買逆も無_二御座_一次第にて必死と込入候仕合に御座候間、至極恐入候へども御建山の内より相當の代米を以て申受被_二仰付_一被_レ下候へば、早速造方取掛可_レ申、若哉御用事とも相成候はゞ微志の素願も相遂げ難_レ有儀と奉_レ存候。左様御座候て不_レ被_レ爲_二召遣_一儀に罷成候はゞ、無_二此上_一御大幸の譯に御座候間、其節は自分利得共相計候所存にては毛頭無_二御座_一候間、望の者へ沾却仕申度御座候付、是又被_二聞召_一被_レ下度奉_レ存候。此等の趣き奉_レ願候間、御内意を以成合候

様被_二仰上_一可_レ被_レ下儀奉_レ願候。以上。

一、この書は土持政照より藩有の材木拂下けを在番所へ出願したもので、隆盛の起草にかゝるものである。表面の理由は、異國船がこの島または近くの島にやつて來た時、急を本藩に告げるための早船を新造しておきたいが、材木に乏しい島ゆゑ、藩有林の材木を拂下けさせていたゞきたいといふのである。しかし、その内實は、もし鹿兒島に危急のことがあつたら、隆盛も牢を脱して内地に渡り、國難に當るつもりであつた。

この決心を政照に告げると、政照大いに感じて共に行かんことを欲し、直ちに造船にとりかゝつた。しかも政照は造船の費用を百姓共へ割當てないで、自分で負擔したが、不足を生じたので、下婢を賣つてこれを辨じたといふ。また、政照は身命を賭して隆盛と共に君國の難に赴くのであるから、その時には生還を期することができない。そこで、出陣に就いて老母の許諾如何を氣遣つてゐたが、老母は政照の情を察し、却て激勵して造船を急がせたといふことである。

(一)
贈_二土持政照_一

精神不滅昔人清、
 專顧君恩壯氣橫。
 開眼營船眞意顯、
 揮淚鸞僕俗緣輕。
 北堂貞訓能應奉、
 先祖忠勤當力行。
 畢生勉乎酬國事、
 無私純忠挺群英。

(三) 精神滅せず昔人の清に、専ら君恩を顧みれば壯氣横はる。眼を開き船を営みて眞意顯る、
 (四) 涙を揮ひ僕を鸞ぐ俗緣輕し。北堂の貞訓能く應に奉ずべし、先祖の忠勤當に力行すべし。
 (五) 畢生勉めよや國事に酬ゆるを、無私純忠群英に挺んづ。

- 一、前書の解説で述べたやうな、土持政照の義心に感じ、その眞情を喜んで作つた詩である。
- 二、君國に盡したいといふ精神の清さは昔の人に劣らない。ひたすら君恩を思ふと、この非常時に、じつとしてはゐられないで、勇氣が心身にみなぎつて来る。君が自分のこの心中をよく理解し、活眼を開いて船を造つてくれた眞意を、私は十分に知つてゐる。
- 三、涙をおしぬぐうて忠僕を賣り、造船の費を工夫したことは、俗緣の私事を滅して、國家の公事に殉じた美しいことである。
- 四、また、母上(北堂)の教訓をよく守り、先祖の忠義をます／＼力行すべし。(政照の先祖は島津貫久に仕へ、執政となつて忠誠を盡した人である。)

- 五、どうか、さうした國家に酬ゆる熱誠の行を一生涯つとめて下さい。君の私事を捨て、君國に献ける忠勤は、必ず天下に顯はるであらう。
- 六、第一句、「精神滅せず昔人の情」となつてゐるものもある。その時は、君國に報するの精神は昔の人と變らない」と解すべきである。

(一) 示土持政照

平素眼前皆不平、
 情之相適異時情。
 儉安悖義如仇寇、
 禁欲効忠共死生。
 我許君君也許我、
 弟稱兄弟却稱兄。
 從來交誼知何事、
 報國輸身盡至誠。

(二) 平素眼前皆不平、情の相適する時情に異なり。安を偷み義に悖るは仇寇の如く、欲を禁じ忠を効して死生を共にす、我君に許し君もまた我に許す。弟は兄弟と稱するも却て兄と稱す。從來の交誼知る何事ぞ、國に報ゆるに身を輸して至誠を盡す。

一、政照の母は隆盛の精神に感動し、ある日、政照と共に酒肴を携へて獄舎に至り、杯を擧げて隆盛と政照に兄弟の義を結ばしめた。その時、兄弟の順は年の多少によらず、識徳の高下

によつて、隆盛を兄とし、年長の政照を弟とした。

二、平素に見聞する眼前の事物は悉く自分にとつて不平なことばかりであるのに、君と自分の意氣が投合するのは、一般世間の人情とは大いに異つてゐる。即ち、安逸に流れ、正義に悖ることを我等はこれを仇敵の如く惡み、私欲を離れて忠義を盡すことに於ては兩人とも命がけである。そして自分は君を信じ、君もまた自分を信じて兄弟となつたが、年少で徳の足りない自分（弟）が君を兄弟と呼ぶが、年長の君は却て自分を兄と稱してくれる。願れば從來の交情は何のためかといへば、他ではない、國に報ゆるに身命をささげ、眞心を盡すためである。

與人役間切横目役大體

與人役とは村長の如きものであり、横目役とは、その與人役の配下に在つて、事務を監督し、人民の非行を監視する警察官の如きものである。間切とは區切られたる一地域の意である。文久二年閏八月十四日、南洲翁は第三回目の流罪にあつて、沖永良部島に移された。こゝは絶海の孤島で、非常な辛酸の日を過した。幸に島の横目役なる土持政照といふものが、深く翁の人物を畏敬して、能ふ限りの便宜を計つたので、翁も嘗ならず、その厚意を感受しつゝ、力を専ら讀書と修養に注いだのであつた。

この一篇は、政照の請に應じて、翁が役人たるものの職責につき、その服膺すべき心得を起案し、自ら淨書して與へたものである。

與人役大躰

與人役の儀は、嶋中にて織か三人ゑらみ出され、萬人の頭に立候へば、人民の死命

を司ると申場に相當り、至て重き職事に候。與人一人事を誤りては、千萬人を誤ると申すものなれば、一事たりとも可愼はすに候。一體、頭役は、人心を得候が第一にて、其人心を得候は、我身を勤て私欲を絶去候事に候。萬人の頭に立候へば、下々のものは、如何様無理を申付候ても、いやながら違背難相成、畏まることに候へば、與人役と申は貴きものにて、我儘に取扱はるゝものと心得ては、忽ち萬人の仇敵と相成、頭役にてはなく候。役目と申ものは、何様の譯にて被相立候哉、自分勝手をいたせと申儀にては無之、第一天より萬民御扱被成候義出來させられざる故、天子を立られて、萬民それ〴〵の業に安じ候やう、御扱被成候へとの事にて候へば、天子御一人にて御届不被成故、諸侯を御立被成候て、領分の人民を安堵いたさせ候やう、御まかせ被成たることに候へ共、諸侯御一人にて國中の人民御届不被成故、諸有司を御もふけ被成候も、專萬民の爲に候へば、役人においては、萬民の疾苦は自分の疾苦にいたし、萬民の歡樂は自分の歡樂にいたし、日々天意を不欺、其本に報ひ奉る處のあるをば、良役人と申ことに候。若此天意に背き候ては、即天の明罰のがる處なく候へば、深く心を用ゆべきことなり。

一、百姓は力を勞して本に報ゆるが職分、役人は心を勞して本に報ゆるの職分にて候。力を勞するとは、作職に骨折をいたし、年貢を滞らす、或は課役を勤むるが力を勞するにて御座候。心を勞すると申は、百姓のたよりよき様に取扱くれ候事にて、凶年の防をいたしたり、作職の時節を取失はぬやうに仕向候が、心を勞すると申すものに候へば、此本意を能々合點いたして、難儀の筋をはぶきくれ候處、專要の儀に御座候。役人の取扱がよくて、萬民怨嗟することなく候へば、風雨早疾の憂は無之ものに御座候。萬民の心が即ち天の心なれば、民心を一やうにそろへ立つれば天意に隨ふと申ものに御座候。人心調和いたし候へば、氣候順環いたし候義は、的然なる事に御座候故、頭役、第一、心を可用處に候。たとひ代官の下知(命令)にもせよ、みす〴〵百姓いたみに相成る處は、幾度も難澁の筋を申解て、納得の出來候やう心を盡し候が、頭役の持前にて御座候。役儀は代官の賜物にては無之、君公よりあたへ置かれし役職なれば、代官の意に阿り、不忠の場に陥りて、君公の御不徳を醸出し候間、能々汲分けて、代官の仕事なれば我々の咎に非らずとよそに心得ては、たま〴〵、

君公より與へ給ひし役職を、大切に思はぬ不埒ものにて、我が爲に祿を貪ると申ものに御座候。勿論、奉公の身の上は、犯す事ありて、かくす事なしとの聖言に候へば、代官へ對しても道理のうへにて意に逆ふことありとも、不敬の罪にては無之、役場（職務）の節を失はぬと申ものなれば、其辨へ肝要の事に候。

間切横目役大躰

一、監察と申して諸役人は勿論萬事の目付役にて、只咎人を探し出したの、口問が上手杯と申ことは、枝葉の譯にて、全體咎人の出来ぬやうにする處、横目役の本意に御座候。深く心を盡して、咎に陥らぬやう仕向候が、第一の事に候。先づ鰥寡孤獨のものをあはれみ、或は患難憂苦のものを恵み、善行あるものをほめ尊み、人々相互に不便がるやうに仕立候ことに御座候。尤氣を付べき處は、諸役取扱の善惡、百姓の疾苦する處に御座候。私曲をはたらきては取扱の上よりして、咎人にいたし成し候儀多く有之ものに候へば、深く心を用ひ、罪人の因て起る處を審に察するが

要務に御座候。若役人の取扱、宜しからずしては、萬人を苦しめ候つみもあり、君を欺くのつみもありて、重罪にあたるのみならず、一人の盜人よりは格別をもき（重き）事に御座候。刑は無據もふけたるわざなれば、一人を罰して萬民をこらしめんとこの事に御座候。輕きつみを重く罰し、をもきつみを輕目に取扱ては、法を私すると申場に相成りて、人々法度を何とも思はぬやうに相成るものなれば、萬人おそれつゝしむ處あるが第一の事に候。

村田新八宛

文久三年十一月二十日（冲永良部島より）
鬼界島へ

御書翰辱拜誦仕候。彌以御安康の由、雀躍此事に御座候。爾來御疎情の至、眞平御海恕可被成下候。隨て小弟無異儀獄中に消光仕候間、乍憚御安慮可被下候。陳ば貴兄如何の御所置相成候哉、案勞仕居候處、先づ輕目の御扱にて至野生御悅申上候。何は扱置於前之濱炮戰の噂承り、髮冠を突候仕合に御座候。此已來如何の時態に相成候哉、一戰迄の説のみにて、頓と不相分案勞此事に御座候。天下の

所論如何に成行候か、一度戰聲響候はゞ、^(三)決て内亂相始候はん。割據の姿に可相成は案中の事と相考居申候。幕威日々相衰候模様と被伺申候間、決て覇業を起す邪心の諸侯も出來候はんか。いづれ夷人え相結疆國は彼を以内を痛め、鋒を挫候て衰を待候はゞ、事を被計候て、如何計の國衰にも可及事に御座候はん。可畏世上に相成申候。○京師の模様も紛々の様子と被伺、慨歎此事に御座候。御互に折角正氣を養ひ可申時節に御座候。乍末筆美墨御惠投被成下候て難有御厚禮申上候。此旨御禮答迄、荒々如此御座候。恐々謹言。

十一月二十日

大島吉之助

村田新八殿

尙々、島方氣候不順の事に御座候間、御保養專要と奉存候。何も日暮無之候て詩作に打立、是共樂にいたし候事に御座候。愚詩入御覽申候間、御一笑可被下候。

一、鬼界島の村田に送つたもの。村田は肝膽相照す同志なるゆゑ、心中の所信を腹藏なく述べてゐる。英雄の心事をうかゞふための貴重な一文である。

二、前之濱は鹿兒島の海岸。城下の住民がそのやうに呼んでゐるだけで、地名ではない。

三、「決て」は「定めて」といふ意に用ひてゐる。

四、徳川に代つて覇業を立てんとする邪心ある諸侯は、きつと外國人と結び、内敵を挫く策をとるであらう。その時は、遂に外人に計られて、國衰に及ぶであらうと心配してゐるのである。

五、身は幽囚にありながら、他日の奉公を約してゐるあたり、翁が純忠の面目躍如たるものがある。

六、何も成すべきことがないので。

(一) 逸

題 文久三年十二月晦日

吾年垂四十一、南嶼釘門中。夜坐嚴寒苦、星回歲律窮。
青松埋暴雪、清竹偃狂風。明日迎東帝、唯應獻至公。
^(二)吾年四十に垂とす、南嶼釘門の中。夜坐して嚴寒に苦み、星回つて歲律窮まる。青松暴雪に埋り、清竹狂風に偃す。明日東帝を迎ふ、唯應に至公を獻すべし。

一、文久三年も暮れようとする除夜の作である。

二、自分の年も明日からは三十八になる（四十に近くなる）が、かうして南島の釘づけの獄門の中に閉じこめられ、夜中に獨り坐して非常な寒さに苦しんでゐる。月日は次第に回て今年もいよいよおしまつてしまつた。そして古松は大雪に埋まり、新竹は大風に倒れてゐる。（青松、清竹の如き清廉潔白の身が讒者によつて冤罪を蒙り、遠島に苦しんでゐることに比したものであらう。）いよいよ明日は年が改つて、春の神様を迎へるに就き、自分は何も供へるものを持たないが、たゞ公明正大な眞心を献じ奉らう。

元治元年甲子（二月まで）（三十八歳）

二月二十二日、吉井幸輔（友實）西郷信吾等、薩藩の汽船胡蝶丸にて沖永良部島に至り、隆盛へ召還の命を傳ふ。

二月二十三日、迎船に乗じて、和泊港を發し、大島に至つて菊次郎等母子に逢ひ、更に鬼界島に寄港して村田新八を伴ひ、二十八日、鹿兒島に歸着す。

(二) 椎原家兩叔父宛 元治元年正月二十日（沖永良部島より鹿兒島へ）

改年の御吉慶御超歳被遊御座恐悅の御儀奉存候。隨て私事無異議獄中に銷光仕申候間、乍恐御安慮被成下度奉合掌候。陳ば去年七月炮戦の騒動御座候由、扱て大騒ぎの事に御座候はん、想像仕に尙餘有る事に御座候。御祖母様如何計の御驚かとはのみ案勞仕候儀に御座候。京師邊にも一揆相起候由、いづれ天下の大亂近きに候はん、可恐世上罷成候事に御座候。當島におひても、若哉異國船共參申

候はゞ、君臣の節不_二相失_一處迄は相盡賦にて、政照杯至極の決心にて、外兩人義民相慕_リ、三人は必至に罷成居申候間、是等の事ども樂みにて相暮し居候事に御座候。
書物讀の弟子二十人計に相成、至極の繁榮にて鳥なき里の蝙蝠こつむと申義にて、朝から晝迄素讀、夜は講釋共仕候て、學者の鹽梅にて獨可笑しく御座候。乍_レ然學問は獄中の御蔭にて上_ル申候。御笑可_レ被_二成下_一候。手拭年頭の祝儀に、段々貰申候間、御祖母様へ進上仕候間、御笑納可_レ被_二成下_一候。此旨荒々御祝儀迄如_レ此御座候。

恐惶謹言。

正月二十日

大島吉之助

158

椎原與三次様
椎原權兵衛様

尙々御煙草御惠投被_二成下_一難_レ有御厚禮申候。

一、椎原與三次、椎原權兵衛は何れも隆盛の母方の叔父である。この書は、年賀を兼ねて自己の近況を報じたものである。

二、大和に於ける天忠組、但馬に於ける澤宣嘉等の舉兵を指す。

三、島の子供に習字、素讀、講釋などを教へたのである。講釋の例次に有り。

四、書物讀の弟子たちから、年頭の祝儀にもらつた手拭を祖母に送つて、その心を慰めてゐる。

159

大學講義

大學之道、在_レ明_ニ明德、在_レ新_ニ民、在_レ止_ニ於_ニ至善_一。

(大學の道は明德を明かにするに在り、民を新にするに在り、至善に止まるにあり。)

此ノ處ハ三綱領ト申シテ大學ノ全旨八條目モ是ヨリ生ジタルモノナレバ、緊要至切ナリ。

大學ノ道トハ成人學問ノ仕様ナレバナリ。

サ、ソノ仕様ト云ヘバ、人間ト云フモノハ天自然ニ仁義禮智信ノ德ヲ備ヘタルゾ、即チ是レガ明德ナリ。アノ明德ヲナゼニ明ニスト云ヘバ、ココガ第一ノ處、ミンナガ明德ヲ備テアルナラバ、賢不肖ハ有マジキ筈、ココデ工夫シタガヨイ。

ソノ賢不肖アル譯ハ、只、キタナイ欲トイフモノガ目ノフル聞ニシタガリ、物ニ應ジテ發_テ天德ヲオホヒカクス故ナリ。夫_レヤニヨツテ、如何ニ手ヲ下シテ明ニハナスゾト云ヘバ、チヨツト胸ニウカランダノヲ、スコシモユガヤズ、マツスグニナシ、

チツトモ心ニヨゴレノナク、仰_テハ天ニ恥ヂズ、俯_{シテ}地ニハチンノガ明_ニ明德_一ト云フゾ。但シハ氣質ノ清濁美惡ノ變リハアレドモ、人慾ニサヘ迷ハネバ聖賢ノ地位ニハイタラズトモ、必、分ニ應ジタ德器ハナスモノナレバ、欲ヲ拂除ク處肝要ゾ、サスレバ自然ト天理ニタチ返ルモノナリ。新民ト云フハ自分ノ天德ヲハキトイタシタ上ハ人ニ推及サンケレバナランチャニヨツテ、事ル所ノ君上ヲ格_シ善ニススマシ、明_ニ明德_一ニナシ奉リテ政事ノ上ニ仁恩ヲ施シ、百姓ノ上迄德化ニ澤_トヒ孝悌忠信ニナシオホセルコトゾ。

至善トハ_(三)調度物事ニ應ジテ過不及ナク、皆中ニ當リテ安堵イタシアルゾ。扱、三綱領ト云ツテアルケレドモ、何ゾ階級ノアル譯デハナイゾ。地位ヲ異ニシタ迄ニテ自分ノ身ニ取テハ明_ニ明德_一、人ニ向テハ新民ゾ。其新民迄行届タ處ガ皆様安心ノ場ゾ。コ、ガスナハチ至善ニ止タトイフモノナリ。心ニオヒテナンノ高下差別ノアルベキヤ。

〔朱子註〕 明明_レ之也。明德者人之所得_ニ乎天_一、而虛靈不_レ昧以具_ニ衆理_一、而應_ニ萬事_一者也。但爲_レ氣稟所_レ拘_ニ人欲_一所_レ蔽、則有_レ時而昏。然其本體之明、則有_レ未_ニ

嘗息者上。故學者當下因_リ其所_ニ發_ル而遂明_レ之以復_中其初_上也。

(明とは之を明かにするなり。明德とは人の天に得る所、而して虚靈昧からず、以て衆理を具へて萬事に應ずる者なり。但氣稟人欲に拘はれて蔽はるゝ所となれば則ち時ありて昏し。然れども其の本體の明は則ち未だ嘗て息まざる者あり。故に學者當に其の發する所に因りて遂に之を明かにし以て其の初に復へすべきなり。)

○夫明德ト云フモノハ天ノ心ニテ、イマダ喜怒哀樂ノヲコラザル所ナレバ一點ノ汚塵コレナシ、ヨツテ名ヅケテ天理ト云フ。然レバ第一未發ヲ養フニアリ、物ニ應ジテ情ノ起ラヌ處ヲ以テ向エバ、必、天理ニ叶ヒ、鏡ノ物ヲ照スガ如ク其中ヲ得ルナリ。情ニ動テ事ニ當リテハタチマチ非道ニ陷ル。天心トハ春夏秋冬間違ナク廻リ廻リテヤマザル如ク、春ニナツタ所デ春ト知ルト一樣ノ譯デ、情ノ動カヌ處デ事ニ應ズレバ必眞情ニ當ル、同ジ理也。又、氣質人慾ト云フ畏イモノガ出來タゾ。氣質ニハ強イモノモアルシ、弱イノモアルシ、急イノモアルシ、寛ナルモノモアルシ、智ナルモノモアリ、愚ナルモノモアル。サア、コレデ天理ヲヌイフサグト朱子ガ云ハシャルゾ。人欲ト云フキタナイモノガ人々澤山持溜_{モチタム}テイレバ、コレガ第一天理ヲスミニ

マゲコムノチャト六ヶ敷云ハシャルガ、ミンナガ情ニ落チタ論チャヨ。情ノ不_ル發前ニオヒテミタガヨイ、自身ト云フノガ見エンゾ、ソレデ虚靈不昧ト云ハレタデハナイカ。自身ト云フノガ見得ナケレバ對立スルモノガナイ、ソレデイヤナ氣質ト云フコトハノケテヲイタガヨイヨ。サア對立スルモノガナケイヤ欲ガヲコラヌゾ、ココガ工夫ノ用ヒ處デハナイカイ。ソコデ情ノ顯ハレタ前ガ明德ノ地位ナル事ヲ少シニテモ取リツケタラバ、一心不亂ニ修ジ行ジテ其氣ヲ失フベカラズ。サスレバ自然ト初ウケタル天理ナリニヤリツクルモノ也。

〔朱子註〕 新者革_{ムル}其舊_ノ之謂也。言_下既自明_ニ其明德_ニ又當_レ推_レ以_レ及_ル人_ニ。使_ニ之_ニ亦有_ニ以去_ル其舊染之汚_一也。

(新とは其の舊を革むるの謂なり。既に自ら其の明德を明かにし、又當に推して以て人に及ぼすべきを言へり。之をして亦以て其舊染の汚を去る有らしむるなり。)

夫明德ヲ自分ニ得タラバ是非人ニモ推及_{オシヨボ}シテ得サセンケレバナラン。ソコデ何ゾ垢ノ久シクハ付イテアルノデハナイヨ。ソウ云フテハ具足シテアルモノトハ云レヌ。只、東ノ方ヲ西デット取間違_{トリマテガ}イタ計_{バカリ}チャモノヲ、サア、ソチラハ西デットコチラガ東ダト

思ヒツカセタ計也、ナゼニ六ヶ敷洗濯シテナスモノナランヤ。又、至善ト云フハ矢張名ヲ變ヘタル迄、ヲンナジ天理ナリ、名ノ變テアル譯ハトント天理ナリニナリ切テ、少シモ間違ノナイ處ニ安心ノ出來タノガ至善ニ止ト云フモノ也。君ニ忠シ親ニ孝ヲ盡ス、思ハズ巧ズ、調度ソノ筋ニヒキ當テユクモノナレバ、彌安心シテ其道ヲフミ行フデハナイカ。

一、沖永良部島で南洲に教を受けた島の少年の一人操坦勁の家に家寶として傳へられてゐるもので、南洲の自筆である。

二、目に觸れ、耳に聞くに従ひ。

三、ちやうど。即ち。恰も。

四、「塗り塞ぐ」の意。

孟子講義

孟子曰、妖壽不_レ貳、脩_レ身以俟_レ之、所_ニ以立_レ命也。

(孟子曰く妖壽貳は身を脩めて以て之を俟つ、命を立つる所以なり。)

妖壽ハ命ノ短キト命ノ長キヲ云フコトナリ。是ガ學者工夫上ノ肝要ナル處、生死ノ間^{オチツキ}落着出來ズシテハ天性ト云フコトハアヒワカラズ、生テアルモノ一タビハ是非死ナデハ叶ハズ、トリワケ合點ノ出來ソウナモノナレドモ、凡、人、生ヲオシミ死ヲ惡ム、是皆思慮^{シヨフシビツ}分別ヲ離レヌカラノコトナリ。故ニ欲心ト云フモノ仰山起リ來テ、天理ト云フコトヲ覺ルコトナシ。天理ト云フコトガ慥ニ譯^{ワカ}ツタナラバ、壽妖何ゾ念トスルコトアランヤ。只今生レタト云フコトヲ知テ來タモノデナイカラ、イツ死^シト云フコトヲ知ロウヤウガナイ。ソレヂヤニヨツテ生ト死ト云フ譯ガナイゾ。サスレバ生テアルモノデモナイカラ思慮分別ニ涉ルコトガナイ。ソコデ生死ノ二ツアルモノデナイト合點ノ處ガ疑ハヌト云フモノナリ。コノ合點ガ出來レバコレガ天理ノ

在リ處ニテ、爲スコトモ言フコトモ一ツトシテ天理(三)ニハヅルコトハナシ。一身ガス
グニ天理ニナリキルモノナレバ、身脩ト云フモノナリ。ソコデ死ント云フコトガナ
イ故、天命ノ儘ニシテ天ヨリサヅカイシママデ復スノヂヤ。少シモカワルコトガナ
イ。チヨウド天ト人ト一體ト云フモノニテ、天命ヲ全フシオフジタト云フ譯ナリ。

- 一、操坦溪の家に珍藏する南洲自筆のもの。
- 二、「死ぬといふこと」
- 三、「外づれることはない。」
- 四、「授りしまゝ」

(二) 贈土持政照

別離如夢又如雲、
遠凌波浪瘦思君。

欲去還來淚紛紜。

獄裡仁恩謝無語、

(三) 別離夢の如く又雲の如し、去らんと欲して還來る淚紛紜。獄裡の仁恩謝するに語なし。

(四) 遠く波浪を凌ぎ瘦せて君を思はん。

- 一、元治元年二月二十二日、赦免召還の命が傳へられたので、いよいよ島を出ることになり、政照に對して別れの詩を送つたのである。
- 二、お別れはまるで夢のやうで、また、ほうつとして雲のやうでもある。いよいよ立ち去らうとしても、名残が惜しまれ、また戻り來つて涙がはら／＼とみだれ落ちる。願れば獄中では非常な御高配に預り、何とも御禮の申上げやうがない。これから遠く波浪を渡つて鹿兒島に歸るが、海を距てゝ君を思ふと身が瘦せることであらう。

長州問題時代

元治元年甲子（三十八歲）

元治元年甲子 (三十八歳)

二月二十八日、沖永良部島より歸來、鹿兒島に着し、直ちに昌福寺に詣で、先君齊彬の墓參をなす。

三月三日、上京を命ぜられ、四日、村田新八を伴ひ、汽船にて出發。十一日、大阪着。十四日京都着。

三月十八日、軍賦役に任ぜらる。

四月十八日、島津久光歸藩につき、後事を委ねらる。

六月五日、京都池田屋の變あり。

六月十一日、桐野利秋を遣はして長州の動靜を探らしむ。

七月十九日、長藩の家老、益田、福原、國司等、兵を率ゐて京都に亂入す。會津、桑名、越前、薩摩、大垣等の藩兵防戦して、之を退く。隆盛は烏丸通りより進撃し、督戦甚だ努め、遂に足部に負傷す。

七月二十日、幕吏、大和及び生野の亂に捕へたる平野國臣等を六角の獄に斬る。

七月二十一日、眞木和泉自刃す。

七月二十八日、家老小松帶刀と議し、海江田武次を越前に遣し、松平慶永の上京を促す。

八月七日、幕府、名古屋前藩主徳川慶勝を征長總督に任ず。

九月十一日、吉井友實、越藩士青山小三郎等と共に大阪に下り、勝安芳に會見し、幕府の内情及び開港意見を聞き、大いにその人物識見に推服す。翌日、京都に歸る。

十月二日、側役となり、姓を西郷に復し、西郷吉之助と稱す。この日、禁門事變の戦功により藩主より感狀および陣羽織と太刀を拜領す。

十月二十四日、征長總督徳川慶勝をその旅館に訪ひ、長州問題に關し意見を述べ。慶勝これを納れ、長防周旋のことを一切委任し、副刀を賜ふ。

十月二十五日、吉井友實及び税所長藏(篤)を伴ひ、大阪を發して海路廣島(十一月二日)を過ぎ、岩國に向ふ。

十一月三日、岩國に至り、吉川監物に會見して總督の命を傳へ、進撃の期切迫せるを以て、速かに福原等三家老以下暴臣を處分し、恭順の實意を表すべきを告ぐ。監物その厚意を謝し、命に服すことを約す。よつて、即日、岩國を辭し、六日、廣島に歸つて、總督の至るを待つ。

十一月十六日、總督、廣島に着す。吉川説得の始末を復命す。

十一月二十日、長藩諸隊兵、三條實美以下の五卿を擁し、暴動せんとするを聞き、總督に建議し、自ら往きて、諸隊及び五卿を説得せんことを請ふ。總督之を納れ、五卿を九州五藩(薩摩、筑前、肥前、肥後、久留米)に附せしめんとす。

十一月二十三日、小倉に着し、副總督松平茂昭に謁して、長州處分の意見を述べ。

十二月十五日、小倉を發し、二十日、岩國に寄り、二十二日、廣島に歸着す。

十二月二十七日、隆盛の建議により、總督、解兵を令す。

十二月二十八日、副總督に解兵令を傳へんため、廣島を發して、小倉に向ふ。

大久保一藏宛

元治元年五月十二日(京都より
鹿兒島へ)

中將様益御機嫌克、細島御光著被^(一)遊候段被^(二)仰越、御互恐悅此御事に御座候。陳ば御當地の形勢日に月に衰へ立候次第に御座候。堂上方に於て例の驚怖の御病症が相起り、暴客の畏れ甚しく、稍暴論行はれ候はんかと申勢に御座候。陽明家^(三)に於て御父子様共守衛人數の内より御番相勤吳候様にとの御事にて、兩御殿毎晩御人數被^(四)

差遣候事に御座候。武田一條に付ては先便にも申越候通り、伊丹に被^じ惡候鹽梅にて、申さば小兒の老婆を失ひ候と申御心持にて、其怨は皆々伊丹に參り、迎も仕様無^し御座處より頻りに相惡み、刺客にても行候はんかと申程の危に迫り候様子と申評判も有^し之、彼も些と弱^より立候鹽梅に御座候。武田逃去り候より行衛不^し相分^一坊主に相成りたるとの趣に御座候處、近來承候へば會津屋敷に潜居やに世評致す事に御座候。會藩薄情の次第には右等の手敷致居候て、此御方様御屋敷へは是非行末御結合致し置度との事にて、出會致し吳候様との儀故、小松太夫を初め、私共五六人出張候處、有志會にては全く無^し之、俗會の上通りと申鹽梅に御座候間、御笑察可^し被^し下候。

一、土州の儀此舉に乘^りじ大發可^し致との世評有^し之候處、迎も大舉出來候様子に無^し之、今で持張候處さへ六ヶ敷勢に御座候由、長州は勿論暴客輩も近來一橋を頻りに疑ひ出し、異說紛々の様子に被^し相聞^一申候。段々策略の次第も相顯れ、水人杯は籠絡致され候姿にて、決して攘夷の腹に無^し之、別に一物有^し之候はん。其趣にて探索に打掛候由に被^し相聞^一申候。

一、大樹公にも去る七日御下阪に相成、三十日位は浪華城に御滞在と申評判に御座候。夫より關東に御歸城相成候は、必ず夷船長州へ參り可^し申と勝麟太郎も相咄候由、長州破立候上は決て浪華へ突掛、開港の説を起候はんとの咄同人申居候由御座候。麟太郎にも近來の處尙更幕吏に被^し忌候由に御座候。

一、水野へ是非滯京致候様朝廷より被^し仰出^一候處、水野にては是非大樹公へ付添不^し參候ては不^し相濟^一候間、稻葉被^し殘置^一との事にて淀滯京の賦に御座候由。水野と一橋は餘程合居候様子に御座候。

一、近比御屋敷惡評甚敷起り、畢竟幕府より出候事多有^し之向に被^し相聞^一申候。上海に於て茶等の品を以て盛に交易相始候杯との説を申觸れ候由、是等皆々幕奸の隱策と相見へ申候。當分に相成候ては御遺策の通、頓^{とん}と手を引き、岡崎の調練等追々有^し之、色々探索に心を用ひ候計に御座候處、暴輩も至極疑を生じ、舉動不^し相分^一深く吟味致す様子に御座候。當時態にては迎も一家中一體致し居候譯無^し之、議論紛々に可^し有^し之候處、頻と異議無^し之、不思議な事と、且恐れ且疑迷の由と被^し相聞^一申候。長州より頻りに合せ度との腹と相見得申候へども、手の付様無^し之鹽梅に御座